

豊川市環境基本計画

環境行動都市 とよかわ

～次世代に誇れるまちをつくろう～

平成27年3月見直し版（案）

平成27年3月

豊 川 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の目的	1
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の対象範囲	2
第5節 計画の位置づけ	2
第6節 見直しの視点と範囲	3
第2章 地域の概要と特性	4
第1節 豊川市の概要	4
第2節 豊川市の地域特性	6
第3章 豊川市が目指す姿	7
第1節 理念と方針	7
第2節 将来像	8
第3節 環境像	9
環境像1 地球にやさしいまちをつくる	9
環境像2 自然にやさしいまちをつくる	10
環境像3 資源にやさしいまちをつくる	11
環境像4 人にやさしいまちをつくる	12
環境像5 みんなで取り組むやさしいまちをつくる	13
第4章 環境目標の達成に向けた取組と施策の展開	14
第1節 地球にやさしいまちをつくる	15
環境目標① エネルギーを大切にしよう	15
環境目標② 車の使い方を考えよう	24
環境目標③ まちを涼しくしよう	30
第2節 自然にやさしいまちをつくる	36
環境目標④ いろいろな生き物の住む自然を守ろう	36
環境目標⑤ 身近な自然を守ろう	47

第3節 資源にやさしいまちをつくる	52
環境目標⑥ ごみを減らして、リサイクルしよう	52
環境目標⑦ ごみをきちんと処理しよう	60
第4節 人にやさしいまちをつくる	66
環境目標⑧ 空・水・土を守り、健康な暮らしを保とう	66
環境目標⑨ 快適でゆとりある生活空間をつくろう	77
第5節 みんなで取り組むやさしいまちをつくる	83
環境目標⑩ 豊川らしさを保ち、育もう	83
環境目標⑪ みんなで考え、行動しよう	89
第5章 重点事業（後期5年）	98
第1節 重点施策の役割	98
第2節 重点施策の構成	98
第3節 重点施策の展開	99
重点施策① 地球温暖化対策推進プロジェクト	99
重点施策② 生物多様性保全プロジェクト	103
重点施策③ ごみ減量・有効利用プロジェクト	105
第4節 市民・事業者の行動	108
第6章 計画推進に向けた方策	109
第1節 計画の推進体制	109
第2節 計画の進行管理	110
参考資料	111
1. 環境基本計画策定・見直しの経緯	111
2. 用語解説	115

用語解説について

「*」が付いている語句は、用語解説で解説しています。ただし、同ページに同じ用語が複数掲載されている場合や後述のページに記載されている場合は、最初にのみ「*」を付けています。

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景

豊川市では、平成 7 年（1995 年）9 月に市議会において、環境と共生するまちを実現するための「環境宣言」を決議し、平成 10 年（1998 年）3 月には「豊川市環境基本構想」を策定しました。

しかし、市民の日常生活や事業者の通常の事業活動に伴う環境負荷の集積によって、10 年の経過とともに環境問題も大きく変化し、従来の枠を越えた対策が必要になりました。

そこで、持続可能な社会をつくり、市民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、市・市民・事業者の責務、基本理念、基本方針など環境の保全や創造に関する基本的な方向を定めた「豊川市環境基本条例」を平成 21 年（2009 年）に策定しました。

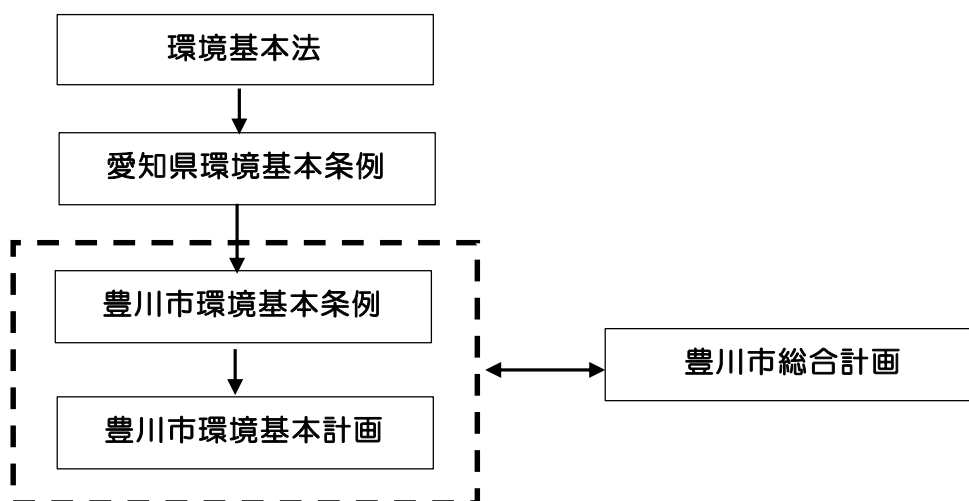
この条例の基本理念を実現するため、環境の保全や創造に関する取組を総合的かつ計画的に実施することが必要となっています。

第 2 節 計画の目的

豊川市環境基本計画は、豊川市環境基本条例第 9 条の規定に基づき、本市の環境行政を明確にし、環境の保全や創造に関する総合的、体系的な取組を示すものです。

本計画では、本市の望ましい将来像、目指すべき環境像、環境目標を掲げ、その環境目標を達成するための取組として市の施策、市民・事業者の行動を示します。

また、環境基本法、愛知県環境基本条例、豊川市総合計画との関連は、以下のとおりです。



第3節 計画の期間

本計画の対象期間は、平成22年度（2010年度）から平成31年度（2019年度）の10年間とします。

豊川市環境基本計画の目標年度：平成31年度（2019年度）

また、今後の社会情勢などの変化に応じて、見直しを行うこととします。
今回は、平成25年度末までの実績を踏まえて中間見直しを実施しました。

第4節 計画の対象範囲

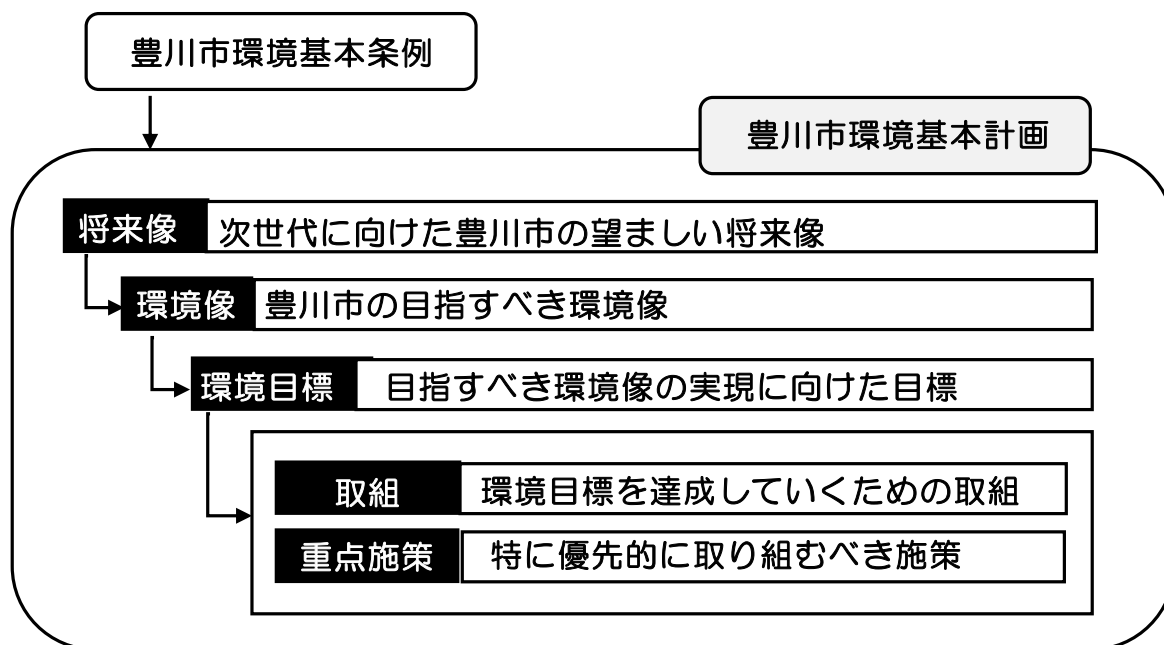
今日、ごみ問題、生活排水による河川の水質汚濁問題、そして地球温暖化、生物多様性の喪失といった地球規模での環境問題など、様々な解決すべき問題が、私たちを取り巻いています。

そこで、本計画の対象とする環境は、日常の身近な問題から地球規模の問題まで幅広い分野に対応するため、生活環境、都市環境、自然環境、歴史的・文化的環境、地球環境とします。

また、対象とする地域は、市内全域とします。

第5節 計画の位置づけ

本計画の構成は、以下のとおりとします。



第6節 見直しの視点と範囲

1. 見直しの視点

今回の見直しにおいては、現在、本計画に掲げる取組の成果と課題を総点検し、より一層市民や事業者とともに持続可能な社会づくりを推進する計画としていくために今後5年間で取組む施策について、次の視点に基づき施策や取組の見直し、追加等を行いました。

- ・環境を取り巻く社会情勢の変化や市民や事業者の動向を把握し、課題を整理する。
- ・本計画の取組状況を踏まえ、施策の見直しを行う。
- ・新たな環境問題や国・県の施策を勘案し、施策の追加を行う。
- ・市の関連部署の計画と本計画との整合性を図る。

2. 見直しの範囲

将来像を始め5つの環境像、11の環境目標の項目については、本計画の根幹をなすものであるため、基本的に見直しを行わず、以下の点について見直しを実施しました。

①環境目標 項目の見直しはしないが、以下の点の見直し及び追加を行いました。

◆現状と課題

- ・環境の現状
- ・課題の整理

・社会情勢や市民・事業者の動向を把握、分析し、新たな課題等を整理

◆目標とする指標

- ・現状値の修正
- ・目標値の修正

・取組の達成状況に応じた目標値の見直し

②取組 項目を含め、以下の点の見直し及び追加を行いました。

- ・取組の方向性
- ・市の施策
- ・市民の行動
- ・事業者の行動

・施策の進捗状況等に応じた見直し
・社会情勢の変化に基づく国や県の新たな施策、制度改正に基づく取組の見直し及び追加
・民間事業者などが行う事業の反映

③重点施策

前期5年間の重点施策を検証し、平成27年度から平成31年度までの後期5年間に重点的に取り組むべき施策を位置付け、本計画の目標値（再掲）と取組スケジュールを掲げました。

第2章 地域の概要と特性

第1節 豊川市の概要

1. 市の自然的・社会的概要

本市は、愛知県南東部に位置し、**市域面積 161.14km²、人口 181,158 人（平成 26 年 10 月 1 日現在）**の東三河の中心的都市です。

自然的条件は、市の北部から西部にかけて森林が広がり、東部には国内有数の清流である豊川が流れ、中央部に沖積台地、南部に沖積平野が広がり、南西部は三河湾に面しており、山・川・海の豊かな自然に恵まれています。気候は、太平洋岸式気候に属し、温暖で過ごしやすい地域です。

社会的条件は、名古屋市から約 60km、豊橋市の中心地から約 8km の距離にあり、東名高速道路、国道 1 号・23 号・151 号などの幹線道路や、J R 東海道本線・飯田線、名鉄名古屋本線・豊川線と J R 東海道新幹線が通っており、この地域の交通の要衝として重要な位置を占めています。



2. 市の沿革

本市は、三河国府が置かれるなど、古くからこの地方の政治、経済、文化の中心として、近世においては、東海道、姫街道の街道筋のまち、豊川稻荷の門前町として栄えてきました。

昭和 14 年（1939 年）に海軍工廠の建設が始まるとともに、人口も急激に増加し、昭和 18 年（1943 年）には、豊川町、牛久保町、国府町、八幡村の 3 町 1 村が合併し、県下 8 番目の市として誕生しました。しかし、第二次世界大戦中、海軍工廠が被爆により壊滅し、工廠閉鎖・終戦とともに人口も半減しました。その後、市民の再建への努力が実を結び、市勢は徐々に回復しました。昭和 30 年（1955 年）に八名郡三上村、昭和 34 年

（1959 年）に宝飯郡御油町と合併し、近年では、平成 18 年（2006 年）2 月に宝飯郡一宮町、平成 20 年（2008 年）1 月に宝飯郡音羽町及び同郡御津町、平成 22 年（2010 年）2 月に宝飯郡小坂井町と合併しました。



〔豊川市の位置と市域〕

第2節 豊川市の地域特性

1. 豊かな自然環境

本市の北部から西部に広がる山林は、本宮山山頂付近と財賀寺一帯の自然林や佐奈川上流域のコナラ林、宮路山山頂付近のコアブラツツジ林など、多様な森林環境を有しており、多くの動植物が生息・生育しています。そして、市街地では社寺林などの樹木が身近に自然を感じさせてくれます。

本市は、多くの河川に恵まれています。特に、一級河川である豊川は、清流として豊かな自然環境を有しています。また、二級河川である市街地を流れる佐奈川と音羽川、市の南西部を流れる御津川は、三河湾に注いでおり、河川沿いの桜並木や水の流れが多く、市民にやすらぎと潤いを与えています。

2. 恵まれた歴史的資源

本市は、年間数百万人の参拝客が訪れる日本三大稲荷である豊川稲荷のほか、国の指定文化財として旧東海道の面影を残す御油の松並木をはじめ、三河国分寺跡、三河国分尼寺跡、三明寺の三重塔、財賀寺の仁王門、法住寺の木造千手観音立像、大恩寺の絹本著色王宮曼荼羅図、菟足神社の大般若経などがあります。また、県の指定文化財として、砥鹿神社の田峰の銅鐸、龍源寺の黒門などがあり、多くの歴史的資源が保存されています。

3. バランスが取れた産業

本市は、農業・工業・商業のバランスのとれた都市です。

農業については、肥沃な耕地と温暖かつ適量の降雨に恵まれた気候という、自然・地理的好条件の環境にあり、大葉、菊、バラなどの施設園芸をはじめ、稲作、畜産など多様な農業がバランスよく発展し、優良な農業生産地域である東三河の一角を担っています。

工業については、主要な幹線道路が縦横に配置されていることから、輸送機器・一般機器・電気機器を中心に多くの工場が進出し、内陸部、臨海部に工業地帯が広がっています。

商業については、市内に多くの商店街があり、特に豊川地区商店街と諏訪地区商店街は、県の活性化モデル商店街に指定されており、地域の食・人・歴史などを活かした特徴ある新時代商店街として、広く注目を集めています。

4. 利便性の高い交通体系

東名高速道路豊川・音羽蒲郡両インターチェンジがあり、東京や大阪方面との物流や観光に威力を発揮しています。また、JR東海道本線・飯田線、名鉄名古屋本線・豊川線の各駅があり、名古屋・豊橋方面などへの行き来に利用されています。

第3章 豊川市が目指す姿

第1節 理念と方針

本計画は、豊川市環境基本条例の基本理念、基本方針の実現に向けた環境施策や環境活動を、総合的かつ計画的に推進するための、環境の保全や創造に関する計画です。

以下に豊川市環境基本条例に掲げられている基本理念と基本方針を示します。

基本理念

- (1) 環境の保全や創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- (2) 環境の保全や創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡や生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共生していくことを目的として行わなければならない。
- (3) 環境の保全や創造は、環境資源や環境の価値が有限であることを認識して、資源やエネルギーの合理的かつ循環的な利用により、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- (4) 環境の保全や創造は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることを認識して、全ての事業活動や日常生活において地球環境保全に資するよう行わなければならない。

(本市環境基本条例 第3条より)

基本方針

- (1) 人の健康が保護され、生活環境が保全されるよう公害を防止し、大気、水、土壌などが良好な状態に保持されること。
- (2) 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源や森林資源を保全するとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地などを適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。
- (3) 資源やエネルギーの合理的かつ循環的な利用をするとともに廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (4) 歴史的又は文化的な環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間や人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適で良好な環境を創造すること。

(本市環境基本条例 第8条より)

第2節 将来像

本計画は、豊川市環境基本条例の基本理念に基づき、次世代に向けた本市の将来像を設定します。

環境行動都市 とよかわ ～次世代に誇れるまちをつくろう～

環境行動都市 とよかわ

近年のごみ問題や地球環境問題は、これまでの事業者のみが原因者となるのではなく、市民一人ひとりが原因者となりうる問題です。私たちの暮らす豊川市の良好な環境は、市・市民・事業者がそれぞれの役割分担のもとに、考え・行動することで、守られ・創られていく必要があります。

次世代に誇れるまちをつくろう

20 世紀は経済活動を重視し、物の豊かさを享受してきました。しかし、経済発展による大量生産、大量消費、大量廃棄に伴う環境負荷の増大により、地球の環境は、自然の力だけでは回復できない状況となっています。私たちは、地球が有限なシステムにより成り立っていることに気づきつつも、環境に対する配慮をおろそかにしたために、破壊された環境が、私たち人間の健康や生存そのものにとって、大きな脅威となっています。

持続可能な社会の形成のためには、市・市民・事業者が連携し、様々な創意工夫を凝らしていくことが必要です。今後、環境と共存した経済活動を実現するには、環境対策を織り込んだ新しい経済の形に移行することが重要です。

私たちは、将来を担う子どもたちから、この地球やまちづくりを付託されています。今こそ知恵と力を結集し、安心してこのまちで暮らせるように、21 世紀初頭の私たちの選択が正しかったと誇れるようにすることが必要です。

本計画では、本市の環境を良好な状態で保全・創出していくために、「**環境行動都市とよかわ ～次世代に誇れるまちをつくろう～**」を将来像として掲げ、次世代に誇りをもって引き継げるまちの形成を目指します。

第3節 環境像

本市の環境における良好な状態は、保持し、育み、良くない状態は、改善することを基本姿勢とし、環境基本条例や将来像より、本市が目指すべき環境像を以下のとおり5つ設定します。

環境像1 地球にやさしいまちをつくる

化石燃料の大量消費、モータリゼーションの進行など、人間の活動により、大気中の温室効果ガスが大幅に増えた結果、熱の放出と保温のバランスが崩れ、地球の温度が上昇し続けています。このような地球温暖化の影響として、海水面の上昇、生態系の変化、異常気象、農作物への影響などが予測されています。

また、人口が集中し、保温性が高いコンクリートやアスファルトに固められた都市部では、温度が周辺部よりも高くなるヒートアイランド現象が起きています。

私たち市民は、再生可能エネルギー*や新エネルギーを導入し、省エネルギーの推進によりエネルギー消費量を減らし、温室効果ガスの排出を抑制するとともに、緑化を推進することで、地球温暖化を抑制し、地球にやさしいまちの形成を目指します。



〔将来にわたり守るべき地球〕

環境像2 自然にやさしいまちをつくる

本市は、広大な森林と豊川をはじめとした多くの河川や海岸、市街地を取り囲む田園風景などの豊かな自然を有しており、多様な生態系が形成されています。この豊かで身近な自然を将来に継承していくためには、社会全体が自然への関心を高め、自然保護に関する自主的な取組を進める必要があります。

私たち市民は、生物多様性の保全と自然と共生するライフスタイルを継続することで、自然にやさしいまちの形成を目指します。



〔本宮山と豊川〕

環境像3 資源にやさしいまちをつくる

今日の経済社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会となっており、多くの環境問題は、自然界の許容範囲を超えた資源の消費と、そこから発生する廃棄物の増加など、私たちの日常生活や事業活動に起因しています。

私たち市民は、これらの問題解決に向け、自らのライフスタイルを見直し、循環を基調とする経済社会システムを実現するために活動する必要があります。4 R * (Refuse (リフューズ) = 断る、Reduce (リデュース) = 減らす、Reuse (リユース) = 再使用、Recycle (リサイクル) = 再生利用) と、廃棄物の適正処分に向けた取組を実施し、資源の循環を維持する、資源にやさしいまちの形成を目指します。



〔豊川市ごみ啓発作品コンクール入選作より〕

環境像4 人にやさしいまちをつくる

本市は、清流豊川や多くの河川など恵まれた水環境をはじめ良好な環境を授かっています。きれいな空気と水と土を守り良好な環境を将来に継承していくことは、私たち市民の義務であり、さらに良好な環境を目指して努力する必要があります。

また、自然とのふれあいは、健康な生活を確保していく上で不可欠であり、健康の保持増進の効果とともに、自然環境の保全に対する意識の高まりにつながります。

私たち市民は、良好な環境が人にとってもやさしいことを認識し、快適でゆとりある生活空間を有する、人にやさしいまちの形成を目指します。



〔佐奈川の桜〕

環境像5 みんなで取り組むやさしいまちをつくる

本市は、歴史的風土に恵まれており、歴史的・文化的遺産を保存し、伝統文化を継承するとともに、活用していく必要があります。

また、ごみ問題、生活排水問題、地球環境問題をはじめとした各種の環境問題を解決していくためには、一人ひとりの意識を高めるだけでなく、長期的な視野に立って、未来を担う次世代も含めた環境教育・環境学習を推進し、環境への負荷の少ない取組や事業活動を、世代を超えたつながりで理解し進めていく必要があります。

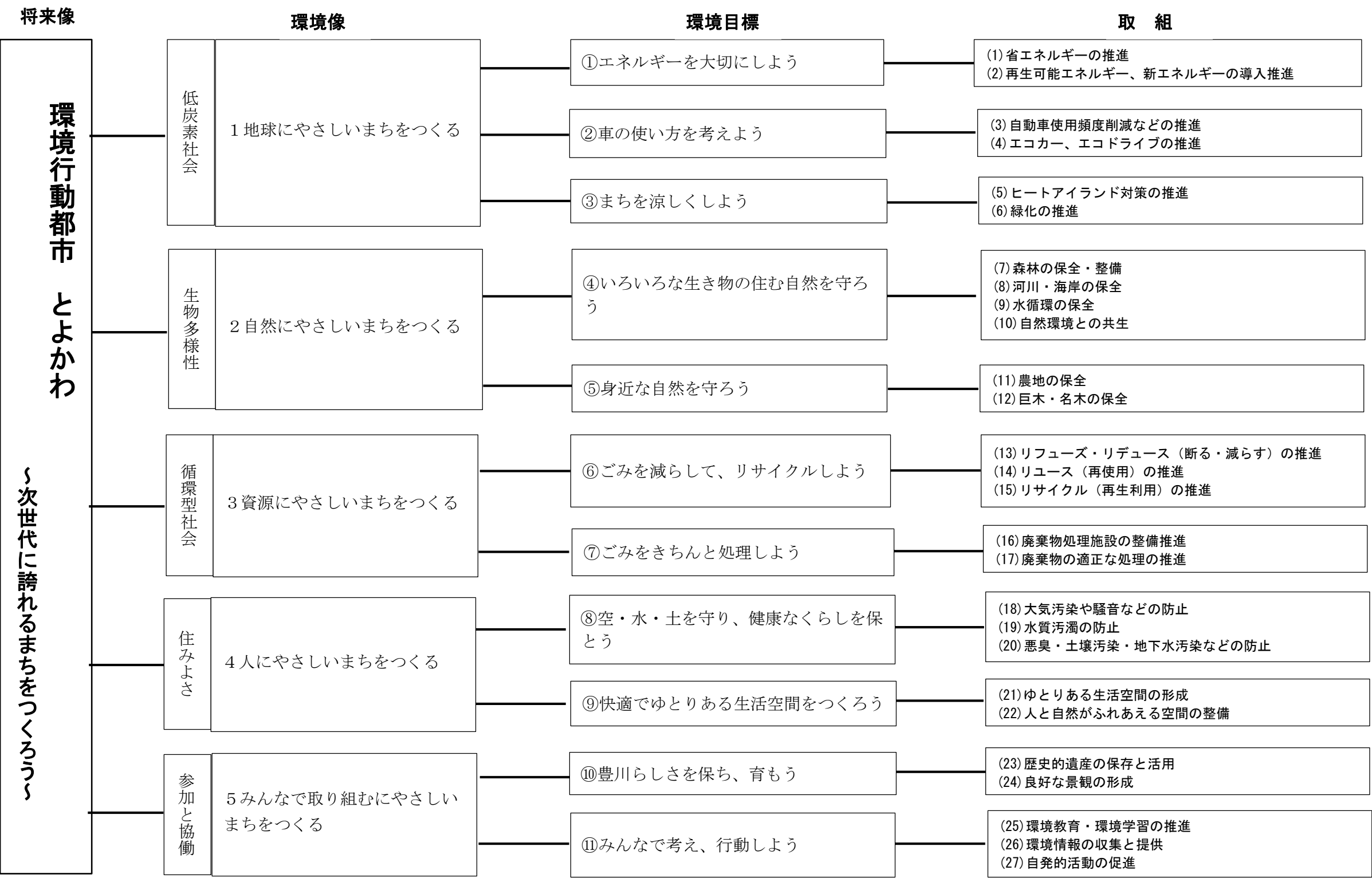
私たち市民は、歴史的・文化的環境を活かすとともに、環境について考え、環境にやさしいライフスタイルを確立し、持続可能な社会の形成のため、市・市民・事業者がそれぞれの立場で環境の保全・創出の取組を実施し、環境活動に、みんなで取り組むやさしいまちの形成を目指します。



〔子ども環境学習体験講座〕

第4章 環境目標の達成に向けた取組と施策の展開

第3章で示した将来像や環境像を実現し、11の環境目標を達成するために、27の取組を設定します。取組ごとに市は施策を展開し、市民・事業者は取組に応じた行動をします。



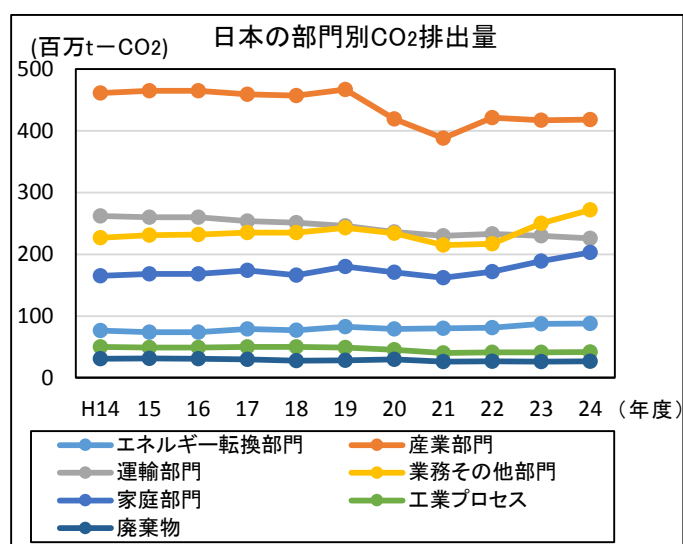
第1節 地球にやさしいまちをつくる

環境目標① エネルギーを大切にしよう

◆現状と課題

(1) 環境の現状

- 平成19年(2007年)に公表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)のAR4(第四次評価報告)において、地球温暖化は確実に進行していて、人類の活動に起因する二酸化炭素(CO_2)などの温室効果ガスが直接的な原因であることが初めて明言されました。また、平成25年(2013年)に公表されたAR5(第5次評価報告)では、1880年から2012年までに世界の気温は、 0.85°C 上昇しており、21世紀末には最大 4.8°C 上昇するとの予測があります。
- 平成21年(2009年)7月に開催されたイタリア・ラクイラ・サミットでは、平成62年(2050年)までに先進国の温室効果ガス排出量を80%削減するほか、気温上昇を 2°C 以内に抑えることで合意に達しました。
- 平成21年(2009年)9月にわが国は、温室効果ガス削減の中期目標として日本国内の温室効果ガスを平成32年(2020年)までに平成2年(1990年)比で25%削減するという数値目標を示しました。しかし、平成23年(2011年)3月の東日本大震災以降、原子力発電所の停止を含めたエネルギー情勢の変化等により、平成25年(2013年)11月に政府は、温室効果ガスの削減目標を平成17年(2005年)比3.8%削減に変更しました。
- 日本における平成17年度(2005年度)の CO_2 排出量は、1,282百万 t-CO_2 であり、平成24年度(2012年度)には、1,276百万 t-CO_2 となっています。



資料：温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターHPより

○本市における平成 17 年度（2005 年度）の温室効果ガスの排出量（**豊川市**地球温暖化対策実行計画区域施策編による本市が対象とする温室効果ガス）は、202 万 t-CO₂であり、平成 24 年度（2012 年度）には、152 万 t-CO₂と 24.8%減少していますが、これは、平成 20 年（2008 年）のリーマンショック以降の景気低迷による産業部門を中心とした製品出荷額の減少による影響が大きくなっています。

※豊川市地球温暖化対策実行計画区域施策編で対象とする温室効果ガス

温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類があります。そのうち、二酸化炭素は、全体の約 77%を占めています。

本市においては、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」（平成 26 年環境省）に基づき、エネルギー起源 CO₂（燃料の燃焼、他者から供給された電気又は熱の使用に伴い排出される CO₂）及びエネルギー起源 CO₂以外の温室効果ガスの内、廃棄物の焼却により発生する二酸化炭素排出量を算定の対象とします。

ガスの種類		地球温暖化係数	性質	用途、排出源
二酸化炭素(CO ₂)		1	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など。
メタン(CH ₄)		25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素(N ₂ O)		298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン類	数百から 1 万程度	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
	パーフルオロカーボン類	数千から 1 万程度	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
	六ふっ化硫黄	22,800	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
	三ふっ化窒素(H27.4.1～)	17,200	窒素とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	半導体や液晶基盤の洗浄など

※地球温暖化係数とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値です。ガスそれぞれの寿命の長さが異なることから、温室効果を見積もる期間の長さによってこの係数は変化します。ここでの数値は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 4 次評価報告書の値(100 年間での計算)になります。

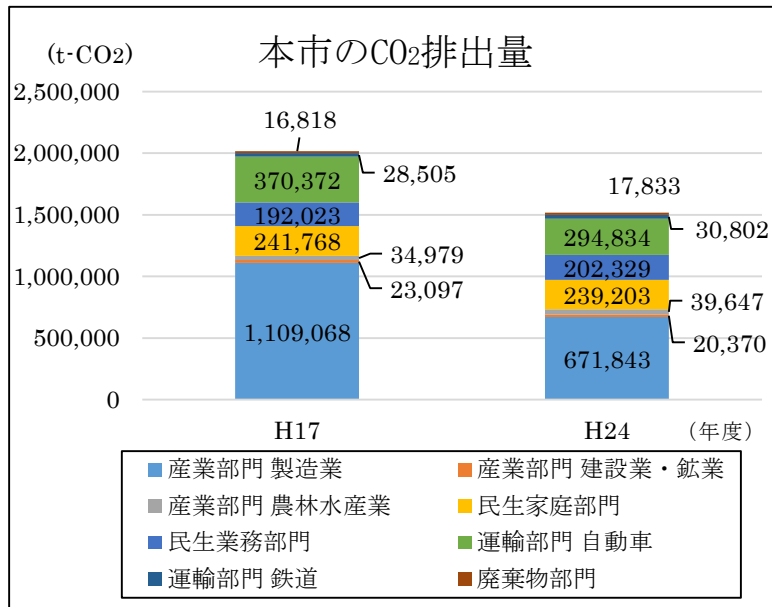
地方公共団体の規模に応じた温室効果ガス把握対象

ガス種	部門・分野	都道府県 政令市	中核市 特例市	その他の 市区町村
エネルギー 起源 CO ₂	産業（製造業、建設業、鉱業、農林水産業）	◎	◎	◎
	民生（家庭、業務）	◎	◎	◎
	運輸（自動車、鉄道、船舶）	◎	◎	◎
	運輸（航空）	◎	—	—
エネルギー 起源 CO ₂ 以外の温室 効果ガス	工業プロセス	◎	◎	△
	廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）	◎	◎	◎
	農業	◎	◎	△
	代替フロン等 3 ガス	◎	△	△

◎：原則として把握対象とすべき △：可能な範囲があれば把握対象とすることを推奨

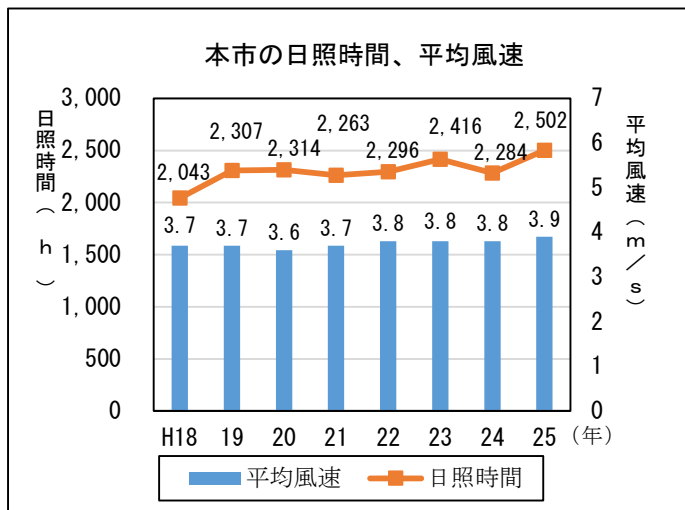
※本市は、地方公共団体の規模において「その他の市区町村」に該当します。

出典「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」（平成 26 年環境省）

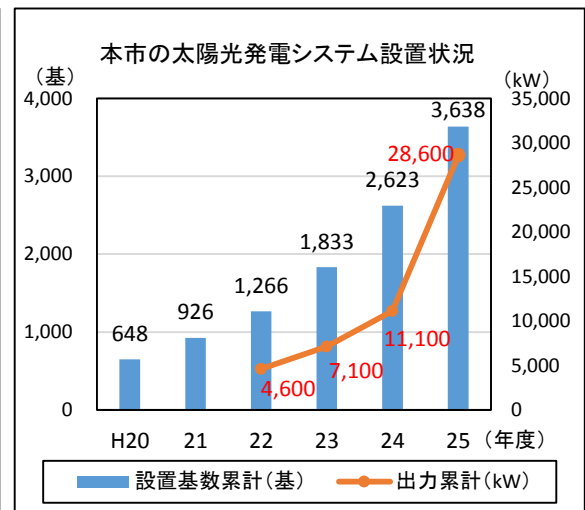


資料：豊川市

- 国は平成 26 年（2014 年）4 月に策定した「第 4 次エネルギー基本計画」では、平成 25 年（2013 年）から再生可能エネルギーの導入を最大限加速し、その後も積極的に推進していくとしています。
- 東日本大震災を契機とし、災害時の電力確保として再生可能エネルギーや新エネルギーの導入に関心が高まり、固定価格買取制度と相まって、太陽光だけでなく、風力や水力、地熱、バイオマス*など再生可能エネルギーの導入に注目が集まっています。
- 本市が位置する東三河は日本有数の日照時間を有しているため、本市においては、太陽光発電システムの設置が進んでいます。



資料：気象庁（アメダス豊橋）



資料：豊川市

(2) 課題の整理

- 平成 20 年度に実施した市民の環境に関する意識調査では、地球温暖化問題への関心が高く、約 80%の市民が「関心がある」と回答していました。平成 26 年度に実施した地球温暖化対策に関する意識調査でも約 81%の市民が「関心がある」と回答しており引き続き関心の高さがうかがえます。
- 平成 20 年度に実施した事業者の環境に関する意識調査では、31%の事業者が「地球温暖化対策の取組を行っている」と回答しているほか、環境保全に係る事業負担についても、51%の事業者が「業績に深刻な影響がなければ、できるだけ負担したいと思う」と回答するなど、関心の高さが現れています。
- 低炭素社会を実現するためには、CO₂などの温室効果ガスの排出量を減らすだけでなく、エネルギー消費量自体を減らすことも必要となります。
- エネルギー消費量を減らすためには、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー、新エネルギーの導入といった施策を展開する一方で、市民一人ひとりが高い問題意識を持って、自発的に取り組む必要があります。
- 再生可能エネルギーは、環境への負荷が少なく、資源が枯渇しないエネルギーですが、太陽光や風力、水力は、気象や立地により発電量が大きく変化します。また、再生可能エネルギーの導入拡大によって、電力品質の維持やバックアップ電源の確保、送電網の整備が課題となっています。

◆目標とする指標

環境指標	過去値	現状値	目標値
豊川市地球温暖化対策実行計画区域施策編による市域からの温室効果ガスの排出量	全体 2,016,890t-CO ₂ 家庭部門 241,768t-CO ₂ (H17 年度)	全体 1,516,861t-CO ₂ 家庭部門 239,203t-CO ₂ (H24 年度)	全体 1,448,551t-CO ₂ 家庭部門 217,698t-CO ₂ (H31 年度)
太陽光発電システム設置基数	648 基 (H20 年度末)	3,638 基 (累計) (28,600kW) (H25 年度末)	5,000 基 (累計) (35,000kW) (H31 年度末)

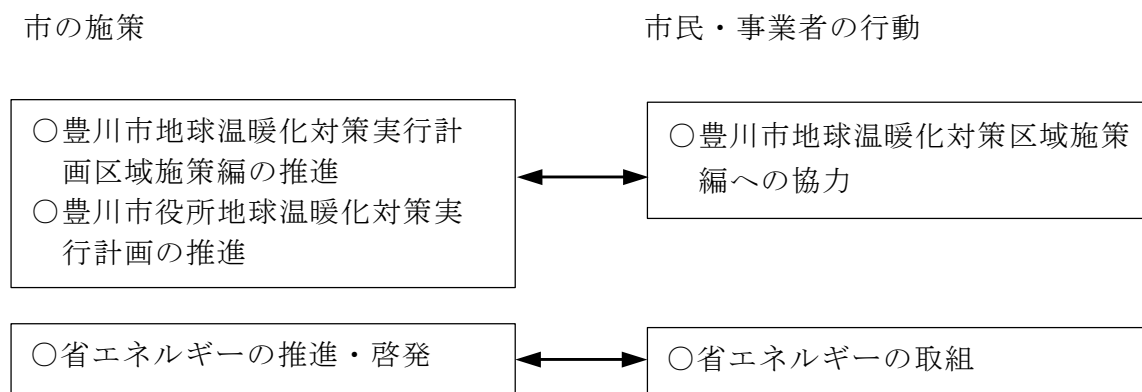
◆目標達成に向けた取組

取組１ 省エネルギーの推進

（１）取組の方向性

省エネルギーを推進するために、市は、公共施設において率先的に行動するとともに、市民や事業者へ積極的に啓発などを行います。市民・事業者は、強い問題意識を持って、日常生活や事業活動における省エネルギーに取り組みます。

《取組の体系》



（２）市の施策

○豊川市地球温暖化対策実行計画区域施策編の推進

- ・市民の生活や事業活動などによって排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを削減するため、豊川市地球温暖化対策実行計画区域施策編に基づき、温室効果ガスの排出抑制の取組を総合的かつ計画的に推進します。

○豊川市役所地球温暖化対策実行計画の推進

- ・豊川市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量削減のために省エネルギーの取組を率先して行います。
- ・豊川市グリーン購入*推進指針に基づき、環境に配慮した製品を優先して購入します。
- ・公共施設の整備においては、省エネルギー化を推進し、省エネタイプの機器を導入します。
- ・公共工事の実施においては、環境配慮型工事を推進します。
- ・緑のカーテン*事業を実施し、冷房の使用削減に取り組みます。
- ・クールビズ・ウォームビズに取り組みます。特にクールビズについては、期間中、シティセールスの一環として、毎週水、金曜日を「いなりんクールビズデー」として、「いなりんポロシャツ」等の着用を推奨するなど積極的にクールビズ・ウォームビズを推進します。

○省エネルギーの推進・啓発

- ・環境家計簿の普及事業を実施し、省エネルギーの意識向上を推進します。

- ・エコチャレンジカレンダーを配布し、省エネルギーやCO₂削減について関心を高める取組を実施します。
- ・「豊川市こだわり農産物」を始め地元生産物の地産地消を推進し、流通に伴うエネルギー消費を削減するよう啓発します。
- ・「夏至」及び「クールアースデー*」での夜8時以降のライトダウン及び「毎週水曜日」のライトダウン作戦を実施し、省エネルギーの啓発を実施します。
- ・「クールシェア、ウォームシェア*」の取組を推進、啓発します。
- ・家庭や事業所における省エネルギーの取組を啓発します。
- ・家庭における省エネ診断(うちエコ診断)を実施します。
- ・市民に対し、ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)*の導入を推進するため助成を行います。
- ・事業者に対し、ビルディングエネルギーマネジメントシステム(BEMS)*の導入について普及啓発を行ないます。

(3) 市民の行動

○豊川市地球温暖化対策区域施策編への協力

- ・家庭から排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを削減するため豊川市地球温暖化対策実行計画区域施策編に基づき、温室効果ガスの排出抑制の取組に協力します。

○省エネルギーの取組

- ・家庭での電力の消費を減らすために、環境家計簿を利用します。
- ・日常生活において、環境に配慮した製品を優先して購入するなど、家庭での省エネルギーの取組を行います。
- ・住宅を新築・増改築する際には、高気密・高断熱建築を心がけます。
- ・「豊川市こだわり農産物」を始め地元で生産された農産物や物品を優先して購入します。
- ・緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組めます。
- ・クールビズ・ウォームビズに取り組めます。
- ・「夏至」及び「クールアースデー」での夜8時以降のライトダウンに参加し、省エネルギーの取組に協力します。
- ・ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)を導入し、エネルギー使用の最適化を図ります。

(4) 事業者の行動

○豊川市地球温暖化対策区域施策編への協力

- ・事業活動によって排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを削減するため豊川市地球温暖化対策実行計画区域施策編に基づき、温室効果ガスの排出抑制の取組に協力します。

○省エネルギーの取組

- ・事業活動において環境に配慮した高効率燃料への転換や、省エネルギー機器の導入など事業所での省エネルギーの取組を行います。
- ・工場やオフィスを新築・増改築する際には、ESCO*事業を導入するなど、よりエネルギー消費が少なくなるよう心がけます。

- ・「豊川市こだわり農産物」を始め地元で生産された農産物や物品を優先して販売し、輸送エネルギーを削減します。
- ・緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組みます。
- ・クールビズ・ウォームビズに取り組みます。
- ・「夏至」及び「クールアースデー」での夜8時以降のライトダウンに参加し、省エネルギーの取組に協力します。
- ・ビルディングエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入し、エネルギー使用の最適化を図ります。

コラム1：一人ひとりの地球温暖化対策

豊川市民全体で以下の取り組みを行うと、温室効果ガス排出量を年間約5万1千トン削減できます。（単位：CO₂換算）

取組の例		一世帯当たりの年間CO ₂ 削減効果	一世帯当たりの年間排出量に対する削減割合
1	冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する	約 33kg/年	0.6%
2	週2日、往復8kmの車の運転をひかえる	約 184kg/年	3.5%
3	1日5分間のアイドリングストップを行う	約 39kg/年	0.8%
4	待機電力を50%削減する	約 60kg/年	1.1%
5	シャワーを1日1分家族全員が減らす	約 69kg/年	1.3%
6	風呂の残り湯を洗濯に使いまわす	約 7kg/年	0.1%
7	ジャーの保温を止める	約 34kg/年	0.7%
8	家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす	約 238kg/年	4.5%
9	買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜などを選ぶ	約 58kg/年	1.1%
10	テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす	約 14kg/年	0.3%
合 計		約 736kg/年	14.0%
豊川市 全体での効果		約 51,040t/年	

※取組およびCO₂削減効果については、環境省資料より

豊川市の世帯数：約65,500世帯、豊川市の自家用車台数：約78,200台

豊川市全体での効果の算出方法：

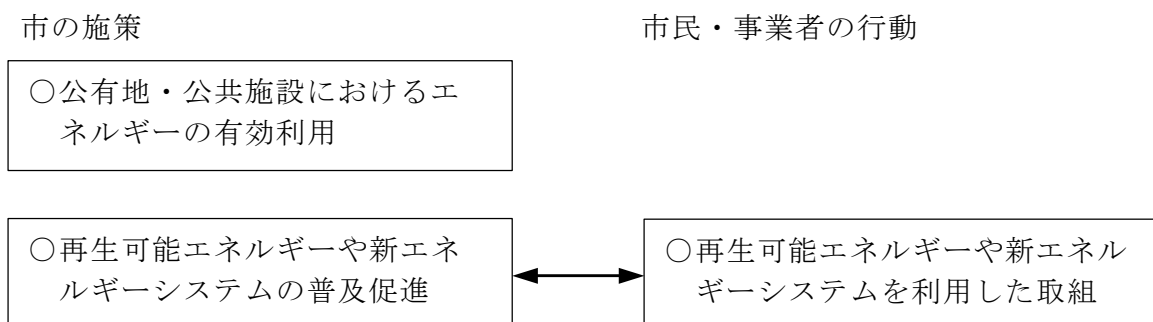
$$\text{自動車の取組（2、3）による削減効果} \times 78,200 \text{（台）} + \text{その他の取組} \times 65,500 \text{（世帯）} \\ \approx 51,040 \text{（t/年）}$$

取組２ 再生可能エネルギー、新エネルギーの導入推進

（１）取組の方向性

再生可能エネルギーや新エネルギーの導入を推進するために、公有地や公共施設において、太陽光発電システムの設置をはじめとした再生可能エネルギーや新エネルギーを積極的に導入するとともに、市民や事業者への再生可能エネルギーや新エネルギーの導入を促進する取組を行います。

《取組の体系》



（２）市の施策

○公有地・公共施設におけるエネルギーの有効利用

- ・公共施設の新築・増改築時には、太陽光発電システムを導入します。
- ・未利用エネルギー技術についても、導入を図ります。
- ・清掃工場において、廃棄物焼却による発電や廃熱利用（サーマルリサイクル）を実施し、エネルギーの有効利用を図ります。
- ・公共施設において、燃料電池の導入を検討します。
- ・未利用地において、太陽光発電所を設置運営する事業者を誘致し、再生可能エネルギーの推進を図ります。

○再生可能エネルギーや新エネルギーシステムの普及促進

- ・バイオマスエネルギーの有効活用について調査・研究し、取り組んでいきます。
- ・住宅用太陽光発電システムの普及を図るため、設置に対し助成を行います。
- ・太陽熱高度利用システムの普及を図るため、啓発を行ないます。
- ・風力発電システムの情報収集・研究を行います。
- ・遊休地を活用した太陽光発電システムの導入を推進します
- ・自立分散型地域エネルギーシステムについて情報収集・研究を行います。
- ・家庭用蓄電池や燃料電池の導入を推進するため助成を行います。
- ・小水力発電システムの情報収集・研究を行います。

（３）市民の行動

○再生可能エネルギーや新エネルギーシステムを利用した取組

- ・住宅用太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムの情報収集・設置を進めます。
- ・遊休地を活用し、太陽光発電システムを導入します。
- ・家庭用蓄電池や燃料電池を導入します。

（４）事業者の行動

○再生可能エネルギー・新エネルギーシステムを利用した取組

- ・施設におけるコージェネレーションシステムの導入を進めます。
- ・事業用太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムの情報収集・設置を進めます
- ・遊休地を活用し、太陽光発電システムを導入します。



〔豊川市役所北庁舎屋上の太陽光発電システム〕



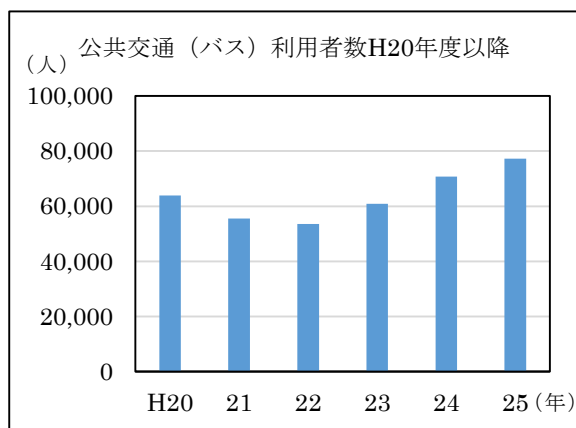
〔遊休地を活用した太陽光発電所〕

環境目標② 車の使い方を考えよう

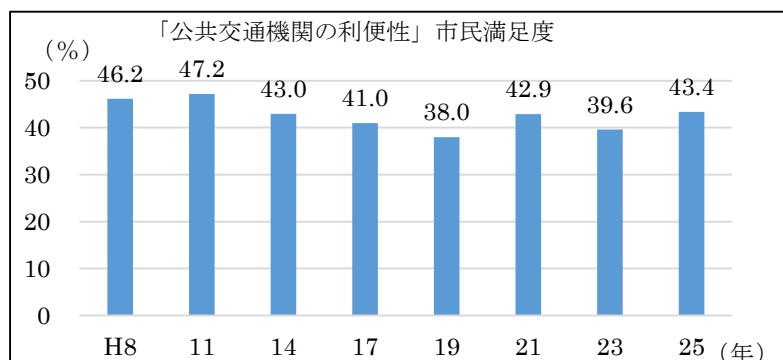
◆現状と課題

(1) 環境の現状

- 本市は4町との合併後、平成23年11月に市内バス路線を再編し、豊川市コミュニティバス*の運行を開始。現在、豊川市コミュニティバス10路線、豊鉄バス2路線を運行しています。
- 平成20年(2008年)から市が自主運行をするバス路線の年間利用者数は、減少傾向にありましたが、豊川市コミュニティバス運行開始後の平成23年(2011年)からは増加傾向にあり、「公共交通機関の利便性」の市民満足度も平成21年(2009年)には42.9%だったものが、平成25年(2013年)には43.4%と回復の兆しも見えています。しかしながら、マイカー利用を抑制するための公共交通機関網の整備に関する要望は、12.1%とあまり高くなく、本市においてマイカー利用が定着していることが伺えます。
- 本市にはJRや名鉄の鉄道が通っているものの、これらの路線は他の都市とを結ぶ都市間交通という色合いが濃く、市街地が分散していることもあり、もともとバス路線などの市内の公共交通網が発達しにくい事情がありましたが、現在でもその傾向は強い状況にあります。



資料：豊川市



資料：豊川市市民意識調査

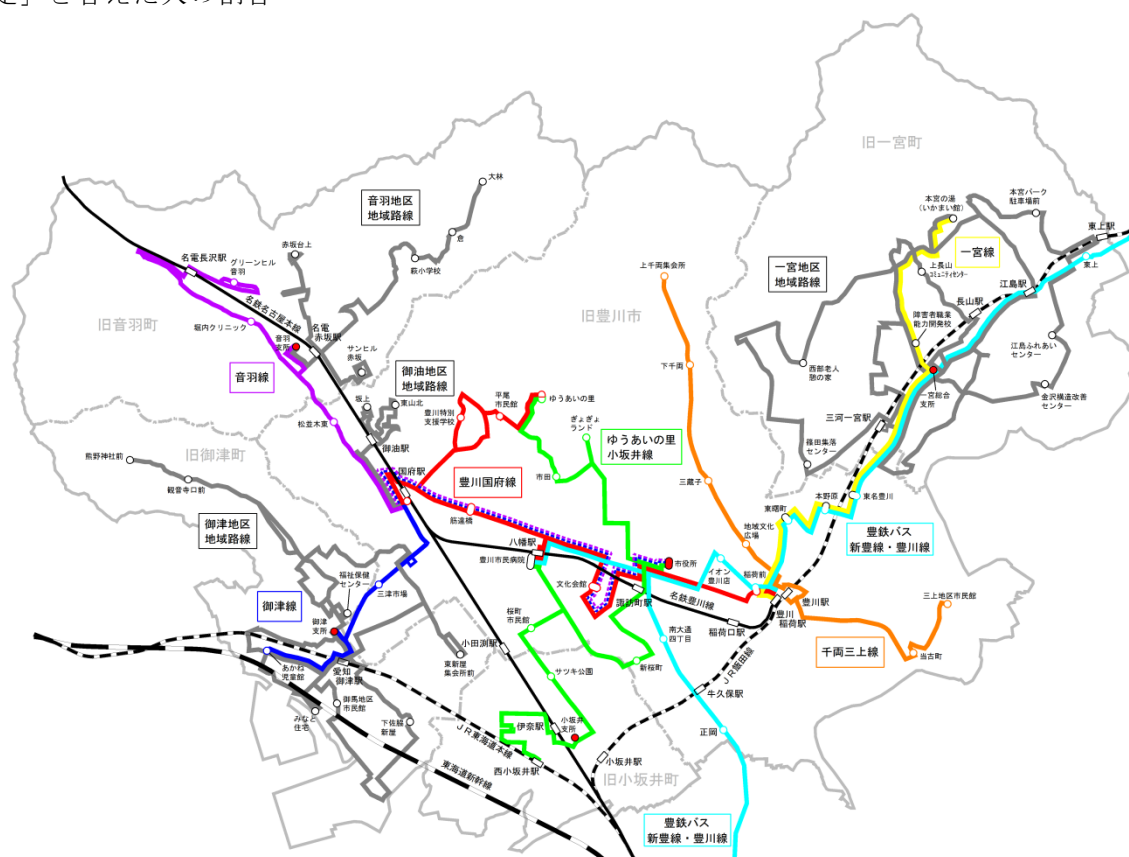
(2) 課題の整理

- 交通部門からの CO_2 排出量を削減するためには、マイカー利用を極力抑え、公共交通機関の利用を推進する必要があります。また、車を利用する際にはエコドライブを心がけ、少しでも CO_2 排出量を抑える必要があります。
- 公共交通機関の利便性を高めるため、民間のバス路線を含めた市内バス路線の効率化に取り組む必要があります。
- 「公共交通機関の利便性」の市民満足度は回復の兆しは見せてはいるものの、まだまだ低く、本格的な高齢社会の到来や、地球環境にやさしい交通の実現の面からも、公共交通機関の確保・利用促進の必要性が高まっています。

◆目標とする指標

環境指標	過去値	現状値	目標値
「公共交通機関の利便性」市民満足度※	42.9% (H21 年)	43.4% (H25 年)	50.0% (H31 年)
公用車における低公害車の割合	39.0% (H20 年度末)	62.7% (H25 年度末)	80.0% (H31 年度末)

※市民意識調査の「公共交通機関の利便性」に関する満足の程度の問題について、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合



資料：豊川市

〔豊川市の公共交通の現状について〕

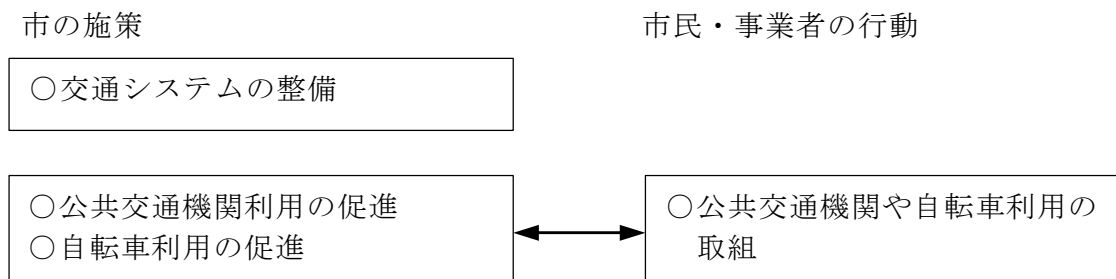
◆目標達成に向けた取組

取組３ 自動車使用頻度削減などの推進

（１）取組の方向性

市民や事業者が公共交通機関や自転車を利用したくなる環境を整えるために、市は、バスの利便性向上や自転車道の整備などを検討し推進します。市民・事業者は、公共交通機関や自転車を積極的に利用します。

《取組の体系》



（２）市の施策

○交通システムの整備

- ・バイパスや交差点改良などの道路整備により、渋滞緩和を図ります。
- ・市内路線バス・コミュニティバスの運行の維持・拡大を図ります。

○公共交通機関利用の促進

- ・パーク＆ライド*駐車場や、サイクル&ライド*駐輪場の整備を検討します。
- ・バスの利便性の向上のため、バスロケーションシステム*の導入や主要なバス停には、上屋やベンチの整備を検討します。
- ・市内路線バス・コミュニティバス利用者を増加させるため、イベントなど利用促進事業を実施します。
- ・通勤・通学を始め日常生活や事業活動などでの移動の際の公共交通機関の利用を促進します。

○自転車利用の促進

- ・道路の新設や改良時においては、自転車利用者に安全でやさしい道路の整備を検討し、実施します。
- ・近距離移動での自転車利用の啓発を行います。

（３）市民の行動

○公共交通機関や自転車利用の取組

- ・公共交通機関や自転車を積極的に利用し、自家用車の使用はできるだけ控えます。

（４）事業者の行動

○公共交通機関や自転車利用の取組

- ・従業員の通勤においては、公共交通機関や自転車の利用を促します。

- ・ 必要に応じ、通勤送迎バスの導入を検討します。
- ・ 事業活動での移動の際は公共交通機関を利用し、自動車の使用はできるだけ控えます。



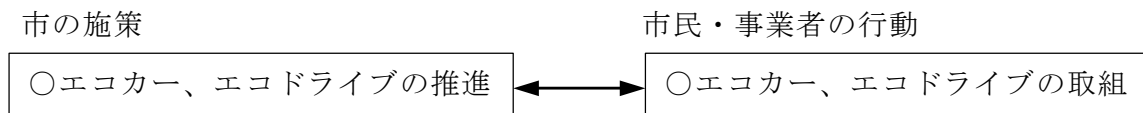
〔市内を走るコミュニティバス〕

取組４ エコカー、エコドライブの推進

（１）取組の方向性

エコカー、エコドライブを推進するために、市は、率先してエコカーを導入するとともにエコドライブの啓発を行います。市民・事業者は、エコカーを選択するとともに、エコドライブを実践します。

《取組の体系》



（２）市の施策

○エコカー、エコドライブの推進

- ・ 公用車は、低公害車やプラグインハイブリッド車*・電気自動車・燃料電池車の導入を図ります。
- ・ エコドライブを推進するための講習会や啓発活動を実施します。
- ・ 市民や市内企業に対して、エコカーの導入や自動車の相乗り推進、アイドリングストップについて協力するように啓発を行います。
- ・ プラグインハイブリッド車・電気自動車・燃料電池車購入に対する助成を行います。
- ・ 電気自動車・プラグインハイブリッド車用充電設備や燃料電池車用水素ステーションの導入を促進します。

（３）市民の行動

○エコカー、エコドライブの取組

- ・ 自家用車などを適正に整備するとともに、買替え時には低公害車やプラグインハイブリッド車・電気自動車・燃料電池車を選択します。
- ・ 日常生活において自動車を運転する際に、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。

（４）事業者の行動

○エコカー、エコドライブの取組

- ・ 保有車両を適正に整備するとともに、買替え時には低公害車やプラグインハイブリッド車・電気自動車・燃料電池車を選択します。
- ・ 事業活動において自動車を運転する際に、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。
- ・ 自動車の走行量を削減するため、利用時の相乗りについて検討します。
- ・ 共同輸送システムの導入など物流の合理化を図り、車両走行量の削減を行います。

コラム2：エコドライブ10のすすめ

エコドライブとは、燃料消費量や CO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”です。また、エコドライブは交通事故の削減に繋がります。

1. ふんわりアクセル「eスタート」 発信するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。(最初の5秒で、時速20km程度が目安です)。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にも繋がります。	6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう 出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。さらに出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。たとえば1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。	7. タイヤの空気圧から始まる点検・整備 タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度燃費が悪化します。(適正値より50kPa(0.5kg/cm²)不足した場合)。またエンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。
3. 減速時は早めにアクセルを離そう 信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンプレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンプレーキを活用しましょう。	8. 不要な荷物はおろそう 運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときは外しましょう。
4. エアコンの使用は適切に 車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。例えば車内の温度設定を外気と同じ25℃に設定した場合、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。	9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう 迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。
5. ムダなアイドリングはやめよう 待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際はアイドリングはやめましょう。10分間のアイドリング(エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。	10. 自分の燃費を把握しよう 自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

資料：環境省 HP

環境目標③ まちを涼しくしよう

◆現状と課題

(1) 環境の現状

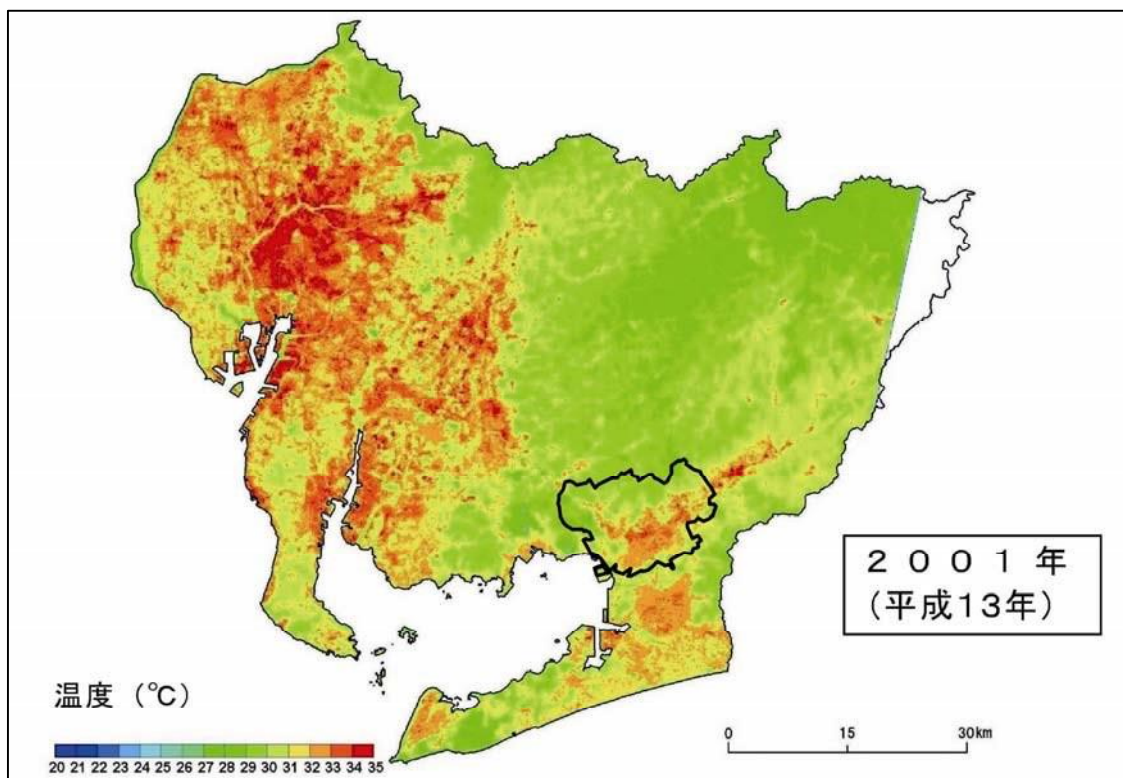
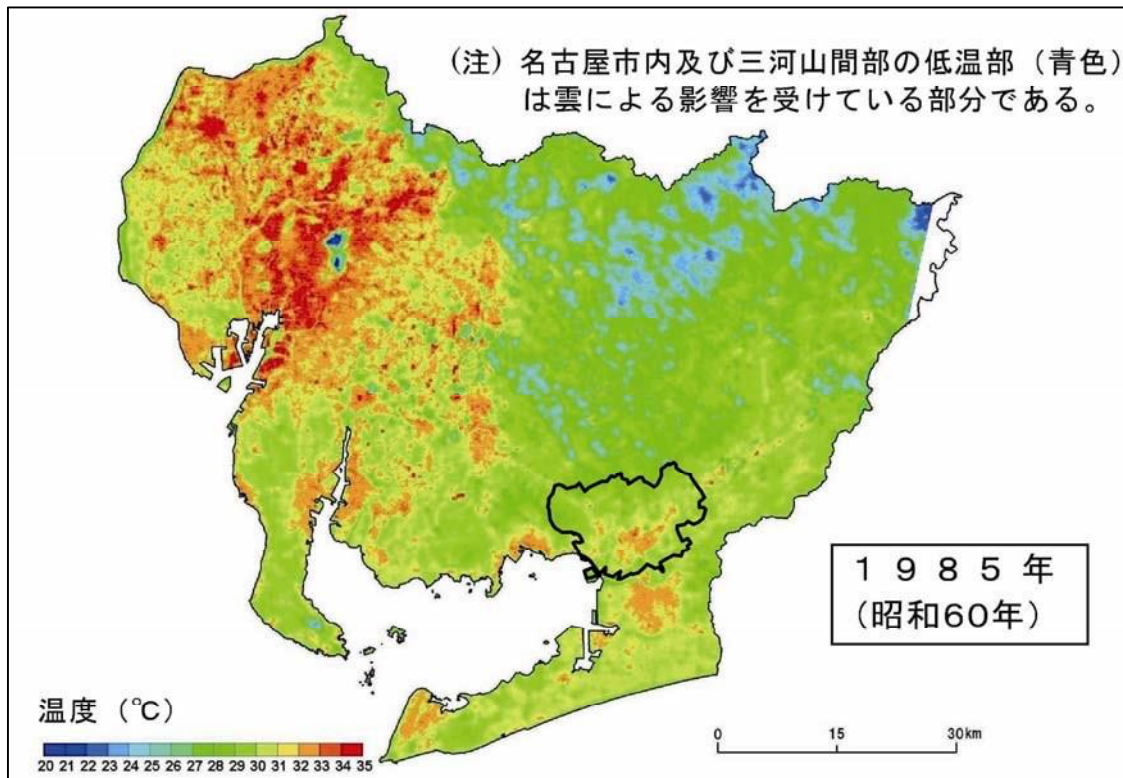
- ヒートアイランド現象は、都市部の気温が周辺と比べて異常に高くなる現象です。都市の規模が大きいほど起こりやすい現象ですが、対策を行わなければ、人口が集中する場所ではどこでも起こりうる現象で、本市も例外ではありません。
- ヒートアイランドの影響として、気温の上昇により冷房の需要が増え、特に真夏の電力需要のピークが大きくなるほか、光化学オキシダントの増加や、上昇気流の発生により局地的豪雨の発生確率が高まることなどが挙げられます。
- 熱中症の危険が高まるなど人体への影響もあり、とくに地表面付近が高温となるために、子どもほど危険が高くなります。

(2) 課題の整理

- 本市におけるヒートアイランドの状況を整理する必要があります。
- 海から山までが市域となっている本市の特性を活かして、風や水を中心市街地に引き込むまちづくりを検討する必要があります。
- 市街地の緑は、CO₂の吸収やヒートアイランドの緩和、生活にやすらぎを与える効果など様々な恩恵をもたらすため、市街地の緑化を推進する必要があります。
- 緑の基本計画に沿って、道路や公園などの公共施設の緑化を積極的に進めるとともに、市民や事業者に緑化に対する啓発を行い、意識の高揚を図っていく必要があります。

◆目標とする指標

環境指標	過去値	現状値	目標値
街区公園の箇所数	79 箇所 (H20 年度末)	85 箇所 (H25 年度末)	90 箇所 (H31 年度末)



〔愛知県内の地表面温度分析の経年比較〕

資料：愛知県 ヒートアイランド緩和対策マニュアル

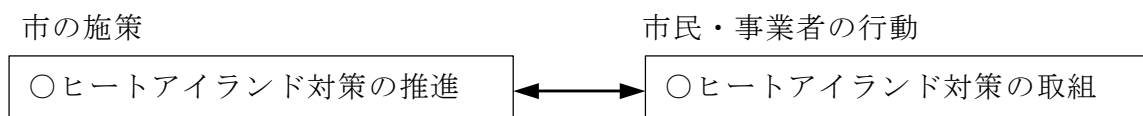
◆目標達成に向けた取組

取組5 ヒートアイランド対策の推進

(1) 取組の方向性

ヒートアイランド対策として、市は、建物の壁面緑化や屋上緑化、緑のカーテン設置を推進します。市民・事業者は、建物の壁面緑化や屋上緑化に取り組みます。

《取組の体系》



(2) 市の施策

○ヒートアイランド対策の推進

- ・豊川市緑の基本計画に基づき公園の整備や樹木の植栽を行います。
- ・ヒートアイランドの問題とその取組の啓発を行います。
- ・建物の壁面緑化や屋上緑化を推進します。
- ・公共施設に緑のカーテンを設置します。
- ・新規の道路の建設の際には、街路樹の植栽を推進します。
- ・道路や公園に透水性舗装を推進します。
- ・クールアイランド効果のあるビオトープ*やため池の保全を推進します。

(3) 市民の行動

○ヒートアイランド対策の取組

- ・庭の植栽や緑のカーテンの設置に取り組みます。
- ・建物の壁面緑化や屋上緑化に取り組みます。
- ・残り水を利用した打ち水を実施します。

(4) 事業者の行動

○ヒートアイランド対策の取組

- ・敷地内の植栽や緑のカーテンの設置に取り組みます。
- ・建物の屋上緑化や壁面緑化に取り組みます。

コラム 3 : 緑のカーテン

◇緑のカーテンとは！？

ツルが伸びて何かに巻き付いて伸びる種類の植物（ツル性植物）で作る自然のカーテンのことです。

◇緑のカーテンに適している植物

ヘチマ、キュウリ、ゴーヤ、アサガオなど

◇緑のカーテンの効果

コンクリートでできたベランダがある家などでは、保湿性の高いコンクリートにより暑くなり、なかなか温度が下がりません。そのため、部屋の布カーテンだけでなく、家の外で日射しをさえぎる必要があります。緑のカーテンは、葉の気孔から水分が蒸散することで周囲の温度を下げる効果があり、葉の間を通り抜ける涼しい風が部屋の温度を下げてくれます。緑のカーテンがある部屋とない部屋では、5℃前後の差がでます。

平成 25 年度 緑のカーテンコンテスト豊川市長賞



（住宅部門）



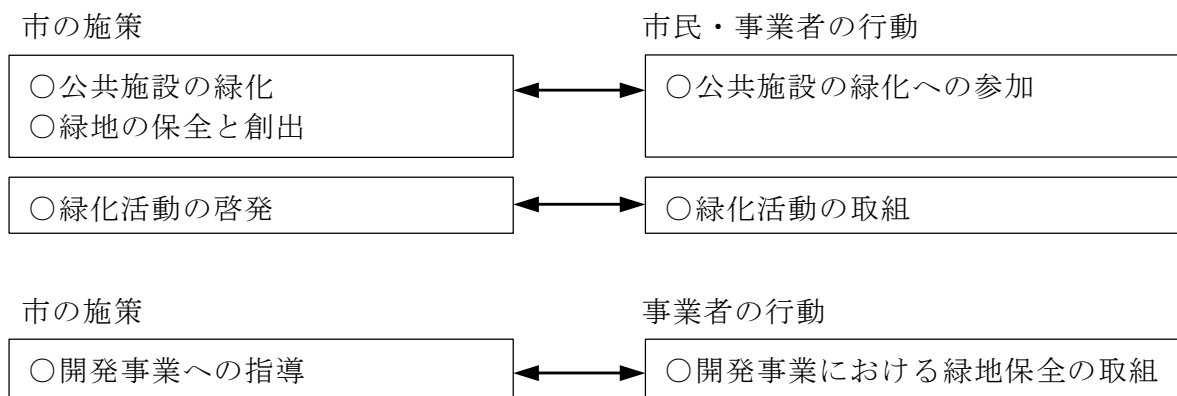
（団体部門）

取組６ 緑化の推進

（１）取組の方向性

緑化を推進するために、市は、公共施設の緑化を推進するのをはじめ、緑化活動の啓発を行います。市民・事業者は、市の緑化施策に参加するとともに、緑化活動に取り組みます。また、事業者は、開発事業の際に緑地を保全するように努めます。

《取組の体系》



（２）市の施策

○公共施設の緑化

- ・公園、道路、学校などの公共施設に樹木の植栽を推進します。
- ・市民の参加・協力を得て、公園の樹木、街路樹などの維持管理を推進します。

○緑地の保全と創出

- ・アダプトプログラム*による公園等の維持管理や「緑化アドバイザー制度*」など、市民の協力により緑を増やす施策を展開します。
- ・学校や事業所などのビオトープの保全活動を支援するとともに新たなビオトープ作りを支援し、マップを作成します。

○緑化活動の啓発

- ・沿道花壇による沿道緑化、耕作放棄地の農地復元など、市民・地域と協力して緑のネットワークの形成を図ります。
- ・広報などにより、緑化の効果とその取組の啓発を行います。
- ・市の木、市の花の苗木を無料配布するなど、市民の緑化意識の高揚を図ります。
- ・市街地の中に残る社寺林をはじめとする民間緑地については、市民・事業者の保全意識の啓発を進めます。

○開発事業への指導

- ・開発事業においては、各種指導要綱に基づき、緑地の保全について適正な指導を行います。
- ・土地区画整理事業や宅地開発などに際し、地域の特性に合った公園緑地を整備します。

(3) 市民の行動

○公共施設の緑化への参加

- ・アダプトプログラムなどに参加し、公園の樹木や街路樹などの育成や維持管理を行います。

○緑化活動の取組

- ・生垣の設置、庭やベランダの緑化など、敷地内の緑化を進めます。
- ・沿道花壇の維持管理や、耕作放棄地の農地復元など、市や地域の緑化推進運動に取り組めます。
- ・地域や学校などのビオトープ作りに参加します。

(4) 事業者の行動

○公共施設の緑化への参加

- ・アダプトプログラムなどに参加し、公園の樹木や街路樹などの育成や維持管理を行います。

○緑化活動の取組

- ・事業所の敷地への生垣の設置や、屋上緑化など、敷地内の緑化を進めます。
- ・事業所内ビオトープの保全と新たなビオトープ作りに取り組めます。

○開発事業における緑地保全の取組

- ・開発事業を実施するにあたっては、適正な緑地の保全に努めます。

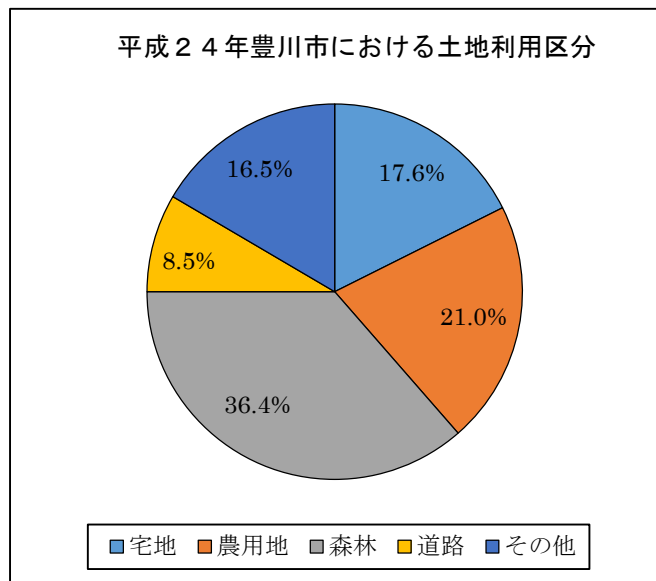
第2節 自然にやさしいまちをつくる

環境目標④ いろいろな生き物の住む自然を守ろう

◆現状と課題

(1) 環境の現状

- 平成14年(2002年)にオランダ・ハーグで開催されたCOP6では、「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」が採択されましたが、目標は達成されませんでした。
- 平成22年(2010年)は、国連が定めた「国際生物多様性年」であり、愛知県名古屋市において「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が開催され、2011年以降の新たな世界目標である「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択されました。この「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」は、2050年までの長期目標(Vision)として「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標(Mission)として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げています。
- 「愛知目標」の個別目標の一つに「森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減、可能な場合には、ゼロに近づける。」という目標もあります。
- 本市における森林面積は、平成19年(2007年)で5,893ha、38.4%でしたが、平成24年(2012年)では、5,856ha、36.4%と若干減少しています。市域の森林の多くは北部地域に分布しており、多様な動植物の生息・生育地として重要な資源といえます。また、森林は国土保全など公益的な機能を持ち、私たちの安全な生活環境を守る役割を持つとともに、森林を保全することは水源涵養として適切な水の循環を確保することにもつながります。
- 市内には、多くの河川があり、自然の残された河川として保存されています。中でも、一級河川である豊川は、国内有数の清流として豊かな自然を有しています。また、音羽川、白川、帯川はホタルの生息地であるとともに、佐奈川、音羽川の両岸は桜の名所であり、市民に潤いとやすらぎを与える場として親しまれています。河川や海岸のような身近な水辺の環境は、市民に憩いの場を提供し、動植物の生息・生育環境を担っています。
- 水循環は、河川や地下水の水量の確保、水質の浄化、水辺環境や生態系の保全に大きな役割を果たします。本市では、雨水貯留タンク設置の推進や雨水の地下浸透の取組を実施しています。
- 開発によって起こる自然破壊、外来生物による元来の生態系の破壊など、様々な自然環境問題が起こっています。
- 本市は、北部の山地、豊川などの清流、三河湾、市街地を取り囲む田園など恵まれた自然環境を有しており、多様な生態系を形成しています。



資料：愛知県 土地に関する統計年報（平成25年版）

（２）課題の整理

- COP10 を契機に、この地域の生物多様性の保全を一層進展させ、その成果を地域から世界に向けて発信していくことが必要であり、本市でも、生物多様性についてさらなる取組を実施していく必要があります。
- 貴重な自然環境を将来に継承していくために、森林、河川、海岸などの豊かな自然環境を保全していく必要があります。また、生態系に関する調査を実施し、現状を把握することによって、生態系保全への意識向上を図る必要があります。
- 地域特有の在来種の保護のため、外来生物について地域内に放流、持ち込まないように啓発する必要があります。
- 開発や都市化に伴って破壊、分断された自然を在来種によって成り立つ緑地や水辺など生物の生息空間を適切に配置することによって繋ぎ、生態系の分断・孤立を解消する生態系ネットワークを形成する必要があります。
- 開発を行う場合、ミティゲーション*の考え方に基づいて土地利用の転換や開発などを行い、自然への影響を回避、最小化します。後に影響が残る場合は、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す必要があります。
- 限りある水資源の保全と確保のために、節水への取組や雨水などの有効利用、地下浸透など地下水への涵養をし、健全な水循環の構築への取組を実施する必要があります。

◆目標とする指標

環境指標	過去値	現状値	目標値
森林面積	5,893ha (H19 年)	5,856ha (H24 年)	現状維持 (H31 年)
河川の水生生物	豊 川：水質階級Ⅰ 佐奈川：水質階級Ⅱ 音羽川：水質階級Ⅱ (H20 年度)	豊 川：水質階級Ⅰ 佐奈川：水質階級Ⅱ 音羽川：水質階級Ⅰ (H25 年度)	豊 川：水質階級Ⅰ 佐奈川：水質階級Ⅱ 以上 音羽川：水質階級Ⅰ (H31 年度)
「身近な自然環境調査」市民参加者数	135 名 (H22 年度)	675 名 (累計) (H25 年度)	1,500 名 (累計) (H31 年度)

※水質階級*：水質の程度をあらわす生物（指標生物）を用いて、その水域の水のきれいさをⅠ～Ⅳ という 4 つの階級に分類したもの。

水質階級	川の水の汚れ	示す環境
水質階級Ⅰ	きれいな水	上流域の渓流環境
水質階級Ⅱ	少しきたない水	栄養塩の流入がある中流域の環境
水質階級Ⅲ	きたない水	河口域の汽水域、または周辺に豊かな自然が残る田園環境、川の水位変動により本流とつながったり、取り残されて溜まり水（池）になる環境
水質階級Ⅳ	大変きたない水	大変汚れた水

資料：環境省 HP

生態系ネットワーク形成のイメージ



過去：
地域本来の生態系



現在：
開発により生態系が分断・孤立し、生物多様性が危険な状態



将来：
緑地や水辺を適切に配置し、生態系の分断・孤立が解消された状態

資料：愛知県「あいち生物多様性戦略 2020」より

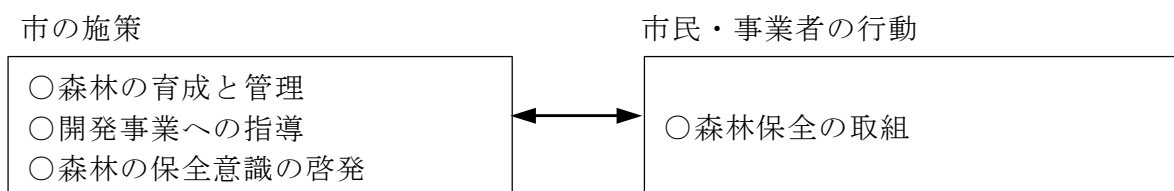
◆目標達成に向けた取組

取組7 森林の保全・整備

(1) 取組の方向性

北部地域を中心とした豊かな森林を保全するために、市は、森林の保全施策や開発事業者への指導とともに、市民や事業者に対して森林の保全意識の啓発を図ります。市民・事業者は、森林保全のための取組を実施します。

《取組の体系》



(2) 市の施策

○森林の育成と管理

- ・保安林の適正な管理を行います。
- ・林道の整備を行うとともに、森林の特性に応じた適正な環境を構築します。
- ・健全な森林を育むため、森林病虫害防除を進めます。
- ・土地所有者と共に、森林の保全、活用を図ります。
- ・森林機能を高めるため、落葉広葉樹の植栽を推進します。

○開発事業への指導

- ・開発の事前審査などによって、開発事業に対し環境保全のための適正な指導を行います。
- ・開発事業者などと自然環境保全のための協定を締結します。

○森林の保全意識の啓発

- ・森林のもつ公益的機能や、それを担う林業、自然環境の大切さなどについての意識啓発を行うため、体験学習講座を開催します。
- ・森林保全の担い手育成対策を推進します。
- ・住民参加による里山の管理のしくみを検討します。
- ・生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用に配慮されている商品（FSC（森林管理協議会）の森林認証制度*により認定された商品）の購入を啓発します。

(3) 市民の行動

○森林保全の取組

- ・森林のもつ公益的機能や、それを担う林業、自然環境の大切さなどについての意識を向上させるため、体験学習に参加します。
- ・生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用に配慮されている FSC 商品の購入を心がけます。

（４）事業者の行動

○森林保全の取組

- ・環境アセスメントの対象にならない事業についても、自主的な環境アセスメントの実施に努めます。
- ・事業の実施にあたっては、森林など自然環境の適正な保全に努めます。
- ・自然環境保全のための協定を締結し、森林などの保全に努めます。
- ・生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用に配慮されている FSC 商品の購入を心がけます。



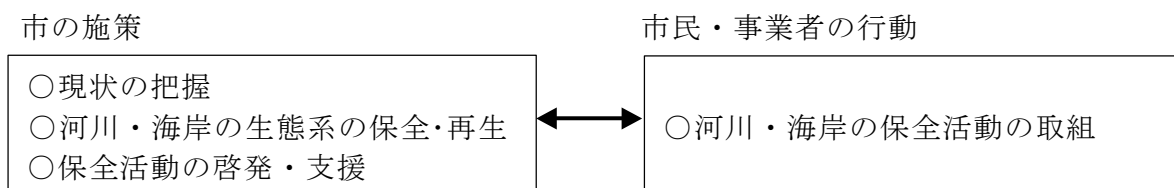
〔市内小学校の山仕事体験〕

取組８ 河川・海岸の保全

（１）取組の方向性

河川や海岸など身近な水辺の生態系を保存するために、市は、河川・海岸の環境調査を実施し現状把握をするとともに、保全活動に取り組みます。また、市民・事業者に対し、保全活動を啓発・支援します。市民・事業者は、環境調査やホタルの保全など、保全活動に協力します。

《取組の体系》



（２）市の施策

○現状把握

- ・河川・海岸の生物調査を行います。

○河川・海岸の生態系の保全・再生

- ・河川環境の保全のため、多自然型川づくりを進めます。
- ・水辺の植物の保全・回復を図り、植物による河川の浄化対策を実施します。
- ・河川・海岸のパトロールなどを通じ、不法投棄の防止に努めます。

○保全活動の啓発・支援

- ・音羽川、白川、帯川などホタル生息地の保全活動や、過去にホタルが生息していた河川でのホタル発生の復元活動を支援します。
- ・清掃や草刈などの河川愛護活動を実施する団体を支援します。
- ・「川と海のクリーン大作戦」などで、身近な環境保護に関する意識の啓発を行います。
- ・生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用に配慮されている商品（MSC(海洋管理協議会)の水産認証制度*により認定された商品）の購入を啓発します。

（３）市民の行動

○河川・海岸の保全活動の取組

- ・河川・海岸の生物調査に参加します。
- ・河川・海岸にごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
- ・ホタルの保全、河川の清掃や草刈、海岸の漂流ごみ拾いなど、地域の河川・海岸の保全活動に参加します。
- ・生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用に配慮されている MSC 商品の購入を心がけます。

（４）市民の行動

○河川・海岸の保全活動の取組

- ・ホタルの保全、河川の清掃や草刈、海岸の漂流ごみ拾いなど、地域の河川・海岸の保全活動に参加するとともに、市民の活動を支援します。
- ・生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用に配慮されている MSC 商品の購入を心がけます。



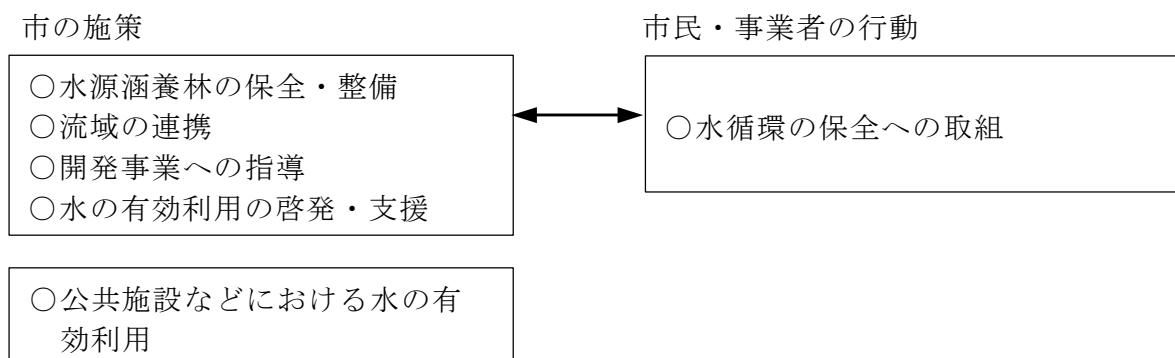
〔川と海のクリーン大作戦〕

取組⑨ 水循環の保全

（１）取組の方向性

水循環を保全するために、市は、水源地である水源涵養林を保全するとともに、豊川流域の連携を築きます。また、公共施設において雨水貯留施設を設置するなど、水の有効利用を推進します。市民・事業者は、水源涵養林の保全活動に参加するなど水循環の保全に取り組みます。

《取組の体系》



（２）市の施策

○水源涵養林の保全・整備

- ・豊川市森林整備計画に基づき、森林を保全します。
- ・除伐や間伐などの森林整備を推進し、水源涵養機能をはじめとした森林の持つ公益的機能を持続的に保全します。

○流域の連携

- ・野外センターの活用や上流域との交流を図り、豊川流域の市町村との連携を深めます。
- ・建築物などにおける三河材の使用とその普及に努め、上流域の林業の活性化を図り、森林の適正管理に寄与します。

○開発事業への指導

- ・水源地域の開発事業について適正な指導を行います。

○水の有効利用の啓発・支援

- ・水源涵養林などに対する保護意識の啓発を行います。
- ・広報などにより水の有効利用と節水意識の啓発を行います。
- ・宅地内の雨水集水枡を浸透枡にするよう啓発を行います。
- ・雨水貯留タンクの設置や不用浄化槽の雨水貯留施設への転用に助成を行います。

○公共施設などにおける水の有効利用

- ・道路側溝の雨水を地下へ浸透させるため、浸透施設の設置を継続します。
- ・道路や公園に透水性舗装を推進します。
- ・上水道の漏水対策を推進し、水道水を効率的に提供します。
- ・公共施設での雨水貯留施設の設置を検討します。

(3) 市民の行動

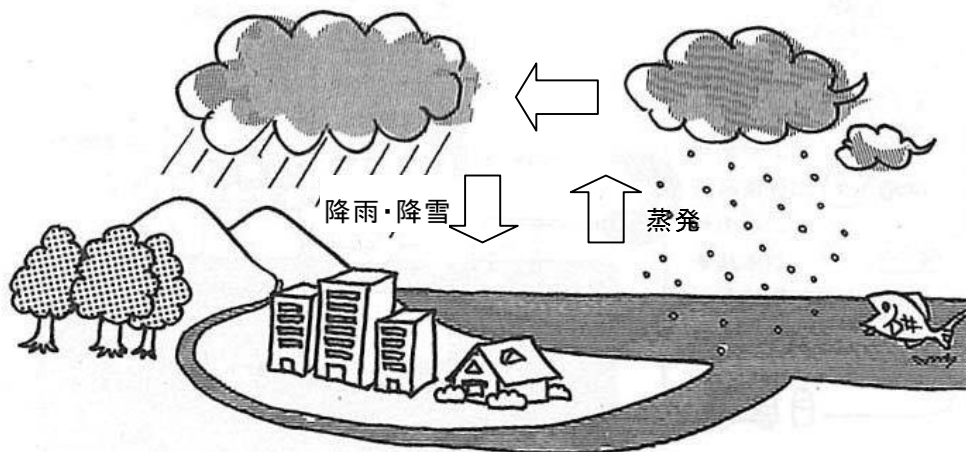
○水循環の保全への取組

- ・ 水源涵養林の育成、管理など保全活動に参加します。
- ・ 宅地内の雨水集水枡を浸透枡にするように努めます。
- ・ 宅地内に雨水貯留タンクなどの雨水貯留施設を設置するように努めます。

(4) 事業者の行動

○水循環の保全への取組

- ・ 建築物などにおける三河材の使用を進め、上流域の林業の活性化を図ります。
- ・ 水源涵養林の育成、管理など保全活動に参加します。
- ・ 水源地域の開発事業においては、各種指導要綱に基づき、水源涵養林の適正な保全に努めます。



〔水循環のイメージ図〕

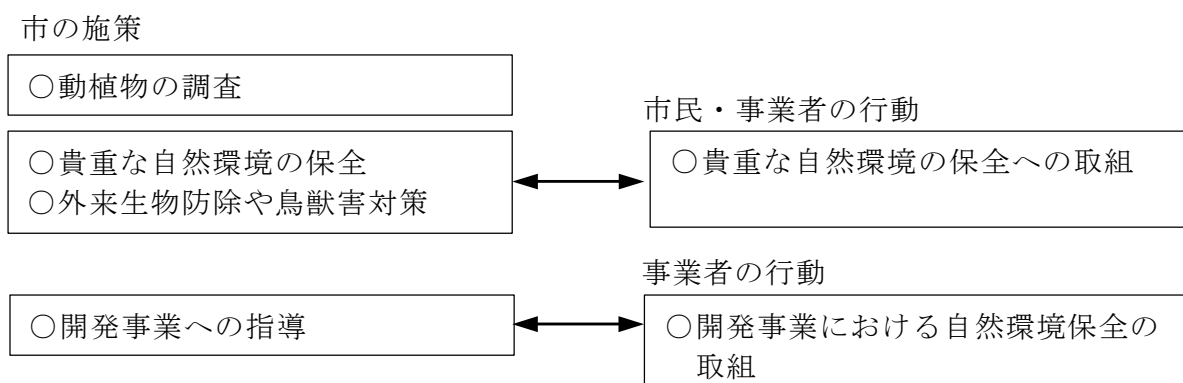
※水循環とは、地表に降り注いだ雨が蒸発し、また大気中に戻っていくことを言います。

取組１０ 自然環境との共生

（１）取組の方向性

多様な動植物とその生息・生育地である貴重な自然環境を保全するために、市は、動植物の総合的な調査を行い現状を把握するとともに、希少動植物については、保護に努めます。また、市民や事業者へ自然環境の保全に関する啓発を行います。市民は、保全活動に参加するなど、貴重な自然環境の保全に取り組みます。事業者は、開発事業において、ミティゲーションの考え方に基づいて自然環境への影響を回避または最小限に食い止めるように努めます。

《取組の体系》



（２）市の施策

○動植物の調査

- ・地形・地質・植物・動物の分布などに関する総合的な調査を行い、自然環境の現況を把握します。
- ・貴重な動植物について、NPOなどと協働して調査を実施します。

○貴重な自然環境の保全

- ・多様な野生動植物の生息する森林を適正に保全します。
- ・貴重な野生動植物やその生息・生育地の適正な保護に努めます。
- ・天然記念物の保護・保存を図ります。
- ・地域の貴重な野生動植物や在来種の保護のため、**外来生物**を持ち込まないよう啓発を行います。
- ・ため池の機能保持のため、適正な管理を行います。
- ・市民参加による身近な自然環境調査を行い、自然環境の保全を啓発します。

○外来生物防除や鳥獣害対策

- ・**特定外来生物***について、駆除などを含めた対策を実施します。
- ・**外来生物**などが市民に放流・遺棄されることのないように情報提供を行います。
- ・鳥獣からの被害を防ぐ対策を実施します。

○開発事業への指導

- ・開発事業者などと自然環境保全のための協定を締結します。
- ・ミティゲーションの概念により、開発行為による自然環境への影響を回避または最小限に食い止めます。

（３）市民の行動

○貴重な自然環境の保全への取組

- ・多様な野生動植物や森林などの保全活動に参加します。
- ・外来生物を放流したり、遺棄しません。
- ・地域の貴重な野生動植物や在来種の保護のため、**外来生物**を持ち込みません。

（４）事業者の行動

○貴重な自然環境の保全への取組

- ・多様な野生動植物や森林などの保全活動に参加するとともに、市民の活動を支援します。

○開発事業における自然環境保全の取組

- ・自然環境保全のための協定を締結し、多様な野生動植物や森林などの適正な保全に努めます。
- ・ミティゲーションの概念により、開発行為による自然環境への影響を回避または最小限に食い止めます。

コラム４：豊川市の外来生物

人間の活動に伴って、意図する、しないに関わらずそれまでその生き物が生息していなかった場所に持ち込まれた外来生物によって、在来種への圧迫、食物連鎖のバランスなど生態系に与える影響、遺伝子の攪乱、第一次産業などへの被害が問題となっています。

本市でも、川や池で外来生物であるオオクチバスやブルーギルが生息していますし、明治時代に毛皮用として輸入されたハクビシンが野生化し、農作物の害獣となっており、1980 年ごろに輸入されたスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）が野生化し、水田や水路に繁殖し、イネの苗を食害するとして恐れられています。

その他、最近では、アライグマやカミツキガメなどペットとして飼っていた動物が逃げ出したり、飼い主が放したりして野生化し、繁殖している動物もいます。植物では、オオキンケイギクやモウソウチクなども問題となっています。



〔スクミリンゴガイ（左：卵塊、右：イネを食害中）〕



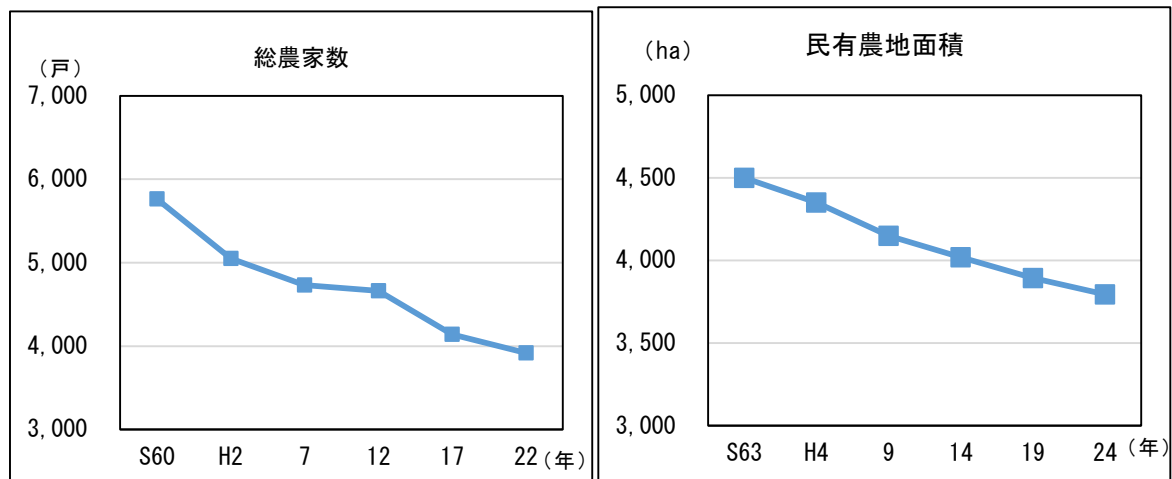
〔オオキンケイギク〕

環境目標⑤ 身近な自然を守ろう

◆現状と課題

(1) 環境の現状

○身近な自然である農地は、私たちの食料を育むだけでなく、多くの生物に生息・生育環境を提供し、農村景観を形成しています。しかし、本市の総農家数、民有農地面積は、ともに減少傾向にあります。



資料：農林業センサス

資料：愛知県総務部市町村課「市町村行財政のあらまし」及び農林業センサス

○本市には、国の天然記念物に指定されている熊野神社のナギの巨木「牛久保のナギ」をはじめとして、「大和の大イチョウ」、「杉森八幡社のクスノキ」など、多くの巨木・名木が存在します。

(2) 課題の整理

- 農業後継者の不足、市街地の拡大などから農地は減少し続けており、農業への支援対策が必要です。
- 巨木・名木は、良好な景観の形成や野生動物の生息・生育環境、地域のシンボルとして人々の心のよりどころであり、保全する必要があります。
- 農地や巨木・名木のように、私たちが身近に感じる緑と生態系を保存していくことが必要です。

◆目標とする指標

環境指標	過去値	現状値	目標値
「緑・自然の豊かさ」市民満足度※ ¹	77.6% (H21 年)	80.14% (H25 年)	82.0% (H31 年)
民有農地面積	3,894ha (H19 年)	3,794ha (H24 年度)	3,750ha※ ² (H31 年度)

※¹ 市民意識調査の「緑・自然の豊かさ」に関する満足の程度の違いについて、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合

※² 民有農地面積の減少は、社会情勢から避けられないため、減少率をおさえた目標値を設定しています。

コラム5：農地の環境への貢献

農地は食料供給という私たちの暮らしを支えるだけでなく、環境へ貢献しており、重要な役割を担っています。

1. 食料の安定供給

農地は、私たちに食料を供給してくれます。また、地元で生産された農産物を積極的に消費することで、流通にかかるエネルギーが減少します。

2. 安心安全な暮らし

田畑は治水効果が高く、大雨時の河川の氾濫や洪水、土砂災害を抑える働きがあります。

3. 生態系保全

水田にはカエルやドジョウなど多様な生物が生息しています。また、それを餌とするサギなどの鳥類が集まり、魚類や昆虫類の産卵の場となるなど、生態系を保全する機能を有しています。

4. やすらぎのある生活空間

田畑は昔ながらの田園風景を形成し、私たちにやすらぎを与えてくれます。また、農業体験や交流の場として、心と体をリフレッシュさせる機能を有しています。

5. 大気や水の浄化

田畑は多様な物質をろ過、吸着、分解することにより、大気や水を浄化する機能を有しています。



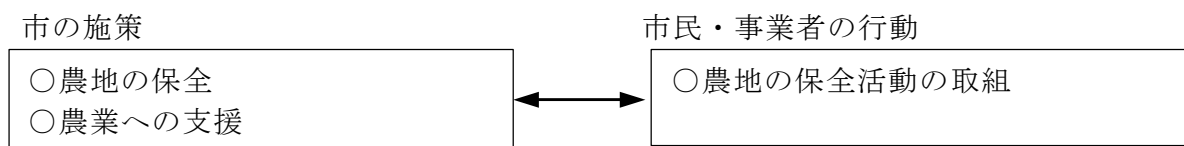
◆目標達成に向けた取組

取組１１ 農地の保全

（１）取組の方向性

身近な自然であり、田園景観に欠かせない農地を保全するために、市は、農地の保全と農業への支援を進めます。市民・事業者は、農地の保全活動に取り組みます。

《取組の体系》



（２）市の施策

○農地の保全

- ・市街化調整区域の農地の適正な保全を進めます。
- ・豊川市耕作放棄地対策協議会と連携し、耕作放棄地の解消を図ります。
- ・豊川市農業担い手育成総合支援協議会と連携し、「農業塾」や「就農塾」などの農業研修を活用し、農業従事者の人材育成を図ります。
- ・児童・生徒による地元での農業体験の実施を推進するなど、生産者と消費者との関係強化を推進します。

○農業への支援

- ・農業をとりまく環境の変化に対応できるように、経営基盤の強化を支援します。
- ・市民小菜園、体験農園などを支援します。
- ・耕作放棄地を解消し、団塊世代などを対象とした就農支援を進めます。
- ・地産地消を推進し、「豊川市こだわり農産物」などブランド作物の認定と直販ルートの構築を推進します。

（３）市民の行動

○農地の保全活動の取組

- ・児童・生徒による地元での農業体験など、地域の農地保全活動に参加します。
- ・市民小菜園、体験農園などの活用・維持管理に努めます。
- ・「豊川市こだわり農産物」など地場農産物を積極的に購入します。

（４）事業者の行動

○農地の保全活動の取組

- ・農地の登録制度を活用し、耕作放棄地の解消を図ります。
- ・地産地消を推進し、「豊川市こだわり農産物」などブランド作物の直販ルートの構築を進め、積極的に生産・販売を行います。
- ・児童・生徒による地元での農業体験を実施するなど、消費者との関係強化を図ります。
- ・農業をとりまく環境の変化に対応できるように、経営基盤を強化します。



〔就農塾〕



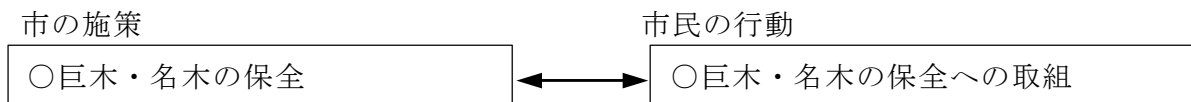
〔豊川市こだわり農産物〕

取組１２ 巨木・名木の保全

（１）取組の方向性

市は、市内の巨木・名木を保全する取組を実施します。市民は、巨木・名木、その他の自然に関する保全活動に取り組みます。

《取組の体系》



（２）市の施策

○巨木・名木の保全

- ・巨木・名木の実態調査を実施し、保護を行います。
- ・社寺境内の樹木の保全意識の啓発を行うとともに、樹林地の保全を働きかけます。

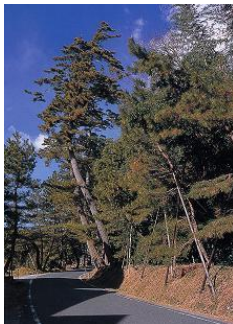
（３）市民の行動

○巨木・名木の保全への取組

- ・巨木・名木の実態調査など、保護活動に参加します。

コラム６：豊川市の巨木・名木

本市には、数多くの巨木・名木が存在します。天然記念物として、国指定の「牛久保のナギ」、「御油のマツ並木」、県指定の「宝円寺のシダレザクラ」、「砥鹿神社のケヤキ」、市指定の「玉林寺のクス」、「西明寺のモッコク」など 22 箇所が指定されています。他にも、「大和の大イチョウ」など天然記念物に相当するような太い木や由緒ある木が残っており、大切に保護していく必要があります。



〔御油のマツ並木〕



〔牛久保のナギ〕



〔宝円寺のシダレザクラ〕



〔玉林寺のクス〕



〔大和の大イチョウ〕

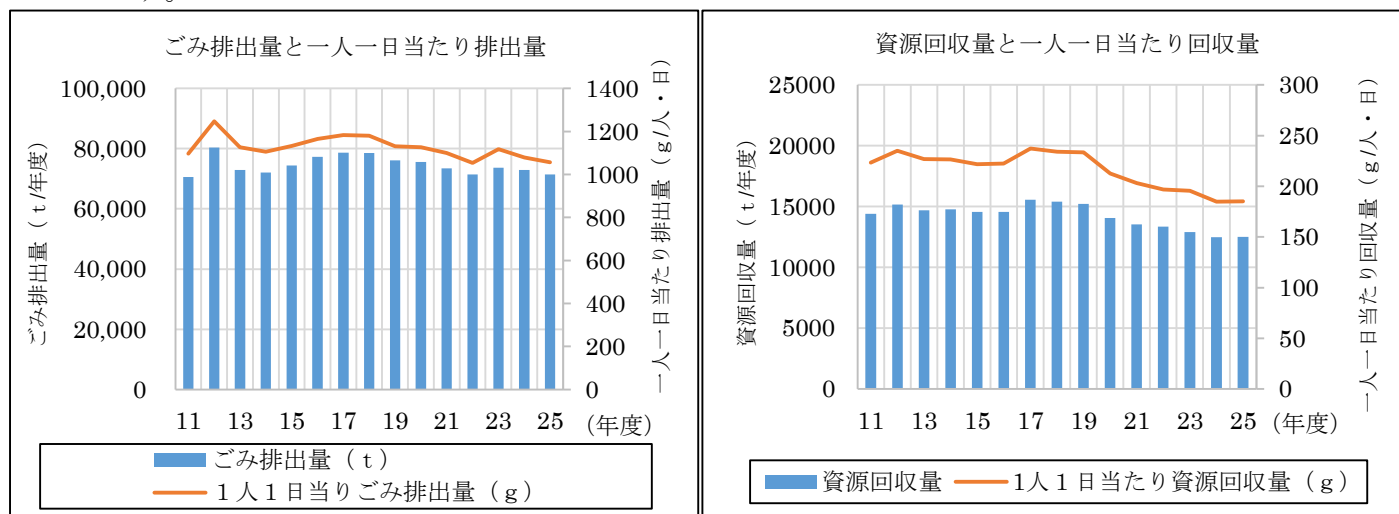
第3節 資源にやさしいまちをつくる

環境目標⑥ ごみを減らして、リサイクルしよう

◆現状と課題

(1) 環境の現状

- ごみの排出量は、平成 11 年度（1999 年度）の 70,610t から平成 25 年度（2013 年度）は 71,426t となっており、約 1.2%増加しています。
- 市民一人が一日に排出するごみの量は、平成 11 年度（1999 年度）の 1,096g から、平成 25 年度（2013 年度）は約 3.6%減の 1,056g となっています。県内他市の平均は 945g（H24 年度（2012 年度））と比較して多くなっています。（後日 H25 に差換）
- 資源回収量は、平成 11 年度（1999 年度）の 14,392t から、平成 25 年度（2013 年度）は 12,512t と、減少していますが、インターネットや携帯端末などの普及による紙類の減少を始めビン類などリサイクル可能な資源の全体量が減ってきていることが要因となっています。
- 平成 22 年（2010 年）6 月に市内のごみ減量 10%以上を目標にエコプロジェクト「豊川ごみ減らし隊」を立ち上げ、平成 22 年度末には、提言書を取りまとめ、引き続きごみの減量、資源化を推進しています。
- 最終処分量の減量化対策として、清掃工場では可燃ごみを溶融処理し、埋立処分する焼却灰を減量化するとともに溶融スラグ・金属物を資源化しています。また、不燃ごみは選別を行い、可燃物・鉄類などの資源物・小型家電を取り出し、埋立量を削減しています。
- 不用品交換情報誌「月刊クルクル」の発行、市民団体の主催によるフリーマーケットの開催、PTA などが行う有価物回収に対する補助金の交付などを実施しています。また、平成 21 年 4 月から市民団体・市内事業所と共に「レジ袋削減に関する協定」を締結してレジ袋の無償配布を廃止することにより、レジ袋の削減に取り組んでいます。



資料：豊川市

(2) 課題の整理

- 循環型社会を構築していくためには、資源を有効に活用し、環境への負荷を極力減らすことが求められます。
- 市民への意識調査でもごみ問題への関心は高く、ごみの4R（Refuse（リフューズ）＝断る、Reduce（リデュース）＝減らす、Reuse（リユース）＝再使用、Recycle（リサイクル）＝再生利用）を推進していく必要があります。
- 市民一人一日当たりのごみの排出量が県内他市と比較して多いことから、特に発生抑制に努めていく必要があります。

◆目標とする指標

環境指標	過去値	現状値	目標値
市民一人一日当たり ごみ排出量（家庭系、事業系一般廃棄物）※	1,123g （H20 年度）	1,056g （H25 年度）	980g （H31 年度）
上記のうち資源回収量	209g （H20 年度）	185g （H25 年度）	330g （H31 年度）

※ごみ排出量には、資源として排出されるものを含みます。従って、ごみと資源を分別しても、ごみ排出量は減りません。



〔月刊クルクル〕

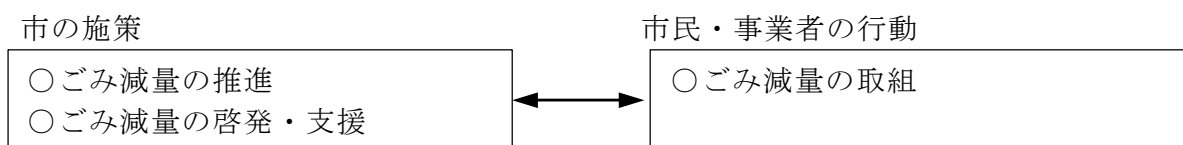
◆目標達成に向けた取組

取組１３ リフューズ・リデュース（断る・減らす）の推進

（１）取組の方向性

ごみの発生を抑制するために、市は、公共施設におけるごみ減量に取り組むとともに、市民や事業者に対し、ごみ減量の必要性や方法について啓発を行います。市民・事業者は、市が主催する勉強会などに参加して情報を収集し、ごみ減量のための適切な取組を実践します。

《取組の体系》



（２）市の施策

○ごみ減量の推進

- ・ごみ減量をより一層進めるため、ごみ処理基本計画を策定します。
- ・**豊川市役所地球温暖化対策実行計画**に基づき、紙や事務用品の使用量を節約します。
- ・市民・事業者と共に、レジ袋の無償配布廃止に向けた活動を行います。
- ・ごみ減量、リサイクル推進協力店認定制度を推進します。
- ・生ごみ減量のために、生ごみ処理機の購入に対し助成を行います。
- ・ごみの有料化など、適正な排出者負担制度を検討し、発生抑制の意識を高めます。

○ごみ減量の啓発・支援

- ・市民・事業者に広く４Ｒ推進の必要性や意義について広報します。
- ・無駄なものを買わない、もらわないよう、啓発を行います。
- ・詰め替え製品を積極的に使用してもらうよう、その効果について広報します。
- ・使い捨て製品の使用を控えるよう啓発を行います。
- ・町内会などと連携を密接にし、分別マナーの向上、ごみ減量を図ります。
- ・あらゆる世代に対し、ごみ減量に関する勉強会、説明会を開催します。
- ・ごみ減量推進員制度を制定し、地域におけるごみ減量意識の向上を図ります。
- ・生ごみ減量のために、「生ごみひとしぼり運動」を展開します。
- ・容器包装の簡素化に取り組む事業者の支援を図ります。
- ・ごみの減量化に取り組む市民団体の活動を支援します。

（３）市民の行動

○ごみ減量の取組

- ・買い物は「必要十分の量」を常に心がけ、無駄に買わないようにします。
- ・買い物の際にはマイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにします。
- ・過剰包装は断ります。

- ・使い捨て製品の使用を控え、詰め替え製品を積極的に使用するよう心がけます。
- ・ごみ減量、リサイクル推進協力店の利用に努めます。
- ・生ごみ減量のために、生ごみの水切りを心がけます。
- ・ごみ減量に関する勉強会、説明会に参加します。
- ・広報などにより、ごみ減量に関する情報収集を心がけます。
- ・ごみの減量化に取り組む市民団体の活動に参加します。

（４）事業者の行動

○ごみ減量の取組

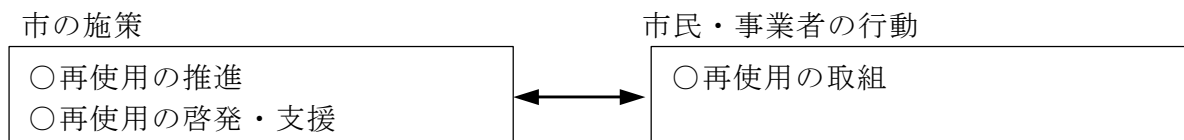
- ・ごみ減量に関する情報を収集するように努めます。
- ・レジ袋無償配布廃止制度に参加します。
- ・ごみ減量、リサイクル推進協力店に参加します。
- ・容器包装の簡素化に取り組みます。
- ・コピー枚数の削減など、紙の使用量の節約や事務用品の購入抑制に努めます。
- ・割り箸や使い捨て容器の使用量削減に取り組みます。
- ・食品は量り売りにより、適切な量の販売を推進します。

取組１４ リユース（再使用）の推進

（１）取組の方向性

再使用を推進するために、市は、市民や事業者に再使用の意識を向上させるよう情報提供を行うとともに、フリーマーケットや不用品展示販売所について推進・支援を行います。市民・事業者は、再使用について積極的に取り組みます。

《取組の体系》



（２）市の施策

○再使用の推進

- ・再使用をより一層進めるため、ごみ処理基本計画を策定します。
- ・粗大ごみから再使用可能な良品を選別し、市民に提供する制度づくりを進めます。
- ・市民団体と協力し、フリーマーケットの開催を積極的に推進します。
- ・不用品交換情報誌の内容を充実させ、利用促進を図ります。

○再使用の啓発・支援

- ・一人ひとりが「もったいない」の意識を高め、再使用するよう働きかけます。
- ・デポジット制度*の導入を事業者に働きかけます。
- ・市民団体が運営する不用品展示販売所の設営を支援します。

（３）市民の行動

○再使用の取組

- ・一人ひとりが「もったいない」の意識を高め、再使用するよう心がけます。
- ・再使用に関する情報を収集し、日常生活に活かします。
- ・フリーマーケットを活用します。
- ・安易に捨てず、修理して使う、ほかの目的で使うことを心がけます。

（４）事業者の行動

○再使用の取組

- ・再使用に関する情報を収集します。
- ・商品の規格を統一し、部品交換ができるような商品の販売を推進します。
- ・容器を回収し、再使用に努めます。



〔フリーマーケット〕

コラム7：ごみを減らしてCO₂の削減

ごみを減らせば、CO₂排出量を削減できます。不要な容器や包装は断り、資源になるものは、ルールに従って、分別してリサイクルに回しましょう。

○レジ袋1枚→60g

○牛乳パック→160g

○空きビン1個→110g

○ペットボトル1本→70g

○空き缶1個→40g

○食品トレイ1枚→8g



※あいちエコチャレンジ21 今はじめよう地球のためにできることホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/eco21/co2/trash.html> より

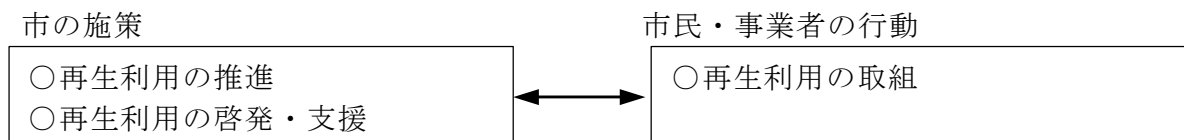
単位：CO₂換算

取組１５ リサイクル（再生利用）の推進

（１）取組の方向性

資源の循環利用を推進するために、市は、資源回収、資源化、再生利用を進めます。
また、市民や事業者について再生利用の意識を向上させるよう情報提供を行います。市民・事業者は、再生利用について積極的に取り組めます。

《取組の体系》



（２）市の施策

○再生利用の推進

- ・再生利用をより一層進めるため、ごみ処理基本計画を策定します。
- ・古紙の分別回収と再生紙の利用を推進します。
- ・古着の分別回収と再生利用に取り組めます。
- ・一般家庭や公共施設から排出される廃食用油のリサイクル事業を推進します。
- ・行政による資源回収の実施と、市民団体による有価物回収の推進を図ります。
- ・グリーン購入推進指針に基づき、再生利用製品を優先して購入します。
- ・事業者向けのリサイクル情報を提供します。
- ・刈草・剪定枝の堆肥化施設を整備します。
- ・公共工事において、リサイクル資材の積極的な活用を行います。
- ・容器包装廃棄物の再生資源化を促進します。

○再生利用の啓発・支援

- ・消費者に再生利用可能な製品を選んで購入し、利用してもらえよう広報します。
- ・環境にやさしい製品を購入し、利用してもらえよう啓発を行います。
- ・広報、リサイクル情報誌、インターネット、イベントなどでリサイクルに関する啓発活動を進めます。
- ・リサイクルの必要性を理解してもらうために施設見学や出前講座を開催します。
- ・食品残渣の飼料化への取組を支援します。
- ・様々な製品に含まれる希少金属の回収を啓発します。
- ・家畜糞尿の堆肥化に向けた体制づくりを支援します。
- ・リサイクル活動団体の育成と支援を行います。
- ・販売店での使用済み製品、容器の回収への取組を支援します。
- ・家庭で不用となったものを再生利用するためのリサイクル講座を開催します。

（３）市民の行動

○再生利用の取組

- ・再生利用可能な商品を選んで購入し、利用するように心がけます。
- ・古紙や古着の分別回収を心がけます。

- ・廃食用油の回収事業に協力します。
- ・広報、リサイクル情報誌、インターネット、イベントなどからリサイクルに関する情報を収集します。
- ・リサイクルの必要性を理解するため、施設見学や出前講座に参加します。
- ・ペットボトルキャップ回収運動など、地域や企業の活動に協力します。

（４）市民の行動

○再生利用の取組

- ・古紙の分別回収と再生紙の利用に取り組みます。
- ・刈草・剪定枝の堆肥化によるリサイクルに取り組みます。
- ・リサイクル資材、リサイクル製品の積極的な活用を進めます。
- ・容器包装廃棄物を再生資源として利用を進めます。
- ・様々な製品に含まれる希少金属を回収するように努めます。
- ・広報、リサイクル情報誌、インターネット、イベントなどからリサイクルに関する情報を収集します。
- ・食品残渣の飼料化に取り組みます。
- ・企業、組織単位のリサイクル活動を実践します。

環境目標⑦ ごみをきちんと処理しよう

◆現状と課題

(1) 環境の現状

- 市民一人当たりの年間ごみ処理費用は、平成 13 年度（2001 年度）の 9,664 円から平成 25 年度（2013 年度）には 10,150 円と、約 5.0%増加しています。
- 外国人や単身者世帯、高齢者世帯の増加などにより、ごみの分別方法の理解不足や、ごみ出し困難な世帯の問題も増加しています。このような状況に対応するため、「環境保全、資源保全、美化の促進」「ごみ処理の効率化及び低コスト化」「市民、事業者、行政の協働による 4 R 推進」の 3 つを柱とした豊川市ごみ処理基本計画を平成 23 年（2011 年）3 月に策定しました。
- 広域的なごみ処理の課題に対応するため平成 24 年（2012 年）3 月に東三河ごみ焼却施設広域化計画を策定しました。この計画に沿って老朽化したごみ焼却炉の延命が必要となったため、平成 26 年（2014 年）3 月に豊川市清掃工場長寿命化計画を策定しました。
- 不燃ごみの選別施設やびん類・缶類の選別施設の老朽化が進行しています。また、資源化を促進するために必要な破碎・選別などの施設が十分整備されていない状況です。

(2) 課題の整理

- 老朽化の進んだ施設の更新や維持管理費が増え、処理経費が上昇していくことが見込まれるため、経費削減の対策が必要です。
- 社会のグローバル化や少子高齢化、核家族化が進行するなか、外国人や単身者世帯、高齢者世帯に過度の負担が掛からないごみの排出制度への改善が必要です。
- ごみの処理や資源化に必要な施設と処理能力の確保が必要です。

◆目標とする指標

環境指標	過去値	現状値	目標値
市民一人当たり年間 ごみ処理費用	10,465 円 (H20 年度)	10,150 円 (H25 年度)	9,400 円 (H31 年度)
不法投棄年間件数	657 件 (H20 年度)	459 件 (H25 年度)	300 件 (H31 年度)

◆目標達成に向けた取組

取組１６ 廃棄物処理施設の整備推進

（１）取組の方向性

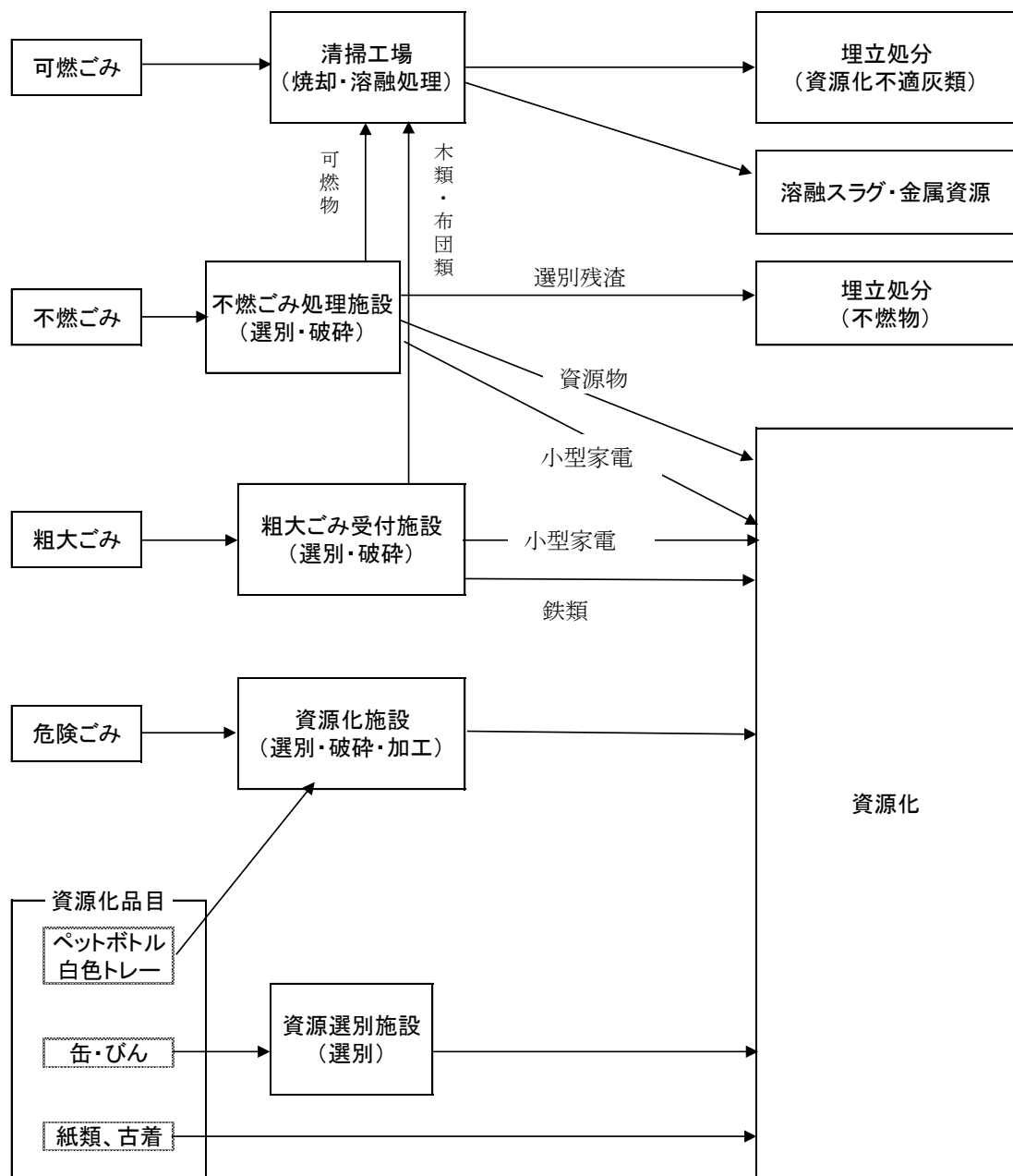
廃棄物の適正処理、資源化、最終処分量の減量化を推進するために、市は、廃棄物処理施設の整備を行います。

（２）市の施策

○廃棄物処理施設の整備

- ・ごみの減量化を図り、焼却施設の適正な負荷による運転と延命化に努めます。
- ・ごみ処理の効率化を図るため、施設を集約します。
- ・最終処分量の削減のため、不燃ごみ選別施設を整備します。
- ・焼却ごみ量の削減のため、刈草・剪定枝の堆肥化施設を整備します。
- ・びん類・缶類の選別・保管施設及び紙類のストックヤードを整備します。
- ・焼却施設の広域化に向けて、近隣市町村と共同で計画を進めます。





※事業所などから排出されるごみについては、豊川市の一般廃棄物収集運搬業許可を受けた者が収集しています。

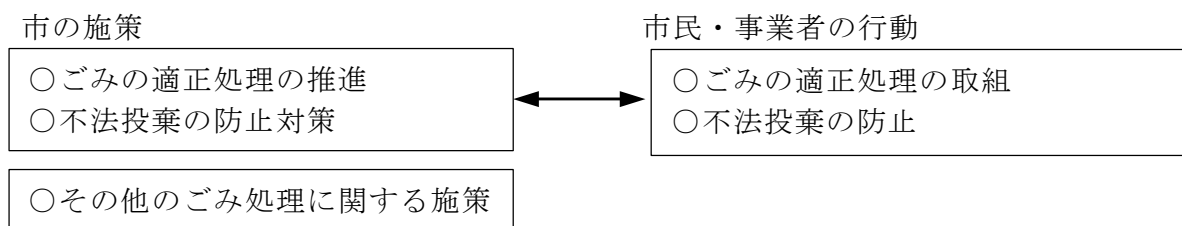
〔ごみ処理フロー〕

取組１７ 廃棄物の適正な処理の推進

（１）取組の方向性

廃棄物の適正処理を推進するために、市は、市民や事業者に対して啓発を行うとともに、適切な廃棄物処理を行える体制づくり、取組を実施します。市民・事業者は、廃棄物の適正処理を行い、市が行う取組に積極的に協力します。

《取組の体系》



（２）市の施策

○ごみの適正処理の推進

- ・処理困難物の適切な処理方法の周知と処分先の確保に努めます。
- ・市民・事業者と市が一体となって、地域におけるポイ捨てや資源の抜き取りなどに対応するため、条例により環境美化活動の体制づくりを行います。
- ・自己搬入ごみに関して、施設の集約など利便性の向上を図ります。
- ・ごみ運搬車両を確保できない市民のために、車両の貸し出しを行います。
- ・効率の良い収集ルートやステーションの配置、収集日などの再編成を行います。
- ・高齢者世帯などの粗大ごみをはじめとするごみ排出の支援体制を構築します。
- ・外国人に対する適切な分別方法の周知を進めます。
- ・資源拠点回収制度の拡充により、資源排出の利便性の向上を図ります。
- ・事業活動により生じた廃棄物の適切な回収や処理に向けた取組を支援します。
- ・在宅医療廃棄物について、安全かつ適正な収集および処理を行います。
- ・廃棄物の野焼きが法律違反であることを周知し、適正処理を推進します。
- ・事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の違いと適正な処理の方法について指導・啓発を行います。

○不法投棄の防止対策

- ・道路や河川の美化、ポイ捨てしにくい環境づくりのため、市民参加型の清掃活動を実施します。
- ・不法投棄防止のための監視体制を強化します。
- ・市民と市の共同によるごみ集積所管理体制を整備します。

○その他のごみ処理に関する施策

- ・適正なごみ処理手数料となるよう制度の見直しを図ります。

（３）市民の行動

○ごみの適正処理の取組

- ・環境美化活動に積極的に参加します。

- ・適切なごみ分別を行います。
- ・排出日、排出時間などのルールを守り、適切な排出に努めます。
- ・廃棄物の野焼きが法律違反であることを認識し、適正処理を行います。

○不法投棄の防止

- ・道路や河川の美化、ポイ捨てしにくい環境づくりのため、清掃活動に参加します。
- ・ごみ集積所管理の取組に参加します。

(4) 事業者の行動

○ごみの適正処理の取組

- ・環境美化活動に積極的に参加します。
- ・一般廃棄物と産業廃棄物の違いをしっかりと理解し、適切な区分を行います。
- ・一般廃棄物の処理に関しては、市の定めた処理方法を遵守します。
- ・自らの事業活動により生じた廃棄物の適切な回収や処理に向けた取組を進めます。
- ・廃棄物の野焼きが法律違反であることを認識し、適正な処理を行います。

○不法投棄の防止

- ・道路や河川の美化、ポイ捨てしにくい環境づくりのため、清掃活動に参加するとともに、市民の活動を支援します。
- ・排出者責任を理解し、自社の廃棄物について、常に適切な処分がされているかを把握します。

第4節 人にやさしいまちをつくる

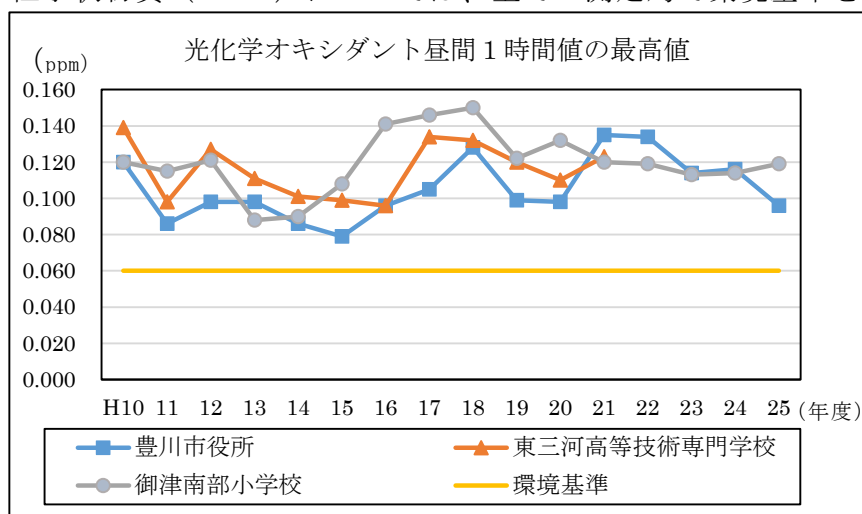
環境目標⑧ 空・水・土を守り、健康な暮らしを保とう

◆現状と課題

(1) 環境の現状

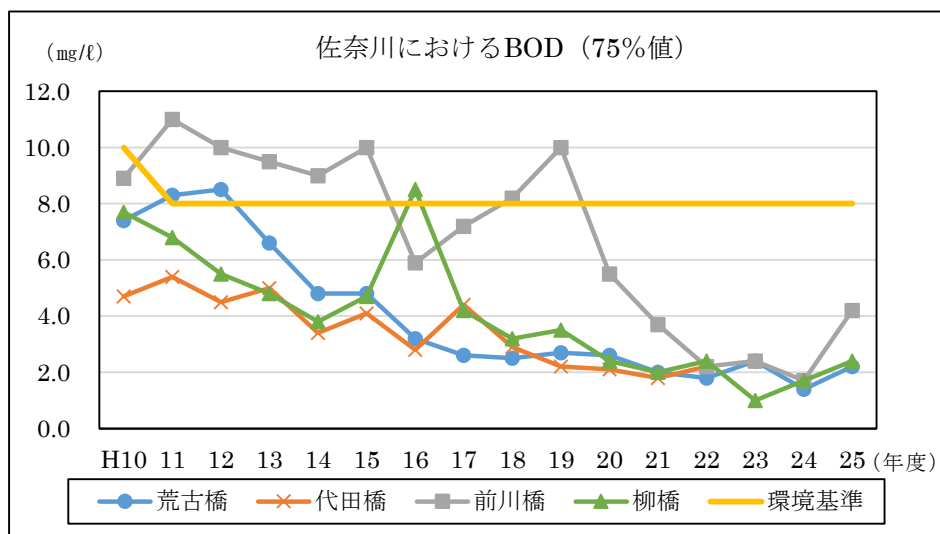
【大気】

- 本市における大気汚染の状況は、光化学オキシダント（Ox）が市内の全ての測定局で環境基準（1時間値が0.06ppm以下）を達成していません。
- 二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）については、全ての測定局で環境基準を達成しています。



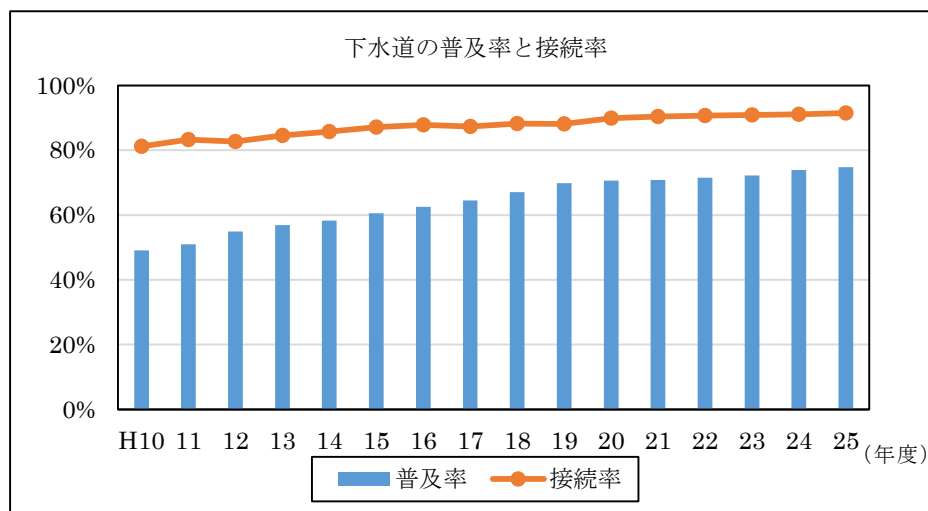
【水質】

- 主要河川において、水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は、年々減少傾向にあり、平成20年度（2008年度）以降は、BODをはじめ全ての項目で環境基準を達成しています。



【下水道】

- 本市の公共下水道の普及率は年々増加しているものの、平成 25 年度（2013 年度）末で 74.8%と、全国平均の 77.0%よりも低い水準になっています。
- 下水道接続率（水洗化率）は、下水道普及率に比べ伸びがゆるやかで、平成 25 年度（2013 年度）末で 91.5%となっています。



資料：豊川市

【騒音】

- 騒音の状況は、平成 20 年度（2008 年度）には、自動車騒音の調査において昼夜ともに 2 地点で環境基準や要請限度を上回る結果となっていました。平成 25 年度（2013 年度）では、夜のみ 2 地点で環境基準や要請限度を上回る結果となっています。また、新幹線騒音の調査においては、平成 20 年度（2008 年度）から引き続き 1 地点で、環境基準や要請限度を上回る結果となっています。

新幹線騒音調査結果

(単位:db)

測定地点 (地域類型)		20年度	適否	25年度	適否	環境 基準
御津町大草東郷 (Ⅰ)	25m	71	×	72	×	70
	50m	67	○	67	○	70
御津町御馬浜田 (Ⅱ)	25m	71	○	70	○	75
	50m	70	○	70	○	75
伊奈町中村 (Ⅰ)	25m	69	○	69	○	70
	50m	64	○	63	○	70

類型Ⅰ：主に住宅の用に供される地域

類型Ⅱ：Ⅰ以外で通常の生活を保全する必要がある地域

自動車騒音調査結果

(単位:db)

測定地点	時間の 区分	20年度	適否	25年度	適否	環境 基準
県道千万町豊川線 (本野町)	昼	66	○	64	○	70
	夜	59	○	58	○	65
県道豊橋豊川線 (諏訪3丁目)	昼	70	○	69	○	75
	夜	64	○	62	○	70
一般国道1号 (新栄町3丁目)	昼	76	×	74	○	75
	夜	77	×	73	×	70
一般国道23号 (御津町下佐脇)	昼	77	×	74	○	75
	夜	76	×	74	×	70
県道大代赤坂線 (萩町)	昼	65	○	59	○	75
	夜	55	○	47	○	70
県道豊川新城線 (足山田町)	昼	67	○	69	○	75
	夜	62	○	62	○	70

資料：豊川市

【地下水汚染】

○平成 25 年度（2013 年度）の地下水の水質調査では、1 箇所の井戸においてテトラクロロエチレンが環境基準を達成していません。

地下水の状況

地点名	項目	地点区分	超過年度 の数値	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	環境基準
下長山町地内 (H10年度超過)	テトラクロロ エチレン	発端井戸	0.11	0.014	0.082	0.049	0.055	0.036	0.048	0.033	0.019	0.024	0.01以下
		周辺井戸	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	

資料：愛知県公共用水域及び地下水の水質調査結果

【その他の汚染など】

○河川と土壌におけるダイオキシン類の調査結果は、いずれも環境基準を達成しています。

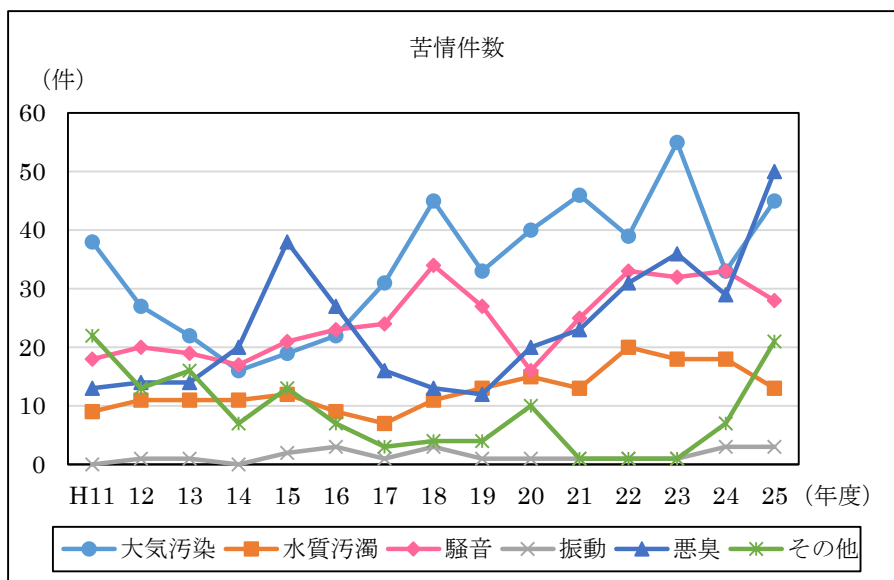
○土壌汚染については、平成 25 年度（2013 年度）までに市内において 1 箇所、発生の報告がありましたが、対策がされており有害物質の拡散はありません。

また、地盤沈下については、沈下が確認された地点はありません。

【苦情件数など】

○本市では、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などに関する苦情は、平成 20 年度（2008 年度）には合わせて 125 件あり、うち大気汚染が 50 件でした。平成 25 年度（2013 年度）は、合計 160 件あり、大気汚染が 45 件、悪臭が 50 件と多くなっています。

○平成 25 年（2013 年）3 月末現在、市内の 70 工場・事業所や 6 ゴルフ場と公害防止協定を締結しています。



資料：豊川市

（２）課題の整理

- 大気汚染については、環境基準達成のために光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物（NO_x）や炭化水素（HC）をさらに削減する必要があります。また、工場や自動車からの大気汚染物質の排出削減や野焼きの防止など、総合的に施策を講じていく必要があります。
- 水質汚濁については、現在全ての河川で生物化学的酸素要求量の環境基準を達成できていますが、本市の河川水域や三河湾海域の良好な水質を確保するために、生活排水を中心とした汚濁負荷削減対策を推進し、今後も公共下水道を整備していく必要があります。
- 悪臭については、畜産事業所など施設の整備・改善や家畜排泄物の処理・保管時の管理を指導していく必要があります。
- 自動車騒音については、国道１号で低騒音型舗装など対策が取られましたが、環境基準の達成に向けて働きかけを行う必要があります。
- 新幹線騒音については、環境基準の達成に向けて働きかけを行う必要があります。
- 工場や事業所の騒音・振動については、従来の規制措置を中心とした施策を継続するほか、近年問題になりつつある生活騒音対策にも取り組む必要があります。
- 地下水に関しては、一部で環境基準に達しておらず、汚染地域での監視に努める必要があります。

◆目標とする指標

環境指標	過去値	現状値	目標値
環境基準（大気、騒音）	光化学オキシダント：未達成 環境騒音：未達成 新幹線騒音：未達成 自動車騒音：未達成 (H20 年度)	光化学オキシダント：未達成 環境騒音：達成 新幹線騒音：未達成 自動車騒音：未達成 (H25 年度)	全て達成 (H31 年度)
佐奈川、音羽川の水質（BOD75%値）	佐奈川（前川橋） 7.9mg/ℓ 音羽川（南田橋） 2.1mg/ℓ (H18～H20 年度平均)	佐奈川（前川橋） 4.2mg/ℓ 音羽川（南田橋） 1.0mg/ℓ (H25 年度)	佐奈川（前川橋） 2.5mg/ℓ 音羽川（南田橋） 1.0mg/ℓ (H31 年度)
生活排水処理率	82.8% (H20 年度)	88.3% (H25 年度)	97.0% (H31 年度)

◆目標達成に向けた取組

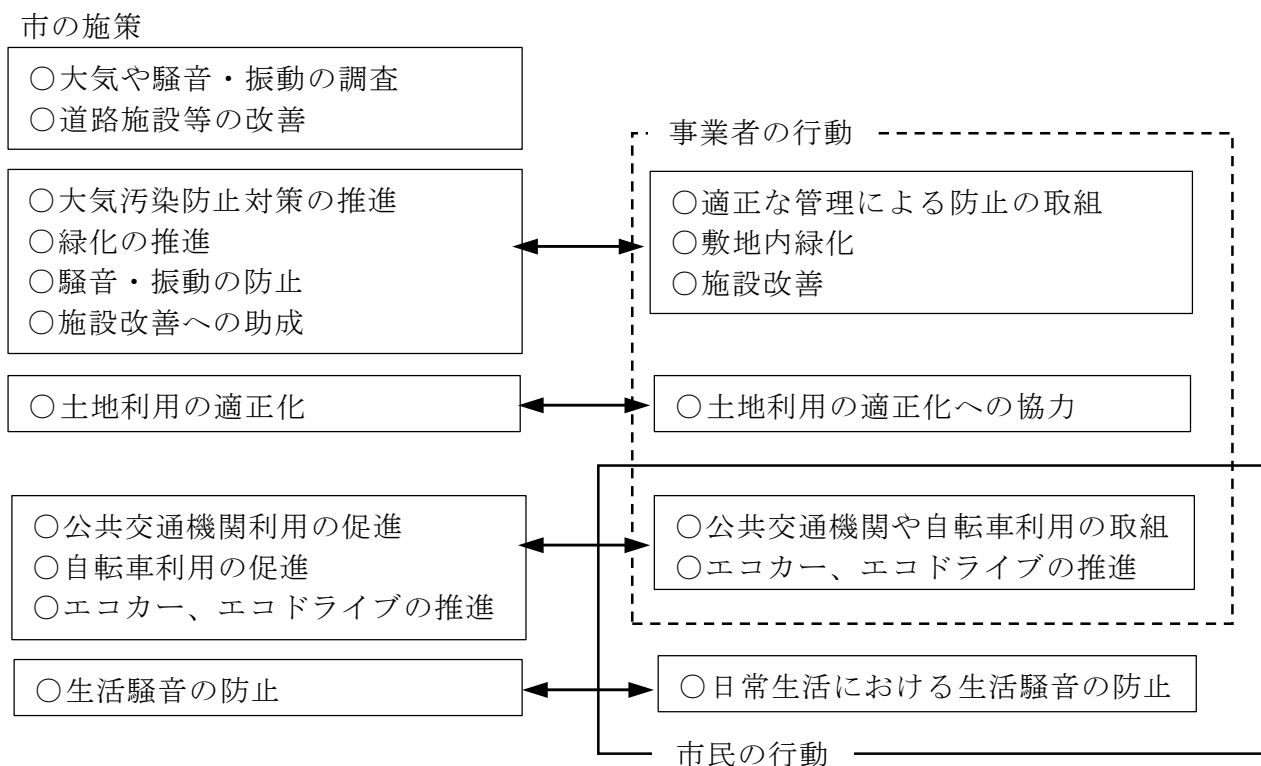
取組１８ 大気汚染や騒音などの防止

（１）取組の方向性

工場や事業所による大気汚染物質の排出を削減し、騒音・振動を防止するために、市は、工場や事業所に対して指導を行うとともに、施設改善への助成を行います。また、道路施設の改善や沿道緑化などを推進することにより、自動車による大気汚染物質の排出削減や、騒音・振動の防止に取り組みます。市民・事業者は、公共交通機関や自転車を利用し、自動車交通量を減らすことにより、大気汚染や騒音・振動などの防止に取り組みます。また、事業者は、市との協定の締結や施設の整備・改善を進めることにより、大気汚染や騒音・振動を未然に防止します。

日常生活における静かなくらしを確保するために、市は、生活騒音防止の啓発を行い、市民は生活騒音の防止に取り組みます。

《取組の体系》



（２）市の施策

○大気や騒音・振動の調査

- ・大気や自動車騒音、新幹線騒音の測定を定期的に行い、環境基準の達成状況を公表します。

- ・県が行う光化学スモッグや微小粒子状物質（PM2.5）の濃度測定結果を公表し、健康被害が予測される時は注意喚起等を行うとともに、工場や自動車からの大気汚染物質の排出削減の働きかけを行います。

○道路施設等の改善

- ・交通渋滞を解消するため、幹線道路網の整備を進めます。
- ・国道・県道などで自動車騒音の著しい場所においては、国や県へ道路構造改善などの要望を行います。
- ・新幹線騒音に関しては、愛知県新幹線公害対策連絡会議を通じての働きかけを行います。

○大気汚染防止対策の推進

- ・「大気汚染防止法」や「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場などの大気汚染物質発生施設に対し、県と連携して規制・指導を行います。
- ・工業団地進出企業などと公害防止、環境保全のための協定を締結します。
- ・大気汚染の発生源となる主要特定事業場について、県と連携して発生源の監視に努めます。
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で認められている焼却以外の焼却方法や野焼きについて、県と連携して規制・指導を行います。

○緑化の推進

- ・樹木などの大気汚染浄化機能を活かした工場敷地内の植栽を促進します。
- ・幹線道路沿いにおいて、樹木の植栽などの整備を推進します。

○騒音・振動防止の指導

- ・「騒音規制法」、「振動規制法」や「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場などの施設や建設作業に対し、騒音・振動防止の指導を行います。

○施設改善への助成

- ・公害防止の施設改善などに対する融資制度を充実させ、利子補給を行います。

○土地利用の適正化

- ・住工混在による騒音・振動公害を防止するため、土地利用の適正化を進めます。また、移転用に工業用地を確保し、工業用地への集団化を進めます。

○公共交通機関利用の促進（再掲：→取組3（P.26）参照）

○自転車利用の促進（再掲：→取組3（P.26）参照）

○エコカー、エコドライブの推進（再掲：→取組4（P.28）参照）

○生活騒音の防止

- ・近隣騒音公害に関して、マナーの啓発を行います。

（3）市民の行動

○公共交通機関や自転車利用の取組（再掲：→取組3（P.26）参照）

○エコカー、エコドライブの取組（再掲：→取組4（P.28）参照）

○日常生活における生活騒音の防止

- ・近隣に迷惑を掛けないう、テレビ、音響機器、ピアノなどの楽器、冷暖房の室外機、自家用車の音やペットの鳴き声などが、騒音とならないようにマナーを守ります。

（４）事業者の行動

○適正な管理による防止の取組

- ・工場などの大気汚染物質発生施設を適正に管理し、大気汚染を未然に防止します。
- ・工場や事業所、建設現場における施設を適正に管理し、騒音・振動を未然に防止します。
- ・公害防止、環境保全の協定を締結し、環境の保全に努めます。

○敷地内の緑化

- ・工場敷地内での樹木の植栽など、植物の大気浄化機能を活かした緑化を進めます。
- ・工場や事業所の敷地境界に、環境施設帯や植樹帯などを設置します。

○施設の改善・大気汚染や騒音

- ・振動を防止する施設の設置や既存設備の改善などの整備を行います。
- ・施設設備の更新に際しては、低公害型の機器の導入や良質燃料への転換を図ります

○土地利用の適正化への協力

- ・住工混在による騒音・振動公害を防止するため、土地利用の適正化に協力します。

○公共交通機関や自転車利用の取組（再掲：→取組 3（P. 26）参照）

○エコカー、エコドライブの取組（再掲：→取組 4（P. 28）参照）



〔国道 1 号〕

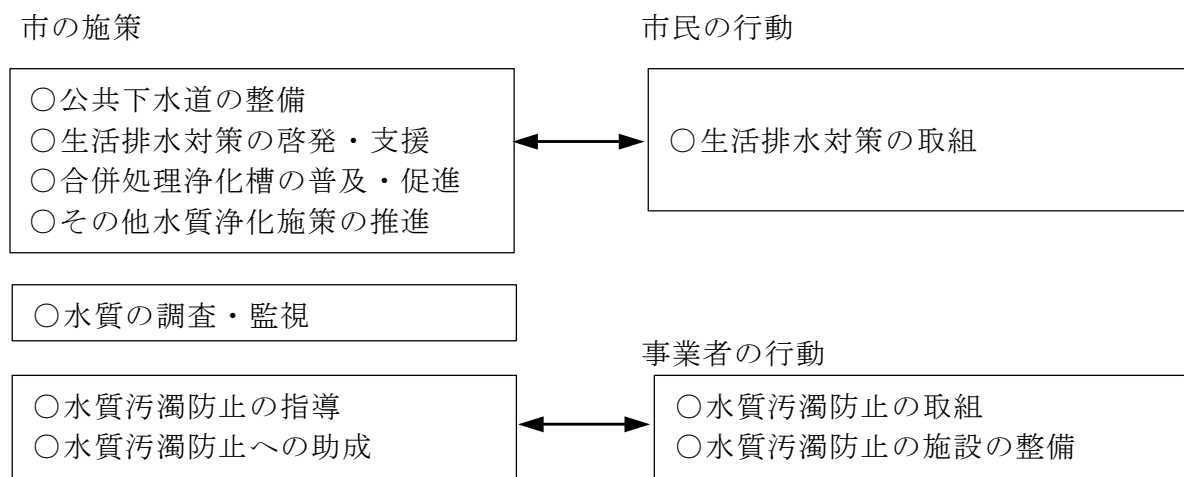
取組１９ 水質汚濁の防止

（１）取組の方向性

日常生活における排水による水質汚濁を防止するために、市は、生活排水対策の市民への啓発や支援を推進します。さらに、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及によって、河川に汚れた排水が流出しないように方策を講じます。市民は、自主的に日常生活における排水対策に取り組みます。

また、工場や事業所からの排水による水質汚濁を防止するために、市は、水質の調査や監視、工場や事業所に対する指導を行うとともに、施設改善への助成を行います。事業者は、協定の締結や施設の整備を進め、水質汚濁を未然に防ぎます。

《取組の体系》



（２）市の施策

○公共下水道の整備

- ・下水道整備計画に基づき、公共下水道の整備を推進します。
- ・整備要件を満たす地域での特定環境保全公共下水道事業を進めます。
- ・下水道整備地域における未接続世帯に速やかな接続を働きかけます。

○生活排水対策の啓発・支援

- ・生活排水対策学習会やまちづくり出前講座を開催し、生活排水対策の啓発を行います。
- ・浄化槽の能力維持のため、適正な維持管理の啓発を行います。
- ・地域で活動している生活排水クリーン推進員の活動を支援します。

○合併処理浄化槽の普及・促進

- ・汲み取りや単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を推進するため、設置に対し助成を行います。

○その他水質浄化施策の推進

- ・自然浄化機能を活かしたヨシなどの水生植物などによる浄化を行います。
- ・町内会や企業による河川や水路の水質保全、環境美化などの活動を支援します。

○水質の調査・監視

- ・河川や海域の水質調査を定期的に行い、調査結果を公表します。
- ・工業団地進出企業やゴルフ場に関して環境保全のための協定を締結し、事業所からの排水検査を行い、監視・指導します。

○水質汚濁防止の指導

- ・工場や事業所の水質汚濁発生施設に対し、県と連携して水質汚濁発生防止の指導を行います。
- ・畜産事業所からの水質汚濁を防止するため、指導を行います。

○水質汚濁防止への助成

- ・水質汚濁防止の施設改善に対する融資制度を充実させ、利子補給を行います。

(3) 市民の行動

○生活排水対策の取組

- ・公共下水道の整備地域においては、公共下水道に速やかに接続します。
- ・浄化槽の適正管理を行い、日常生活において生活排水の浄化に取り組みます。
- ・生活排水対策学習会やまちづくり出前講座に参加します。
- ・地域で活動している生活排水クリーン推進員の活動に参加・協力します。
- ・汲み取りや単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換に努めます。
- ・町内会や企業による河川や水路の水質保全、環境美化などの活動に参加・協力します。

(4) 事業者の行動

○水質汚濁防止の取組

- ・公害防止および環境保全のための協定を締結し、環境の保全に努めます。
- ・工場や事業所の水質汚濁発生施設を適正に管理し、水質汚濁を防ぎます。

○水質汚濁防止の施設の整備

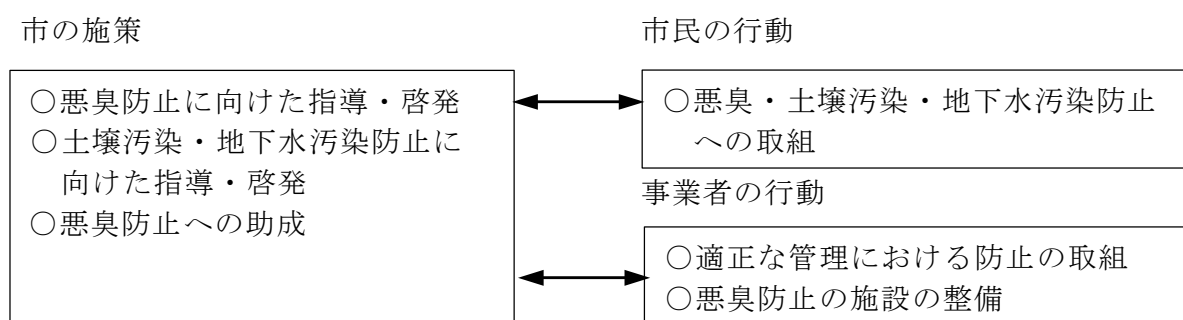
- ・工場や事業所の水質汚濁防止施設の設置や改善などの整備を行います。

取組２０ 悪臭・土壌汚染・地下水汚染などの防止

（１）取組の方向性

工場や事業所からの悪臭、土壌汚染、地下水汚染などを防止するために、市は、工場や事業所に対して指導・啓発を行い、施設改善への助成を行います。また、新たな環境問題への対応を行うために、環境問題に関する調査、清掃工場の施設更新、市民や事業者に対して啓発を行い、未然防止を図ります。事業者は、有害化学物質や農薬などの適正管理を徹底するとともに、施設の整備・改善を進め、悪臭・土壌汚染・地下水汚染などの未然防止に努めます。

《取組の体系》



（２）市の施策

○悪臭防止に向けた指導・啓発

- ・畜産事業所など悪臭対策が必要となる施設に対し、指導・啓発を行います。
- ・農地への堆肥投入による悪臭防止対策として、耕作者に対し、悪臭を発生させないように周知・協力を求めます。
- ・家畜排泄物の処理・保管時における流出・漏出による環境への悪影響を防止するため処理・保管施設の整備促進を指導します。
- ・悪臭を防止するため家庭でのごみ焼却の禁止や事業所でのごみ焼却の抑制など、廃棄物の適正処理を指導します。

○土壌汚染・地下水汚染防止に向けた指導・啓発

- ・事業者に対し、土壌汚染、地下水汚染などを未然に防ぐため、啓発活動を行います。
- ・土壌汚染などを防止するため、低農薬、有機農業などの環境保全型農業の促進を図ります。
- ・農家やゴルフ場などに対し、農薬や化学肥料の適正使用に関する啓発を行います。
- ・ポジティブリスト制度*の徹底などにより、農薬の適正使用を促進します。
- ・PRTR 制度*により、有害化学物質の適正管理を啓発します。
- ・ダイオキシン類対策として、清掃工場においては、連続運転、ごみ質の均一化などの適正な施設運営を行い、計画的な施設整備を推進します。
- ・ダイオキシンの発生を抑制するため、家庭でのごみ焼却の禁止や事業所でのごみ焼却の抑制など、廃棄物の適正処理を指導します。

○悪臭防止への助成

- ・悪臭防止の施設改善などに対する融資制度を充実させ、利子補給を行います。

(3) 市民の行動

○悪臭・土壌汚染・地下水汚染防止への取組

- ・土壌汚染などを防止するため、低農薬、有機農業などの環境保全型農業に努めます。
- ・悪臭やダイオキシンの発生を抑制するため、家庭ではごみ焼却をせず、廃棄物の適正処理を行います。

(4) 事業者の行動

○適正な管理における防止の取組

- ・悪臭、土壌汚染、地下水汚染などの原因となる発生施設を適正に管理し、公害を未然に防ぎます。
- ・土壌汚染などを防止するため、化学肥料は適正に使用します。
- ・ポジティブリスト制度に基づき、農薬は適正に使用します。
- ・PRTR 制度により、有害化学物質の適正管理を行います。
- ・悪臭やダイオキシンの発生を抑制するため、事業所でのごみ焼却を抑制し、廃棄物の適正処理を行います。

○悪臭防止の施設の整備

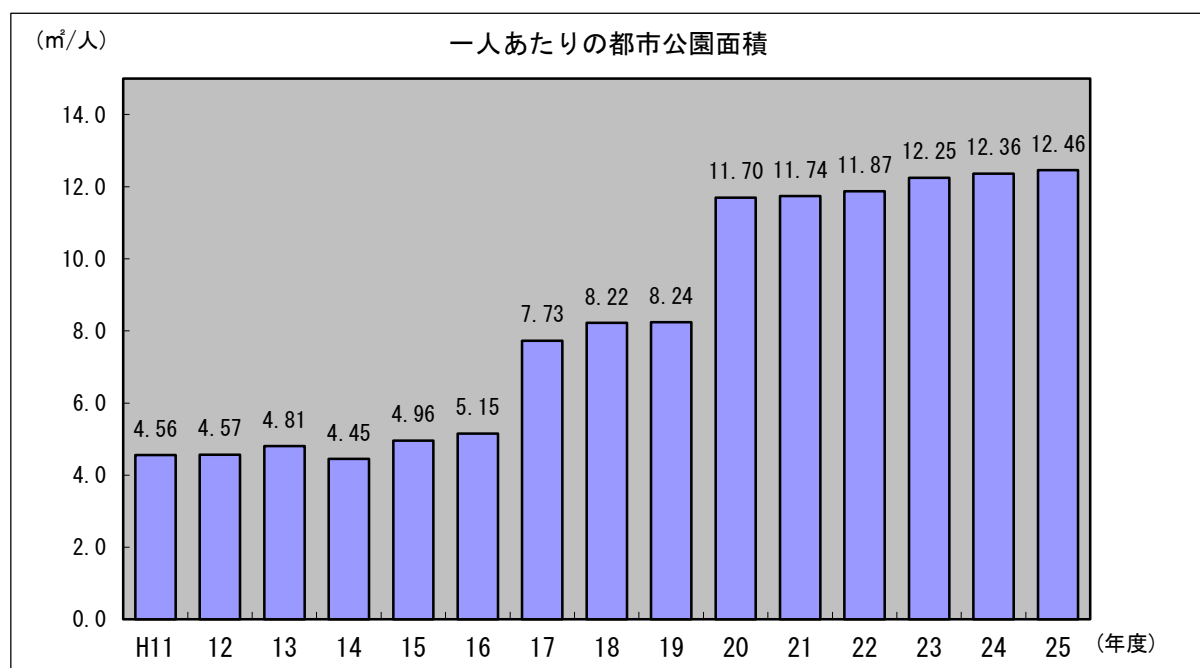
- ・家畜排泄物の処理・保管時における流出・漏出による環境への悪影響を防止するため、処理・保管施設の整備を行います。

環境目標⑨ 快適でゆとりある生活空間をつくろう

◆現状と課題

(1) 環境の現状

- 自然と身近に触れあえる都市公園は、レクリエーション機能を持ち、市民の憩いの空間となり、災害時の避難場所となるとともに、都市に良好な景観を創出します。また、自然とのふれあいは、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えるとともに、地域のコミュニティ形成にも重要な役割を果たしています。
- 本市には地域の自然とふれあえる場として、赤塚山公園、東三河ふるさと公園などが整備され、平成 25 年度末（2013 年度末）における都市公園の面積は 225.48ha、一人当たりでは、12.46 m²となります。
- 住民が身近に利用することができる街区公園の面積は 23.21ha、一人当たりでは、1.28 m²となります。



資料：豊川市

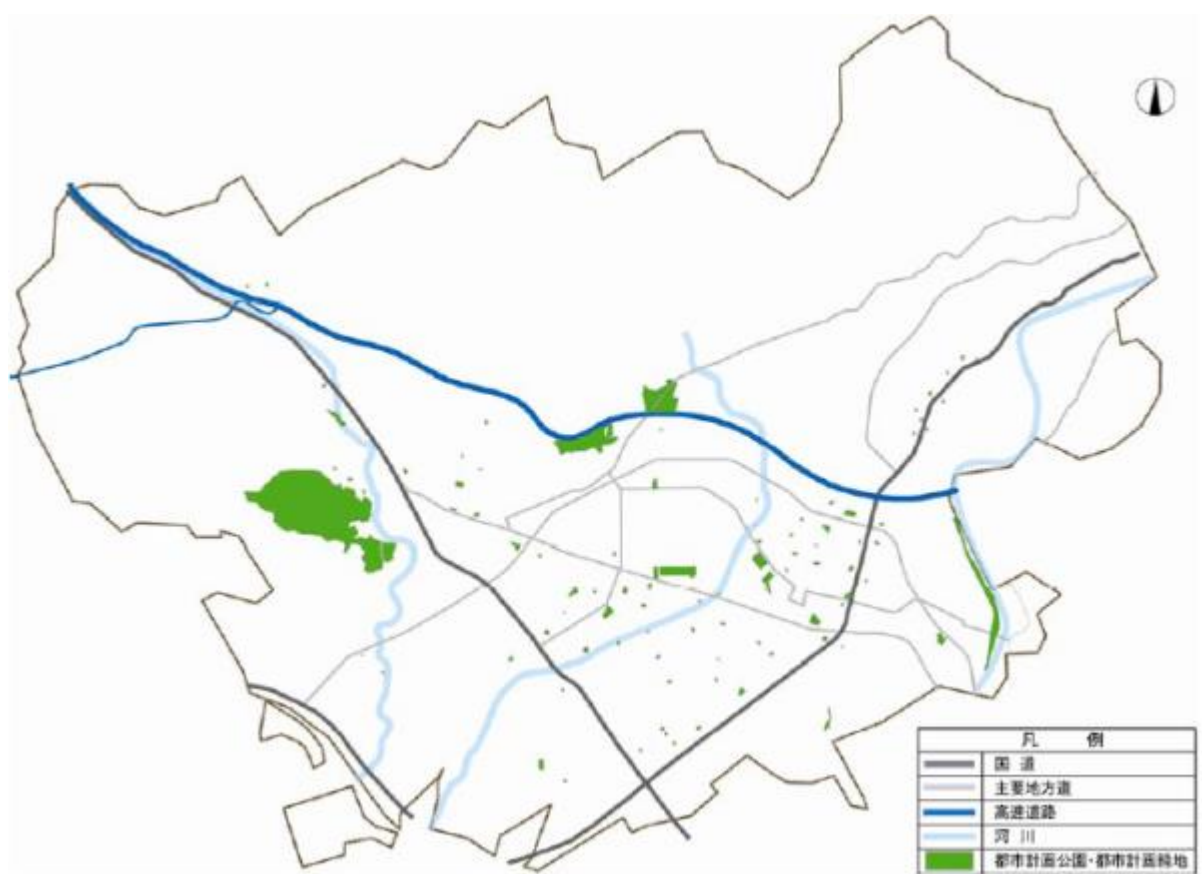
(2) 課題の整理

- 人と人とが交流し、憩いとやすらぎのある生活空間を形成していくため、良好な都市景観、自然とふれあえる場を整備していくとともに、適正な土地利用を図り、水と緑に親しめるなどゆとりある生活空間を整備していく必要があります。

◆目標とする指標

環境指標	過去値	現状値	目標値
「公園の状況」市民満足度	56.1% (H21 年)	56.3% (H25 年)	65.0% (H31 年)
「河川の状況」市民満足度	48.5% (H20 年)	48.4% (H25 年)	60.0% (H31 年)

※市民意識調査の「公園の状況」「河川の状況」に関する満足の程度の問いについて、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合



〔都市公園などの状況〕

資料：豊川市

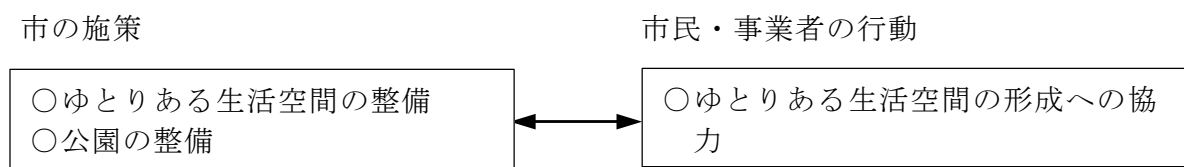
◆目標達成に向けた取組

取組２１ ゆとりある生活空間の形成

（１）取組の方向性

ゆとりある生活空間を形成するために、市は、交通、産業、地域の動向を把握し、ゆとりある街区や歩道や自転車道の整備などを検討し土地利用を計画的に進めます。また、市民の憩いと潤い、そしてふれあいの場を形成するために、緑の基本計画に沿った計画的な公園・緑地の整備を進めるとともに、市民や事業者が参加しやすい公園などの計画立案・管理・運営を行います。市民・事業者は、公園などゆとりある生活空間の形成に協力します。

《取組の体系》



（２）市の施策

○ゆとりある生活空間の整備

- ・土地区画整理事業や宅地開発を通じて、ゆとりある土地利用を進めます。
- ・潤いのある都市空間の整備と子どもや高齢者、自転車利用者にとって安全でやさしい歩道や自転車道の整備など、人にやさしく、ゆとりある生活空間の整備を検討し進めます。
- ・中高層建築物の建築時における指導により、電波障害対策や日照に配慮した生活空間の形成を進めます。
- ・屋外の夜間照明において、LED照明など環境にやさしい照明の啓発を行います。
- ・ユニバーサルデザイン*に配慮した交通環境の整備を推進します。

○公園の整備

- ・緑の基本計画に基づき公園の整備や樹木の植栽を行います。
- ・市民の参加・協力を得て、公園の計画立案、利用の促進、管理を行います。

（３）市民の行動

○ゆとりある生活空間の形成への協力

- ・環境共生住宅など環境にやさしく、ゆとりある生活空間を形成します。
- ・地域における公園の計画立案・利用の促進・維持管理・運営に参加します。

（４）事業者の行動

○ゆとりある生活空間の形成への協力

- ・中高層建築物の建築の際、電波障害対策や日照に配慮します。

- ・屋外の夜間照明において、LED照明など環境にやさしい照明となるよう配慮します。
- ・地域における公園の計画立案・利用の促進・維持管理・運営に参加します。



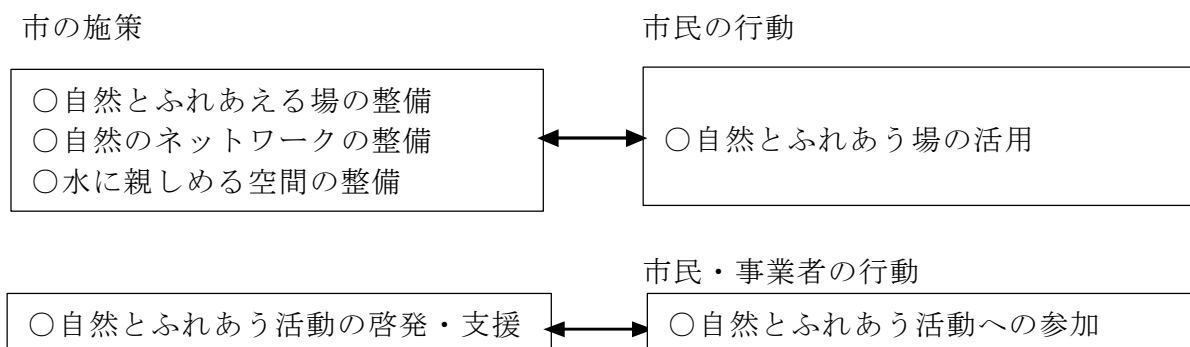
〔寄付公園〕

取組２２ 人と自然がふれあえる空間の整備

（１）取組の方向性

市は、自然とのふれあいの場として都市公園・親水公園を整備するとともに、赤塚山公園などの既存の自然公園、桜トンネルなど自然の名所の活用を図ります。市民は、自然とのふれあいの場の活用や管理、運営に協力するとともに、自然とふれあう活動に参加します。

《取組の体系》



（２）市の施策

○自然とふれあう場の整備

- ・桜の名所としての桜トンネル、佐奈川や音羽川の両岸の桜の保全を行います。
- ・豊川自然遊歩道の整備を行い、一層の活用を図ります。
- ・ふれあいセンター「四季の森」を自然とふれあう場として活用を図ります。
- ・自然を学習できる施設としての野外センターの活用を進めます。
- ・三上緑地、いこいの広場を自然やスポーツに親しめる場として活用を図ります。
- ・都市公園を自然とのふれあいの場としても位置づけ、配置や整備を推進します。
- ・自然とふれあう市民小菜園の維持管理を行います。
- ・緩傾斜護岸・階段式護岸などの整備を検討します。

○自然のネットワークの整備

- ・自然のネットワークの軸となる河川や街路緑化、ネットワーク拠点である公園の保全・整備を行い、ネットワークの形成を進めます。

○水に親しめる空間の整備

- ・豊川・佐奈川・音羽川など主要河川において、河川の自然を活かした整備や保全を図ります。
- ・佐奈川流域などの親水公園の整備と活用を図ります。
- ・市民の参加・協力を得て、河川など水に親しめる空間の維持管理を行います。
- ・海浜に親しむことができる臨海緑地の維持管理を行います。

○自然とふれあう活動の啓発・支援

- ・ホタル鑑賞会、探鳥会、水生生物調査の自然環境教育を目的とした観察会や環境講座を実施します。
- ・自然とふれあい、自然を保全する活動を支援します。

- ・自然環境マップを作成し、恵まれた自然環境の情報を積極的に提供します。
- ・心にうるおいを与える身近な水辺の大切さを啓発します。

（３）市民の行動

○自然とふれあう場の活用

- ・ふれあいセンター「四季の森」、野外センター、三上緑地、いこいの広場などの自然とふれあう場を活用します。

○自然とふれあう活動への参加

- ・ホタル鑑賞会、探鳥会、水生生物調査の自然環境教育を目的とした観察会や環境講座に参加します。
- ・地域における水に親しめる空間の計画立案・維持管理・運営に参加します。

（４）事業者の行動

○自然とふれあう活動への参加

- ・地域における水に親しめる空間の計画立案・利用の促進・維持管理・運営に参加します。



〔赤塚山公園〕



〔音羽川〕

第5節 みんなで取り組むやさしいまちをつくる

環境目標⑩ 豊川らしさを保ち、育もう

◆現状と課題

（１）環境の現状

- 本市に数多く残る歴史的遺産や伝統文化は、地域の特性、地域の誇りを創出するとともに、地域を活性化させ、生活環境を快適にするために重要な役割を果たしています。
- 本市は、豊川稲荷の門前町、東海道・姫街道の街道筋のまちとして栄え、御油の松並木、三河国分寺跡、三河国分尼寺跡など、数多くの歴史的遺産を有しています。建造物、史跡、天然記念物などは、市全体で、14件の国指定文化財、32件の県指定文化財、214件の市指定文化財があります。無形民俗文化財として、県指定の豊川進雄神社の奉納綱火、菟足神社の田祭り、市指定の砥鹿神社の火舞祭、長松寺のどんきなどや東三河地方に古くから伝わる手筒煙火など、継承すべき伝統文化が数多くあります。
- 本市は、公的空間について、地区の景観特性、デザインや素材、周辺環境との調和に配慮した事業を実施しています。また、地域の歴史や特性を活かした、地域の活性化につながる市街地の再整備が計画されており、適正な土地利用による快適な生活空間の形成が進められています。

（２）課題の整理

- 本市の恵まれた歴史的遺産や伝統文化を保存・継承し、訪れる市外の人々にも広く伝えられるように努め、将来の世代へと引き継いでいかなければなりません。
- 生活環境の問題から、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の問題まで、複雑多様化している環境問題に対応し、本市の環境を保全・形成するためには、市民一人ひとりが日常生活と環境との関連について理解と知識を深め、環境に配慮した責任ある行動をとることが不可欠です。
- 美しいまちなみは、市民や事業者の景観の調和を重んじた合意形成なくしては成り立たず、環境美化でまちが美しく保たれることも重要です。調和のとれた美しい景観の保全・形成に努めるとともに、マナー向上を推進する必要があります。

◆目標とする指標

環境指標	過去値	現状値	目標値
「地域の文化性の高さ」市民満足度	37.6% (H21 年)	39.9% (H25 年度)	50.0% (H31 年度)
アダプトプログラム登録団体	51 団体 (H20 年度末)	102 団体 (H25 年度)	150 団体 (H31 年度)

※市民意識調査の「公園の状況」「河川の状況」に関する満足の程度の問いについて、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合



〔国の指定文化財 三河国分尼寺跡〕

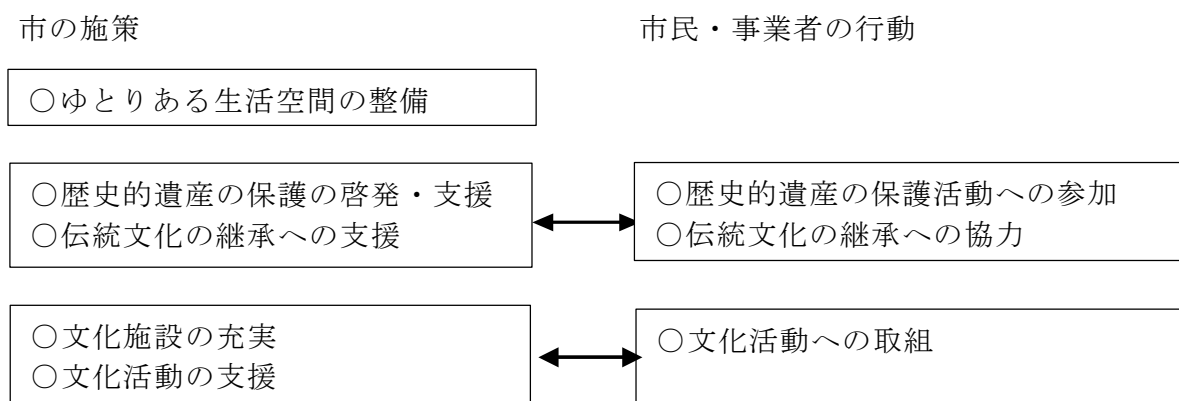
◆目標達成に向けた取組

取組２３ 歴史的遺産の保存と活用

（１）取組の方向性

歴史的遺産や伝統文化は地域の特性を創出し、地域の活性化につながり、快適環境を形成するうえで非常に重要な役割を果たしています。歴史的遺産や文化伝統を守り活用し、次世代に引き継いでいく文化を創出していくことが必要となります。

《取組の体系》



（２）市の施策

○歴史的遺産の保存と活用

- ・文化財の調査を行い、その保護・保存や活用を図ります。
- ・三河国分寺跡の公有化を進め、史跡公園として保存整備を進めます。
- ・三河国分尼寺跡や伊奈城跡などの史跡公園の活用を進めます。
- ・御油の松並木の保護・保存を進めます。
- ・史跡や天然記念物など歴史的遺産を結ぶ散策路の設定・活用を図ります。
- ・歴史・民俗などの調査、資料収集を行い、市史の編さんを進めます。

○歴史的遺産の保護の啓発・支援

- ・ふるさと再発見講座、親子文化財教室、ボランティアガイド養成講座などを行い、歴史・文化財への保護意識の高揚を図ります。
- ・地域における歴史的遺産の保護活動への支援を進めます。
- ・地域に伝わる伝統行事や祭りへの子どもたちの積極的な参加を進め、伝統行事や文化に直接触れる機会を創出します。
- ・歴史・文化に関する冊子を作成します。

○伝統文化の継承への支援

- ・地域の伝統行事の保存活動への支援を行います。
- ・地域の伝統産業への支援を行います。
- ・無形民俗文化財の公開の場を設け、後継者の育成への支援を行います。

○文化施設の充実

- ・文化活動を進める場として文化施設の充実を図ります。
- ・施設や文化財の案内板を計画的に整備・修繕します。
- ・近隣市町と連携して文化施設を有効に活用します。

○文化活動の支援

- ・各種文化事業や講座など、市民の文化活動を支援します。
- ・適切な指導・助言により文化団体を育成します。
- ・文化意識を高めるよう、文化情報の提供を図ります。

（３）市民の行動

○歴史的遺産の保護活動への参加

- ・文化財のボランティアガイドや御油松並木愛護会などの文化財愛護活動、郷土の歴史・文化財に関する各種講座や教室などに参加します。

○伝統文化の継承への協力

- ・地域の伝統行事の保存活動に参加します。
- ・無形民俗文化財などの指導者・後継者の育成に努めるとともに、地域の伝統行事や活動に参加し、伝統文化を伝承します。

○文化活動への取組

- ・文化活動を進める場として文化施設を活用します。
- ・各種文化事業や講座など、文化活動に自主的に参加します。

（４）事業者の行動

○歴史的遺産の保護活動への参加

- ・史跡や天然記念物など文化財保護活動に参加するとともに、市民の活動を支援します。

○伝統文化の継承への協力

- ・地域の伝統行事や活動に参加し、伝統文化の継承を支援します。

○文化活動への取組

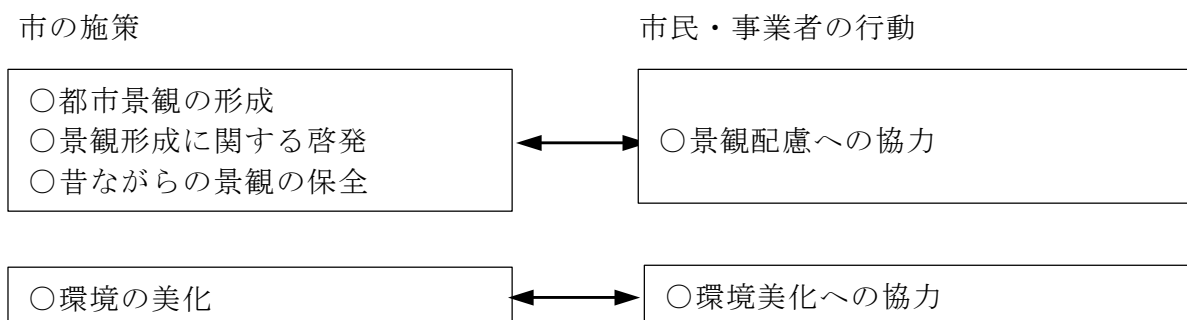
- ・文化活動に自主的に取り組むとともに、市民の活動を支援します。

取組２４ 良好な景観の形成

（１）取組の方向性

市は、公共施設などの整備の際に、良好な都市部・田園部での景観の形成・保全に配慮します。また、市民や事業者への地域での活動の参加を促すとともに、啓発を行うことによって、計画的な景観形成と環境美化を推進します。市民・事業者は、地区景観との調和に努めるとともに、地域の環境美化活動などの取組に積極的に参加します。

《取組の体系》



（２）市の施策

○都市景観の形成

- ・自然・歴史的景観の保全を図るとともに、周辺の景観や環境との調和に配慮した公共施設の整備を進めます。
- ・サインデザインマニュアルに基づいてデザインを統一した交通案内標識類を設置します。
- ・啓発事業による住民意識の高揚を図るとともに、地区計画制度や建築協定の活用により民間施設の良好な景観形成を進めます。
- ・安全で快適な通行空間を確保し、都市景観を向上させるため、電線類地中化整備を推進します。
- ・愛知県屋外広告物条例に基づき、広告物の設置者に景観形成に関する協力を求めます。
- ・景観形成作物(ヒマワリ、コスモスなど)の栽培を促進し、緑地景観としての保全を図ります。

○景観形成に関する啓発

- ・「美しい愛知づくり景観資源リスト」などを通じ、景観に関する市民意識の高揚を図ります。

○昔ながらの景観の保全

- ・田畑や里山といった田園部の景観を保全します。

○環境の美化

- ・放置自転車の撤去や駐輪場の活用を進めます。
- ・ごみのポイ捨て防止や犬のフンの始末の指導
- ・啓発を行うとともに、春秋の清掃の日には、全市的な環境美化の取組を行います。

- ・地域での清掃など環境美化推進活動を支援します。
- ・アダプトプログラムの登録を呼びかけ、支援します。

(3) 市民の行動

○景観配慮への協力

- ・建物の外観を周辺の景観と調和するように努めます。
- ・地域における景観づくりの取組に参加します。
- ・田畑や里山といった田園部の景観保全に努めます。

○環境美化への協力

- ・自転車を放置せず、駐輪場の適切な使用を心がけます。
- ・空き缶、たばこの吸い殻、チューインガムなどのごみのポイ捨てをせず、犬のフンの始末をします。
- ・地域での清掃など環境美化推進活動に参加します。
- ・アダプトプログラムに登録し、活動します。

(4) 事業者の行動

○景観配慮への協力

- ・建物の外観を周辺の景観と調和するように努めます。
- ・広告物のデザインや形状、色彩は、周囲の景観に配慮したものにします。
- ・地区計画制度や建築協定などにより、良好な都市景観の形成に努めます。
- ・地域における景観づくりの取組に参加します。

○環境美化への協力

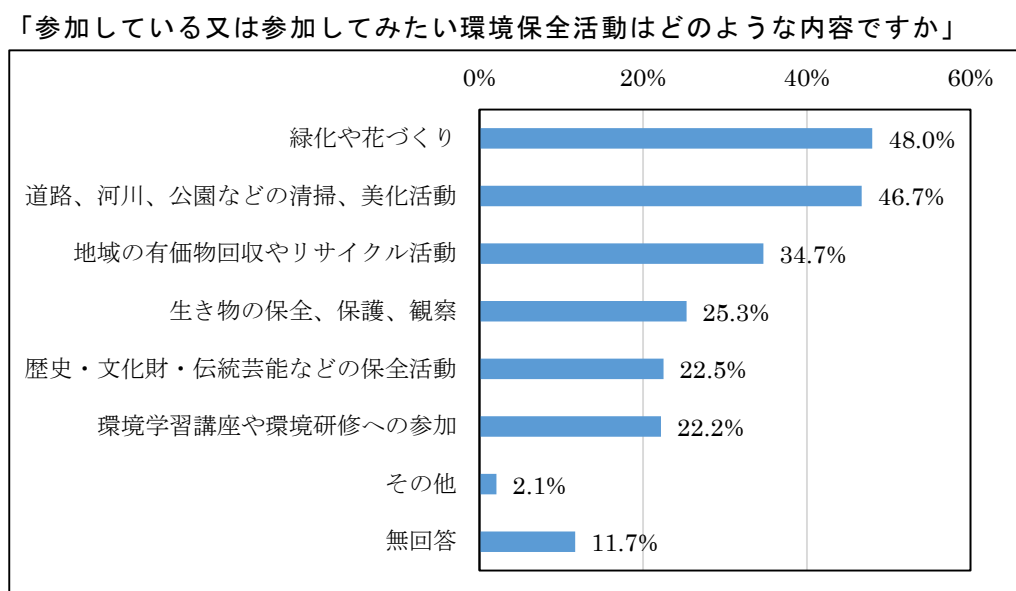
- ・地域での清掃など環境美化推進活動に参加します。
- ・アダプトプログラムに登録し、活動します。

環境目標⑪ みんなで考え、行動しよう

◆現状と課題

(1) 環境の現状

- 本市は、「環境出前講座」として、職員がいつでも出向いて身近な環境問題から地球温暖化の要因と対策について、簡易な実験などをしながら説明を行っています。また、「ごみの分別学習会」、「エコクッキング体験講座」や、毎年夏休み期間中に行う、市内小学校4年生から6年生を対象とした「子ども環境学習体験講座」などを開催しています。
- 市民の環境に関する意識調査の結果では、「参加している又は参加してみたい環境保全活動はどのような内容ですか。」という問いに対して、緑化活動や美化活動について、半数近い方が参加意識を示しています。

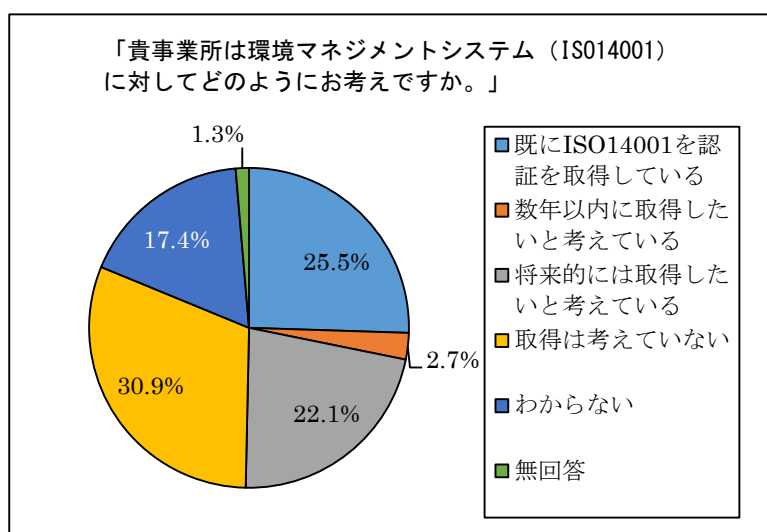


複数回答

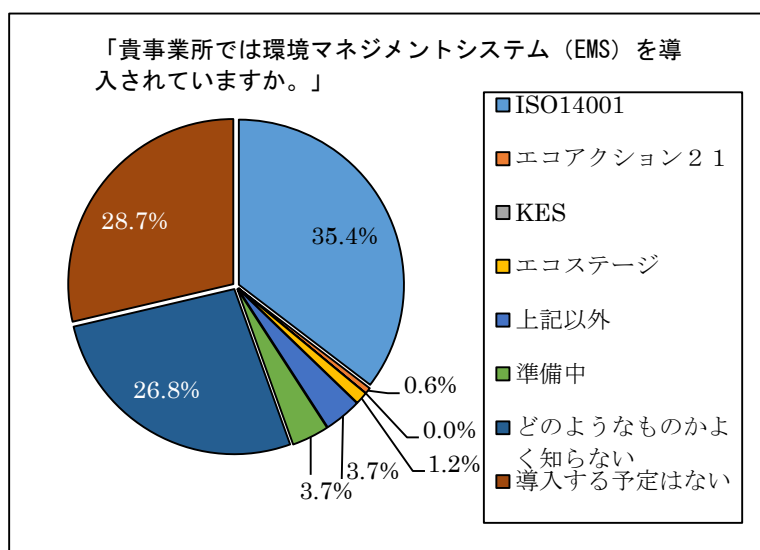
資料：市民の環境に関する意識調査（H20）

○平成 20 年（2008 年）に実施した事業者の環境に関する意識調査の結果では、「貴事業所は環境マネジメントシステム（ISO14001）に対してどのようにお考えですか。」という問いに対して、回答のあった 149 社中、「取得している」（38 社）または「取得を考えている」（37 社）という回答が 50.3%とおおよそ半数の割合となっていました。

しかし、平成 26 年に実施した豊川市地球温暖化対策実行計画アンケート調査（事業所）では、「貴事業所では環境マネジメントシステム（EMS）を導入されていますか。」の問いに対して、回答のあった 164 社中、「ISO14001」が 58 社、「エコアクション 21」が 1 社、「エコステージ」が 2 社、「それ以外に何らかの環境マネジメントシステムを導入」が 6 社となっています。導入「準備中」の 6 社を含め、ISO14001 を始めとした環境マネジメントシステムの導入件数は増加しており、導入割合は、44.5%となっています。



資料：事業者の環境に関する意識調査（H20）



資料：豊川市地球温暖化対策実行計画アンケート調査（H26）

(2) 課題の整理

- 今日の環境問題の多くは、産業活動はもちろん市民の日常生活と深く結びついており、市・市民・事業者が一体になり、本市の環境について考え、行動していく必要があります。地域全体で環境に配慮した行動を進めていくためには、地域でのコミュニケーションの場、機会をつくり、地域での連帯意識を持つことが大切です。
- 市からの情報提供を充実させるとともに、市民や事業者が環境に関する取組や情報を共有しあうことができる仕組みをつくる必要があります。
- NPO や市民活動団体など多様な団体が得意な分野を担当し、特色を活かしながら一緒になって取組を推進していくことが重要です。
- 将来を担う子どもたちが環境に配慮した行動の実践者となるように、環境教育・環境学習を行うことが大切です。また、子どもたちの模範となるように、大人や事業者も環境に対する理解を含め、実践していくことが重要です。家庭・学校・地域など多様な場で、それぞれ年齢階層に応じた環境学習を推進していく必要があります。

◆目標とする指標

環境指標	過去値	現状値	目標値
環境講座の年間参加者数	1,477 名 (H20 年度)	1,380 名 (H25 年度)	2,000 名 (H31 年度)
「豊川市清掃の日」参加者数	50,593 名 (H20 年度)	55,659 名 (H25 年度)	60,000 名 (H31 年度)
市ホームページ環境部局アクセス数	4,843 件/年 (H20 年度)	5,275 件/年 (H25 年度)	10,000 件/年 (H31 年度)

※「豊川市清掃の日」は、「豊川市空き缶等のごみの散乱の防止に関する条例」に基づき、毎年春・秋の年2回、市内一斉清掃活動を行っています。

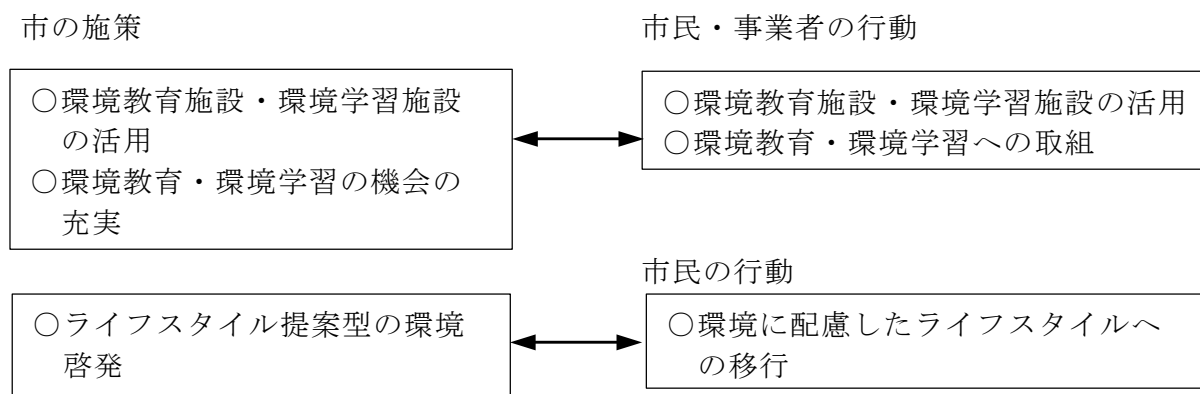
◆目標達成に向けた取組

取組25 環境教育・環境学習の推進

(1) 取組の方向性

市民が環境に関心を持ち、環境に配慮した生活を行う意識向上のために、市は、環境教育施設・環境学習施設の活用を進めるとともに、環境教育・環境学習の機会を提供します。市民・事業者は、環境教育施設・環境学習施設の活用と環境教育・環境学習への参加によって環境情報を得ることで、環境に配慮したライフスタイルへ移行するよう心がけます。

《取組の体系》



(2) 市の施策

○環境教育施設・環境学習施設の活用

- ・自然観察など野外環境教育の拠点として野外センターや赤塚山公園の活用を図ります。
- ・市内図書館においては、環境関連資料の収集と提供を進めます。

○環境教育・環境学習の機会の充実

- ・環境講座、環境イベントを充実します。
- ・市民参加による環境調査を行います。
- ・環境保全団体やこどもエコクラブ*との連携や支援を行います。
- ・水辺の学習体験、農業体験学習など、学校外での環境学習機会の場を充実させるとともに、これらの学習に関する情報を積極的に発信していきます。
- ・多様化・専門化する市民の学習ニーズに応えるため、大学や研究機関などによる専門的知識を有した講師の公開講座や出前講座などの取組を進めます。
- ・環境学習リーダーの養成に取り組みます。
- ・環境副読本の作成や活用により、学校教育の中で環境学習・環境教育への取組を進めます。
- ・環境学習や環境イベント、環境配慮活動などへの参加者にエコポイントを発行し、エコグッズと交換するなど市民の環境事業への参加を促進します。

○ライフスタイル提案型の環境啓発

- ・エコマネーやグリーンコンシューマー*活動などの、環境に配慮した消費活動やライフスタイルを広める市民活動を推進します。
- ・スマートコミュニティやスマートハウスなど環境に配慮したまちづくりや家づくりを啓発します。

(3) 市民の行動

○環境教育施設・環境学習施設の活用

- ・野外センターや赤塚山公園などの環境教育施設・環境学習施設を活用します。

○環境教育・環境学習への取組

- ・環境講座などの環境学習会、環境イベント、環境調査などの環境活動に参加します。
- ・こどもエコクラブや環境保全団体に参加し、自主的に環境学習や実践活動を行います。

○環境に配慮したライフスタイルへの移行

- ・エコマネーやグリーンコンシューマー活動などの、環境に配慮した消費活動やライフスタイルに移行します。

(4) 事業者の行動

○環境教育施設・環境学習施設の活用

- ・環境教育施設や環境学習施設を積極的に活用します。

○環境教育・環境学習への取組

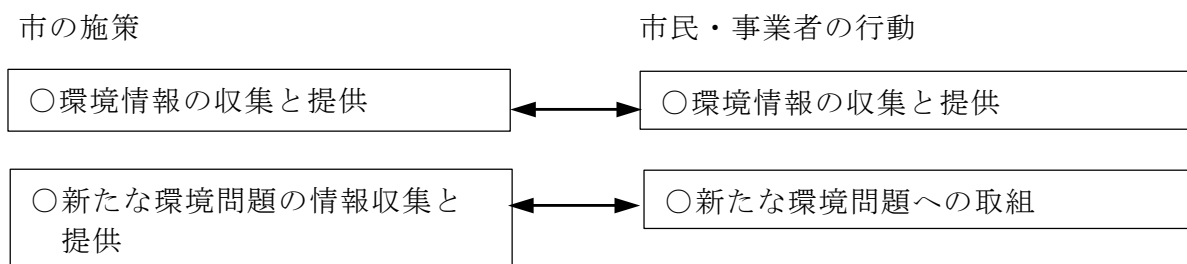
- ・環境講座などの環境学習会や環境イベントなどの環境活動に参加・支援します。
- ・こどもエコクラブや環境保全団体を支援します。
- ・従業員に対する環境教育を進めます。

取組２６ 環境情報の収集と提供

（１）取組の方向性

環境情報の収集と提供を行うことで、市民への正しい環境問題の周知と自主的な環境活動への参加の促進を図ります。また、市民や事業者に新たな環境問題の情報提供を行うことによって、その周知・協力を求めます。市民・事業者は、市から提供された情報から環境問題への対策に取り組めます。

《取組の体系》



（２）市の施策

○環境情報の収集と提供

- ・ 環境情報の収集を行い、広報やインターネットなどにより、環境情報の提供を進めます。
- ・ 国・県・市が実施する環境に関する助成制度の情報を収集し、提供します。
- ・ 教育用インターネットなど学校間での情報交換を進めます。
- ・ 環境保全型の農業や商店に関する情報を提供し、支援を行います。
- ・ 環境調査結果や市が実施した環境の取組について年次報告書を作成します。

○新たな環境問題の情報収集と提供

- ・ 国などが発信する化学物質に関する関連法規制などの情報把握に努め、市民・事業者積極的に情報提供を行います。

（３）市民の行動

○環境情報の収集と提供

- ・ 環境に関する保全活動に積極的に参加するとともに、環境に関する取組などについて、広報やインターネットなどにより情報収集を行います。
- ・ 自らの団体が行った環境に関する調査結果、環境活動内容などを市に提供します。

○新たな環境問題への取組

- ・ 国や市などが発信する化学物質に関する関連法規制などの情報を収集します。

(4) 事業者の行動

○環境情報の収集と提供

- ・自らの企業が行っている環境に関する取組や情報を市・市民に提供します。
- ・広報やインターネットなどにより、環境情報の収集に努めます。

○新たな環境問題への取組

- ・国や市などが発信する化学物質に関する関連法規制などの情報を収集します。



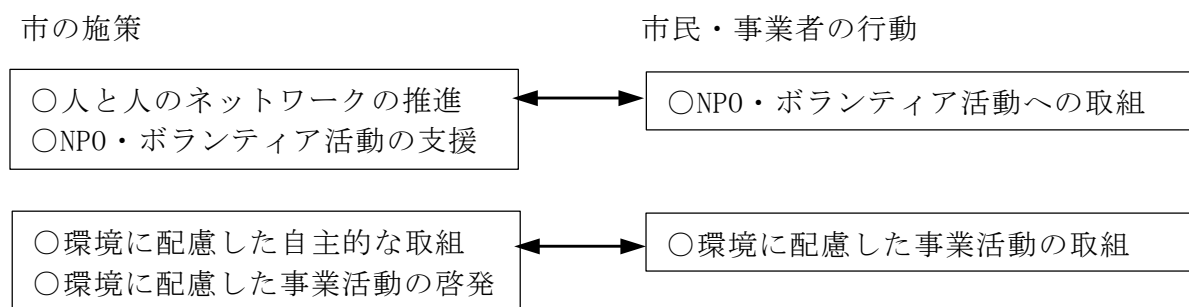
〔豊川市環境部局ホームページ〕

取組２７ 自発的活動の促進

（１）取組の方向性

市民・事業者が連携して自発的に環境保全活動に取り組むことができるよう、市は、市民団体等のネットワーク化の推進、指導者の育成、市民活動の支援を行うとともに、公共施設での環境に配慮した取組を進めます。市民・事業者は、環境保全に関する活動や NP0・ボランティア活動に取り組めます。また、事業者は、環境に配慮した事業活動に取り組めます。

《取組の体系》



（２）市の施策

○人と人とのネットワークの推進

- ・環境保全活動を行う市民や市民団体が相互に情報交換、交流ができるようネットワーク形成を支援します。
- ・インタープリター*、こどもエコリーダーなど、環境保全活動の指導者の育成を行います。
- ・積極的に環境保全の取組を行っている団体・事業所を紹介する仕組みづくりを行います。
- ・姉妹都市や友好都市提携地域との環境情報の交換や交流を推進します。
- ・アダプトプログラムの活用により、市民や事業者の環境保全への参加と意識向上を図ります。

○NP0・ボランティア活動の支援

- ・NP0・ボランティア活動への支援を行います。
- ・リーダーの育成や NP0・ボランティア団体へ、活動情報の提供の支援を行います。

○環境に配慮した自主的な取組

- ・公共施設における省資源・省エネルギー、環境に配慮した物品購入や工事などの取組を示す豊川市役所地球温暖化対策実行計画を推進します。
- ・市職員の積極的な取組を推進するため、個々の職員が特に取り組むべきものを「豊川市役所エコ・アクション」と位置づけ、「節電・節水」「燃料節約」「ごみ減量」の分野別に目標値を示した職員ガイドブックに基づき取組を推進します。
- ・公共施設において、環境の保全に配慮した施設整備・運営管理を進めます。
- ・環境への負荷が少ない輸送を促進するため、職員の公共交通機関の利用を推進します。

- ・企業誘致優遇施策の実施などにより、エコビジネス*の企業立地の促進を図ります。

○環境に配慮した事業活動の啓発

- ・公害を防止し、環境の保全に配慮した事業活動を指導します。また、ISO14001 やエコアクション 21*など環境マネジメントシステムの導入に関する適切な情報提供を行います。
- ・資源が循環し、ゼロ・エミッション*を目指す産業活動を啓発します。

(3) 市民の行動

○NPO・ボランティア活動への取組

- ・NPO・ボランティア活動に自主的に参加します。

(4) 事業者の行動

○NPO・ボランティア活動への取組

- ・環境に関する保全活動に積極的に参加するとともに、環境に関する取組などについて情報収集を行います。
- ・NPO・ボランティア活動への支援を行います。

○環境に配慮した事業活動の取組

- ・環境の保全に配慮した施設整備・運営管理を進めます。
- ・環境への負荷が少ない輸送を促進するため、従業員の公共交通機関の利用を推進します。
- ・エコビジネスを展開するよう努めます。
- ・ISO14001 やエコアクション 21 など環境マネジメントシステムを導入するため、公害を防止し、環境の保全に配慮した事業活動を推進します。
- ・資源が循環し、ゼロ・エミッションを目指す産業活動に努めます。

第5章 重点施策（後期5年）

第1節 重点施策の役割

本章では、5つの環境像で展開されている施策のうち、前期5年の実績を踏まえ、特に課題の重要性が高く、後期5年で重点的に取り組むべき施策を、重点施策として位置づけ、推進していきます。

【期間】平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度）までの後期5年間

第2節 重点施策の構成

環境像1～5の「低炭素社会の実現」、「生物多様性の保全」、「循環型社会の実現」、「住みよさ」、「参加と協働」という視点に立ち、優先的に取り組むべき施策と目標値で、各重点施策を構成しています。

重点施策①

地球温暖化対策推進プロジェクト

地球温暖化防止のため、二酸化炭素やその他温室効果ガスの排出量削減を目指します。

- 1－1 省エネルギーの推進
- 1－2 再生可能エネルギー、新エネルギーシステムの普及促進
- 1－3 公共交通機関利用の促進、エコカーの導入促進
- 1－4 地球温暖化防止について関心を高める事業

重点施策②

生物多様性保全プロジェクト

本市域の恵まれた自然環境とそこに生息・生育する動植物の保護・保全を図ります。

- 2－1 自然環境調査の実施
- 2－2 里地・里山の保全
- 2－3 農地の保全と農業への支援
- 2－4 自然豊かな水辺の保全

重点施策③

ごみ減量・有効利用プロジェクト

廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用を推進します。

- 3－1 ごみ減量大作戦の展開
- 3－2 刈草・剪定枝などのリサイクル施設の整備
- 3－3 廃食油のリサイクル推進
- 3－4 生ごみの減量と排出量抑制の推進

第3節 重点施策の展開

重点施策① 地球温暖化対策推進プロジェクト

◆目標値

環境指標	過去値	現状値	目標値
豊川市地球温暖化対策実行計画区域施策編による市域からの温室効果ガスの排出量	全体 2,016,890t-CO ₂ 家庭部門 241,768t-CO ₂ (H17年度)	全体 1,516,861t-CO ₂ 家庭部門 239,203t-CO ₂ (H24年度)	全体 1,448,551t-CO ₂ 家庭部門 217,698t-CO ₂ (H31年度)
太陽光発電システム設置基数	648基 (H20年度末)	3,638基(累計) (28,600kW) (H25年度末)	5,000基(累計) (35,000kW) (H31年度末)

1-1. 省エネルギーの推進

(1) 豊川市地球温暖化対策実行計画区域施策編の推進

我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）により、区域の温室効果ガス削減計画「地方公共団体実行計画」の策定が特例市（人口20万人以上）に義務付けられています。

本市は、策定の義務はありませんが、平成26年度に策定した豊川市地球温暖化対策実行計画区域施策編に基づき温室効果ガスの削減の取組を推進していきます。

(2) 家庭・事業所における省エネルギーの推進

温室効果ガス削減の取組を進めるため、市民や事業所における省エネルギーの啓発や市民向けの省エネ診断（うちエコ診断）の取組を行います。

番号	年次計画				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
(1)	計画の推進				継続実施 →
(2)	家庭・事業所における省エネルギーの啓発				継続実施 →
		うちエコ診断士の取得	うちエコ診断の実施		継続実施 →

1-2. 再生可能エネルギー、新エネルギーシステムの普及促進

(1) 太陽光発電システムの普及促進

市民の再生可能エネルギー利用を積極的に支援するため、住宅用太陽光発電システムの設置に対し助成を行い、二酸化炭素排出量の削減に向けて取組を進めます。

(2) 風力・小水力発電システムの情報収集

二酸化炭素などが発生する化石燃料を主体とした従来のエネルギーに代わるクリーンなエネルギーとして風力や小水力発電が期待されており、我が国では導入が進んでいます。風力発電については、低周波など、人への健康被害や鳥への被害などの問題も有りますが、費用対効果の面を考えると再生可能エネルギーの中でも雨や曇り、夜でも発電できるというメリットがあります。また、近年では、水路などを利用した小水力発電が注目されていることから本市でも風力・小水力発電システムの情報収集と研究を行います。

(3) 家庭用蓄電池・燃料電池の導入推進

太陽光発電システムの導入と併せ、発電した電力の有効利用と災害などの停電時に備える蓄電池や燃料電池の導入を推進するため助成を行います。

(4) ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）の導入推進

太陽光発電や蓄電池、家庭内の電気設備をつないで、エネルギーを「見える化」し、「自動制御」で効率的に省エネや節電するエネルギーの管理システム（ホームエネルギーマネジメントシステム HEMS）の導入を推進するため助成を行います。

番号	年次計画				
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1)	住宅用太陽光発電システム設置支援				→ 継続実施
(2)	風力・小水力発電システムの情報収集と研究				→ 継続実施
(3)	家庭用蓄電池・燃料電池導入支援検討	家庭用蓄電池・燃料電池導入支援			→ 継続実施
(4)	ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）導入支援検討	ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）導入支援			→ 継続実施

1－3．公共交通機関利用の促進、エコカーの導入促進

(1) 公共交通機関の利用促進

公共交通基本計画に基づき、本市の鉄道網や公共施設の配置、地域特性に応じた豊川市コミュニティバスの運行を開始し、利用状況に応じた路線網の整備を図り利用者の増加に努めます。

(2) エコカーなどの導入促進

公用車は、低公害車やプラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車の導入を図ります。

また、市民や事業者などのプラグインハイブリッド車や電気自動車、燃料電池車の導入を促進するため、導入に対する助成を行います。

番号	年次計画				
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1)	市内バス路線・コミュニティバスの利用促進事業の実施				→ 継続実施
(2)	エコカーの率先導入				→ 継続実施
	プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車導入支援検討	プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車導入支援			→ 継続実施

1－4．地球温暖化防止について関心を高める事業

(1) エコチャレンジカレンダーの配布と出前講座の実施

市内の小学5年生を対象に毎月楽しみながら地球温暖化防止について学べる「エコチャレンジカレンダー」を配布し、省エネやCO₂削減について関心を高める取組を実施します。また、電気自動車を活用し、小学校や児童クラブなどで地球温暖化防止についての出前講座を実施します。

(2) 緑のカーテンの普及・啓発

ヒートアイランド対策、省エネ効果、街の美観向上など、緑のカーテンには、様々な効果があり、地球温暖化対策として市民や事業所への普及・啓発を進めます。

また、市内小中学校や保育園、公共施設など率先して緑のカーテンを設置します。

番号	年次計画				
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1)	エコチャレンジカレンダーの配布と出前講座の実施				→ 継続実施
(2)	緑のカーテンの普及・啓発				→ 継続実施

重点施策② 生物多様性保全プロジェクト

◆目標値

環境指標	過去値	現状値	目標値
「身近な自然環境調査」市民参加者数	135 名 (H22 年度)	675 名 (累計) (H25 年度)	1,500 名 (累計) (H31 年度)
河川の水生生物	豊 川：水質階級Ⅰ 佐奈川：水質階級Ⅱ 音羽川：水質階級Ⅱ (H20 年度)	豊 川：水質階級Ⅰ 佐奈川：水質階級Ⅱ 音羽川：水質階級Ⅰ (H25 年度)	豊 川：水質階級Ⅰ 佐奈川：水質階級Ⅱ 以上 音羽川：水質階級Ⅰ (H31 年度)

2-1. 自然環境調査の実施

(1) 市民参加による身近な生き物調査

平成 23 年度（2011 年度）に実施した「身近な生き物調査」の報告を活用して調査を継続し、生物多様性の保護・保全についての理解を深めるとともに、体験を通じて自然の大切さを市民と共に考えていきます。調査は、毎年実施し、市内の自然環境の変化を確認していきます。

番号	年次計画				
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1)	調査の実施				継続実施

2-2. 里地・里山の保全

(1) 里地・里山の保全

里地・里山は、集落と集落に近い山のすそ野から田畑が広がる里にかけての一带を意味し、多くの動植物が生息・生育し、人間にとって豊かな恵みを与えてくれる貴重な空間であり、新緑や紅葉など四季折々の美しい景観を見せてくれます。

この里地・里山を、持続可能なまちづくりの重要なポイントとして自然環境調査を行い、市民や事業者とともに保全活動を推進します。

番号	年次計画				
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1)	里地・里山の調査・保全				継続実施

2-3. 農地の保全と農業への支援

(1) 耕作放棄地の解消と人材育成

耕作放棄地は、病虫害・鳥獣被害の発生・拡大などの営農面での悪影響、さらには、廃棄物の不法投棄、景観の悪化を引き起こします。そのため、豊川市耕作放棄地対策協議会と連携し、耕作放棄地の解消に努めます。また、豊川市担い手育成総合支援協議会と連携し、「農業塾」や「就農塾」などの農業研修を活用し、次世代の農業を担う人材の育成を図ります。

番号	年次計画				
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1)	耕作放棄地の 解消、人 材育成				継続実施

2-4. 自然豊かな水辺の保全

(1) 水質浄化の推進

豊川や佐奈川、音羽川など自然豊かな水辺を保全するために、生活排水対策を図る必要があり、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などを計画的に推進します。

(2) 水の有効利用の推進

水循環の自然な回復に向けて、市民が実施する雨水タンクの設置や不用浄化槽の雨水貯留槽への転用に対して助成を行います。

また、道路側溝の雨水を地下へ浸透させるため、浸透施設の設置を進めます。

番号	年次計画				
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1)	公共下水道 の整備及び 接続率の向 上				継続実施
	合併処理浄 化槽の普及・ 啓発				継続実施
(2)	雨水タンク などの設置 支援				継続実施
	雨水浸透施 設の設置				継続実施

重点施策③ ごみ減量・有効利用プロジェクト

◆目標値

環境指標	過去値	現状値	目標値
市民一人一日当たり ごみ排出量（家庭系、事業系一般廃棄物）	1,123 （H20 年度）	1,056g （H25 年度）	980g （H31 年度）
上記のうち資源回収量	209g （H20 年度）	185g （H25 年度）	330g （H31 年度）

※ごみ排出量には、資源として排出されるものを含みます。従って、ごみと資源を分別しても、ごみ排出量は減りません。

3-1. ごみ減量大作戦の展開

（1）ごみ減量大作戦の展開

愛知県では、経済活動や日常生活の場である地域という共通の場を舞台に、住民や企業、大学、行政などによる、環境を基調とした横断的で統合的なコラボレーション（環境協働）によって、持続可能な社会づくりを進めていくため、平成 19 年（2007 年）3 月に「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を策定しました。

本市では、平成 22 年度（2010 年度）にごみ処理基本計画を改定（5 年ごとに改定）し、総合的かつ計画的にごみ減量および適正処理のため 4 R を推進するとともに、エコプロジェクトチーム「豊川ごみ減らし隊」を中心に、「ごみ減量大作戦」に取り組み、ゼロ・エミッションの実現を目指します。

番号	年次計画				
	平成 27 年度 （2015 年度）	平成 28 年度 （2016 年度）	平成 29 年度 （2017 年度）	平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）
（1）	ごみ処理基本計画改定	計画に基づく取組の実施			継続実施 →
	「豊川ごみ減らし隊」による取組の実施				継続実施 →

3-2. 刈草・剪定枝などのリサイクル施設の整備

(1) 刈草・剪定枝のリサイクル施設の整備

バイオマスタウン構想に基づき、平成 28 年度（2016 年度）に刈草・剪定枝の堆肥化施設を整備し、河川敷の刈草や街路樹の剪定枝などを堆肥化することにより、ごみ排出量の抑制および資源の有効利用を図ります。堆肥化した有機物資源（バイオマス）は、農地還元による循環型農業の推進に寄与します。剪定枝はチップ状態でも需要があるため、破砕処理の段階でも利用が可能となります。また、焼却処理量の削減および燃焼効率の増加による経費削減が期待でき、CO₂削減にもつながります。

(2) 不燃ごみ・資源の選別施設の整備

現在の不燃ごみ選別施設の老朽化による限界と資源選別施設の処理能力不足への対応のため、刈草・剪定枝の堆肥化施設敷地内に両施設を一括で整備し、運営効率を上げ経費節減を図ります。

番号	年次計画				
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1)	刈草・剪定枝のリサイクル施設建設工事	同左	施設稼働		
(2)	不燃ごみ・資源の選別施設建設工事	同左	施設稼働		

3-3. 廃食油のリサイクル推進

(1) 家庭からの廃食油のBDF（バイオディーゼル燃料）化の推進

資源の有効利用と市民のバイオマス利用に対する意識の向上を図るため、家庭で排出される廃食油を回収し、環境にやさしいバイオディーゼル燃料に精製し、さまざまな代替燃料として使用範囲の拡大を図ります。

番号	年次計画				
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1)	回収場所、回収日の拡充				継続実施

3－4．生ごみの減量と排出量抑制の推進

(1) 生ごみひとしぼり運動の展開

家庭から排出される可燃ごみの約 40%は生ごみと言われており、生ごみは多くの水分を含んでいます。家庭でちょっと生ごみのひとしぼりを行うことで、生ごみを減量することができます。「生ごみひとしぼり運動」として市民への啓発および協力について積極的な広報活動を行います。

(2) 生ごみ処理機の普及促進

生ごみの排出量を抑制するために、生ごみを家庭で簡単に堆肥化することができる生ごみ処理機の購入に対し助成を行い、家庭から出る生ごみの自家処理を推進します。

番号	年次計画				
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1)	生ごみひとしぼり運動 啓発				継続実施
(2)	生ごみ処理 機購入支援				継続実施

第4節 市民・事業者の行動

重点施策① 地球温暖化対策推進プロジェクト

【市民の行動】

- ・地球温暖化防止のため、省エネルギー機器の購入や節電などに取り組みます。
- ・太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムなど再生可能エネルギーを利用した設備の設置を進め、また、蓄電池や燃料電池の設置やホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）の導入についても検討します。
- ・自家用車を購入する時は、低公害車やプラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車を選び、運転時には、エコドライブを実践します。
- ・緑のカーテンを設置します。

【事業者の行動】

- ・事業活動において、環境に配慮した省エネルギー機器や事務用品を使用するなど省エネルギー活動を行い、また、再生可能エネルギー設備の導入などの取組を実践します。
- ・車は、低公害車やプラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車を導入し、エコドライブを実践します。
- ・緑のカーテンを設置します。

重点施策② 生物多様性保全プロジェクト

【市民の行動】

- ・多様な野生動植物や森林などの保全活動に参加します。
- ・「身近な生き物の調査」に参加し、自然の大切さを考えます
- ・河川・海岸にごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
- ・公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を行います。

【事業者の行動】

- ・農地の登録制度を活用し、耕作放棄地の解消を図ります。
- ・開発による自然環境への影響を回避または最小限にします。

重点施策③ ごみ減量・有効利用プロジェクト

【市民の行動】

- ・4Rを意識して生活するとともに、適切なおみ分別を行います。
- ・生ごみの水切りや堆肥化により、生ごみの削減に取り組みます。
- ・一人ひとりが「もったいない」の意識を高め、再使用するよう心がけます。

【事業者の行動】

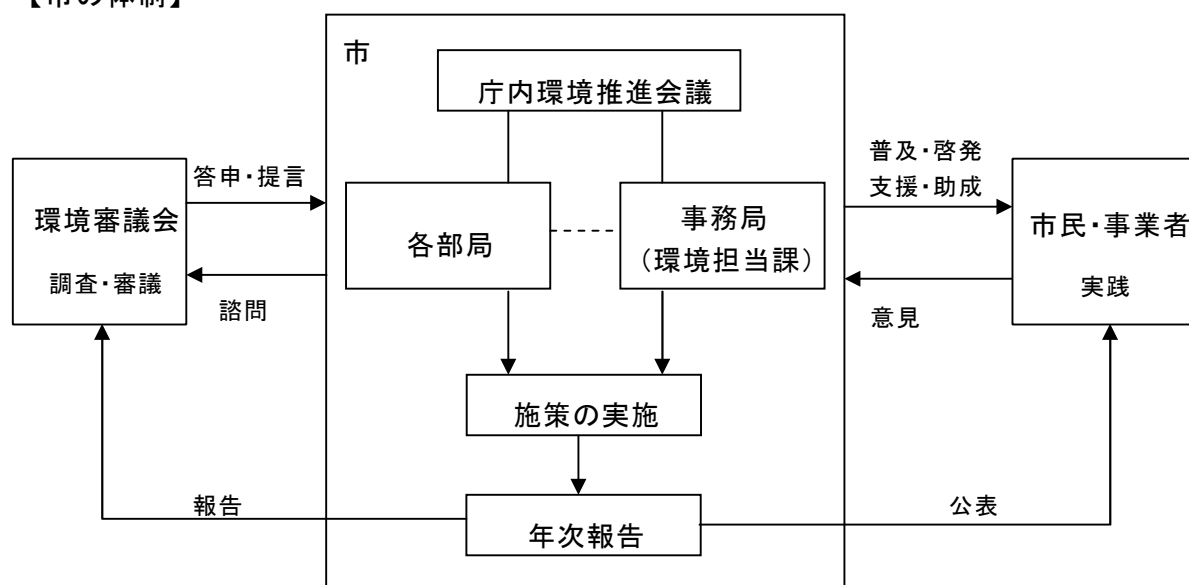
- ・廃棄物の適切な回収や処理に取り組みます。
- ・刈草・剪定枝の堆肥化によるリサイクルに取り組みます。

第6章 計画推進に向けた方策

第1節 計画の推進体制

本市の将来像、環境像の実現を目指し、本計画の環境保全の施策や行動を、市・市民・事業者が、それぞれの役割分担と責任のもと、相互に協力しながら推進します。

【市の体制】



本計画に位置づけた施策・事業は、関係各課がそれぞれの役割を担いながら総合行政として展開することが重要です。そのため、各取組における施策に基づき、関係各課において施策・事業の総合調整や進行管理、そのための情報交換などを、横断的につなぐ庁内組織体制として庁内環境推進会議を設けます。

また、今日の環境問題には、市域を超えた広域的な対応が求められています。このため、国、県、他の市町村と協力して、連携を密にし、環境の保全のための施策を推進します。

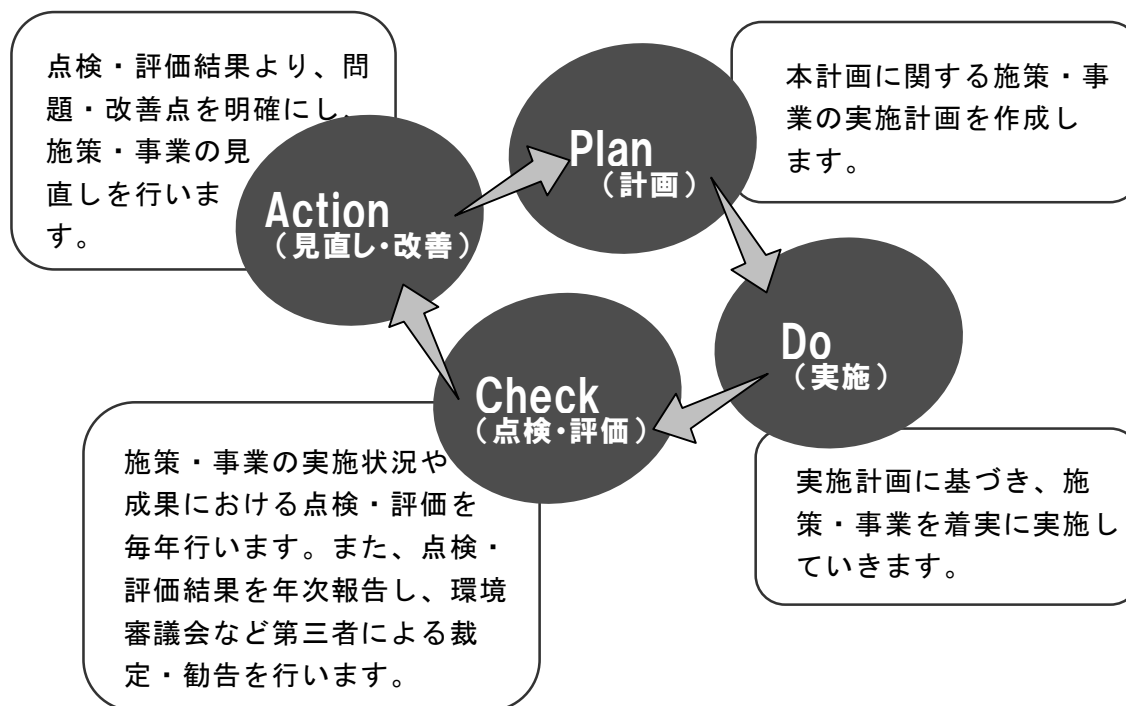
【市民・事業者の意見の反映】

市は、年次報告として、毎年、環境の状況と環境保全に関して講じた施策について報告書を作成し、これを公表し、広く市民・事業者の意見の反映に努めます。

環境審議会は、学識経験者、各種団体の代表者、関係行政機関の職員の委員で構成されており、環境基本計画に関する事項、環境の保全や創造に関する基本・重要事項を調査審議する機関であり、年次報告を受け、本計画の推進について調査・審議および提言を行います。

第2節 計画の進行管理

本計画を着実に推進するために、PDCA サイクルによる継続的な推進と改善を図り、本計画の進行管理を行います。



参考資料

1. 環境基本計画策定・見直しの経緯

策定時（平成 20 年度）

月 日	会議・調査	内 容
10 月 3 日	第 1 回環境審議会	第 1 次環境基本計画の内容と取組状況
10 月 29 日	豊川市環境基本計画に関するアンケート実施	市民：920 人（回収率 46.0%）事業所：149 事業所（回収率 49.7%）
11 月 27 日	庁内環境推進会議	庁内環境推進会議設置要綱について市の環境に関する現況と課題の整理
12 月 22 日	第 2 回環境審議会	市の環境に関する現況と課題の整理今後のスケジュール
1 月 15 日	関係各課ヒヤリング	環境関連施策の実施状況今後の取組状況
3 月 19 日	第 3 回環境審議会	望ましい将来像、環境像、環境目標の検討

（平成 21 年度）

月 日	会議・調査	内 容
6 月 25 日	関係各課依頼	関係各課環境関連施策調査依頼
7 月 10 日	庁内環境推進会議	望ましい将来像、環境像、環境目標の検討取組、環境指標の検討
7 月 28 日	第 1 回環境審議会	望ましい将来像、環境像、環境目標の検討取組、環境指標の検討
10 月 22 日	関係各課ヒヤリング	環境目標、取組、環境指標、目標値の検討関係 13 課
12 月 7 日	庁内環境推進会議	関係各課の取組事項の聞き取り・確認
12 月 21 日	第 2 回環境審議会	環境目標、取組、環境指標、目標値の検討重点施策、概要版の検討
1 月 29 日	生活文教委員会	環境基本計画（案）パブリックコメントについて
2 月 1 日	パブリックコメント	市ホームページ、本庁、支所、市民館などで実施
3 月 4 日	庁内環境推進会議	計画書・概要版の検討
3 月 9 日	第 3 回環境審議会	計画書・概要版の検討

見直し時（平成 26 年度）

月 日	会議・調査	内 容
8 月 12 日	第 1 回環境審議会	環境基本計画の見直しについて方針説明
9 月 18 日～ 10 月 31 日	庁内環境推進会議	関係各課への取組事項の調査及び聞き取り・確認
11 月 25 日	第 3 回環境審議会	環境基本計画見直し案について（諮問）
3 月 6 日	第 4 回環境審議会	環境基本計画見直し案の修正案提示
		環境基本計画見直し案について（答申）

豊川市環境審議会員名簿

(豊川市環境基本計画策定時)

平成 22 年 1 月 1 日現在

区分	氏 名	所属・役職等
学識経験者	◎藤田 佳久	愛知大学教授
	○後藤 尚弘	豊橋技術科学大学准教授
	樋口 俊寛	豊川宝飯医師会会長
	藤野 和裕	豊川薬剤師会会長
	中島 国輔	愛知県地球温暖化防止活動推進員
	田中みや子	愛知県地域環境保全委員
各種団体の 代表者	水野 守	豊川市連区長会代表
	天野 蝶子	豊川商工会議所代表
	柴田 勝	ひまわり農業協同組合代表
	吉川 邦博	(社)穂の国青年会議所代表
	伊藤 典子	豊川市青年団協議会代表
	小野 孝子	東部生活学校代表
	山口 五月	豊川リサイクル運動市民の会代表
	竹尾 真弓	エコ☆はじめの一步代表
	山口 祝子	豊川市生活排水クリーン推進員代表
関係行政機 関の職員	永草伸一朗	東三河県民事務所環境保全課長
	越川 孝康	豊川保健所生活環境安全課長
	天野 雅博	豊川市生活活性部長

◎は、会長、
○は、副会長

(豊川市環境基本計画見直し時)

平成 27 年 1 月 1 日現在

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	◎藤田 佳久	愛知大学名誉教授
	○後藤 尚弘	国立大学法人豊橋技術科学大学准教授
	中島 国輔	愛知県地球温暖化防止活動推進員代表
	田中みや子	愛知県地域環境保全委員代表
各種団体の代表者	米浪 誠	豊川商工会議所 産業基盤強化委員会委員長
	大石 明宣	一般社団法人豊川市医師会会長
	寺部 重人	一般社団法人豊川市薬剤師会会長
	鈴木 宏	豊川市連区長会副会長
	木藤 昇一	ひまわり農業協同組合総合企画部長
	小野 孝子	東部生活学校運営委員長
	山口 五月	豊川リサイクル運動市民の会会長
	丹下恵美子	エコ☆はじめの一步役員
関係行政機関の職員	林 正人	東三河総局県民環境部環境保全課長
	勝見 富和	豊川保健所生活環境安全課長
	池田 宏生	豊川市環境部長

◎は、会長、
○は、副会長

2. 用語解説

あ行

アダプトプログラム

市民と市が協力し合い、まちの環境美化を推進していくため、道路、公園、河川などの公共施設を市民が美化ボランティアとなって管理していく制度。アダプトとは英語で「養子縁組をする」という意味から、美化ボランティアが「里親」となり、道路、公園、河川などを「養子」とみなして清掃・美化活動を行う。

インタープリター

自然観察、自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、自然が発する様々な言葉を人間の言葉に翻訳して伝える人をいう（Interpret＝通訳）。一般的には植生や野生動物などの自然物だけでなく、地域の文化や歴史などを含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行う人を総称している。

エコアクション21

中小企業などにおいても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価および環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。

エコビジネス

環境保全の多様化と空間的拡大に対応して、環境保全に役立つ商品やサービスの提供、社会経済システムを環境保全型に変えるために必要な技術の開発提供などを行うビジネス。環境負荷を低減する装置を作るビジネス、低公害車やエコロジーグッズなどの環境負荷の少ない製品を製造販売するビジネス、廃棄物処理業や環境調査・コンサルティング・サービスなど環境保全に資するサービスを提供するビジネスに加えて、砂漠緑化や下水道整備などの社会基盤を整備するビジネスがある。

か行

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

グリーンコンシューマー

環境に配慮した行動をする消費者をいう。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する、環境に配慮した製品が通常の製品より高価であってもあえて購入するという環境保護意識の高い消費者である。広義には、ごみの分別や省エネルギーに取り組むエコライフを実践する生活者や、環境配慮商品をグリーン調達する企業も含まれる。

クールアース・デー

天の川を見ながら、地球環境の大切さを日本国民全体で再確認し、年に一度、低炭素社会への歩みを実感するとともに、ライトダウンを中心とした、家庭や職場における取組を推進するための日として、7月7日をクールアース・デーとしている。

クールシェア、ウォームシェア

家族で1つの部屋で過ごしたり、図書館や商業施設などまちの施設やイベントに出かけることで家庭の冷暖房に係るエネルギー消費を減らし、家庭や地域で楽しく節電する取組。

コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

こどもエコクラブ

次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、平成7年（1995年）に当時の環境庁が主体となり発足した事業。

コミュニティバス

地方自治体がまちづくりなど住民福祉の向上を図るため交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じた『まち』の活性化等を目的として、自らが主体的に運行を確保するバスのこと。

さ行

サイクル&ライド

自転車を駅周辺の駐輪場に停めて（Cycle）、電車やバスに乗り換えてもらう（Ride）ことで、自動車利用を抑制するための方策の1つである。

再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」によりエネルギー源として持続的に利用することができると認められるものとして規定されている太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスのこと。

水質階級

きれいな水でしか生きることのできない生物や、汚い水でも生きることができる生物など、水質の程度をあらわす29種の生物（指標生物）を用いて、その水域の水のきれいさをⅠ～Ⅳという4つの階級に分類したもの。

ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。

た行

デポジット制度

製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度。

特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、平成16年（2004年）の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）によって規定された生物。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもとも

とあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして政令により定められる。平成 17 年（2005 年）6 月に第一次指定が発表され、ペットのアライグマ、タイワンリスなどを含む 1 科 4 属 32 種の 37 種類が指定されている。

は行

パーク&ライド

自動車を駅周辺の駐車場に停めて（Park）、電車やバスに乗り換えてもらう（Ride）ことで、自動車利用を抑制するための方策の 1 つである。

バイオディーゼル燃料

植物性廃食用油（採種油、大豆油、パーム油など）の資源化技術のひとつで、環境にやさしいバイオディーゼル燃料に精製したもの。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排泄物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用もある。

バスロケーションシステム

バスの走行位置情報を把握し、主要な停留所の案内表示板、インターネット、携帯電話などを通じて、バスの到着予測時刻およびバスの走行位置をバス利用者が手軽に確認することができるサービス。GPS（ジーピーエス）や無線通信機器を車両に搭載し、運行状況をリアルタイムに把握し、バス利用者に提供することで利便性の向上を図ることを目的とする。

ビオトープ

湿性地、草地、雑木林、水田など、さまざまな動植物が生息・生育する空間のこと。

ビルディングエネルギーマネジメントシステム(BEMS)

オフィスビルのエネルギーの効率的な利用、いわゆる省エネルギーを図るシステムのこと。オフィスビルなどで使用される機器や設備を一元化し、エネルギー使用と管理を高効率に行う機器やシステムのことを指す。

プラグインハイブリッド車

外部からバッテリーに充電することで、モーターのみで電気自動車として近距離走行できる一方で、長距離走行時にはガソリンエンジンなどが自動的に稼動する車のこと。

ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)

住宅向けのエネルギーの効率的な利用、いわゆる省エネルギーを図るシステムのこと。住宅で使用される機器や設備を一元化し、エネルギー使用と管理を高効率に行う機器やシステムのことを指す。

ポジティブリスト制度

食品衛生法により農薬残留基準が設定されていない、農薬が残留する食品の販売などを禁止した制度。

ま行

ミティゲーション

開発事業による環境への影響を軽減するための保全行為のことで、「回避」「小化」「矯正」「軽減」「代償」の5つの考え方がある。これは、自然環境への影響をできる限り「回避」または「小化」し、やむを得ず環境が損なわれる場合は「矯正」や「軽減」措置を取り、後の手段として「代償」を講ずるというもの。

緑のカーテン

アサガオやヘチマのように、ツルが伸びて何かに巻き付いて伸びる種類の植物(ツル性植物)で作る、自然のカーテン。

や行

ユニバーサルデザイン

言葉の違いや利き手、障害の有無、老若男女に関わらず、全ての人が使いやすいデザインという考えた方や、その考えに沿って作られた物やまちを表す。

ら行

緑化アドバイザー制度

緑化に対して専門的・先進的な知識や技術を持つ方を「緑化アドバイザー」として登録し、小中学校における総合学習や地域における学習会などに派遣する制度。

アルファベット

BOD75%値 (Biochemical Oxygen Demand75%)

BODとは、日本語では「生物化学的酸素要求量」といいます。これは水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で表され、数値が小さいほど水質がよいとされています。75%値とは、年間を通して観測したデータのうち小さいほうから数えて全体の75%にあたる数値です。

COP(Conference of the Parties)

国際条約の締約国が集まって開催する会議のこと。

ESCO(Energy Service Company:エスコ)

ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。ESCO事業は、省エネ効果をESCOが保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCOの経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

FSC(Forest Stewardship Council:森林管理協議会)の森林認証制度

森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行われているかどうかを、信頼できるシステムで評価し、それが行われている森林を認証する制度。そして、その森林から生産された木材や木材製品（紙製品を含む）には、FSC ロゴマークが付く。

ISO(International Organization for Standardization)

国際標準化機構。国際的な非政府間機関（民間機関）であり、製品およびサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を助長するために、世界的な標準化とその関連活動の発展開発を図ることを目的としている。環境マネジメントシステムの規格である ISO14001、品質マネジメントシステムの規格である ISO9001 を制定している。

MSC(Marine Stewardship Council:海洋管理協議会)の水産認証制度

持続可能で適切に管理された漁業から得られた天然魚とその原材料を使用した水産製品を認証する制度。この制度により認証された水産製品には MSC ロゴマークが付く。

PRTR 制度(Pollutant Release and Transfer Register)

化学物質排出移動量届出制度。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量および廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は事業者からの報告や統計資料などを用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量などを把握、集計し、公表する仕組み。

数字

3R

Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の総称。

4R

Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）である 3 R に Refuse（リフューズ：断る）を加えたもの。